

平成 3 0 年度政策チェックアップ評価書（案）

（業績指標個票：未定稿）

業績指標 1
最低居住面積水準未満率

評価

N	目標値：早期に解消（令和2年） 実績値：4.2%（平成25年度） —（平成30年度） 初期値：4.2%（平成25年）
---	---

（指標の定義）

健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模（最低居住面積水準）未満の住宅に居住する世帯の割合。（A/B）

※A：最低居住面積水準未満世帯数 B：主世帯総数

注 最低居住面積水準（住生活基本計画（全国計画）において設定）の概要

- (1) 単身者 25㎡
- (2) 2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡

注 主世帯：一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。

（目標設定の考え方・根拠）

健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な水準として、「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）に基づき、最低居住面積水準未満世帯の早期解消を目指す。

（外部要因）

世帯構成の変化、平均年収の推移、居住ニーズの多様化等

（他の関係主体）

民間事業者等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

【閣決（重点）】

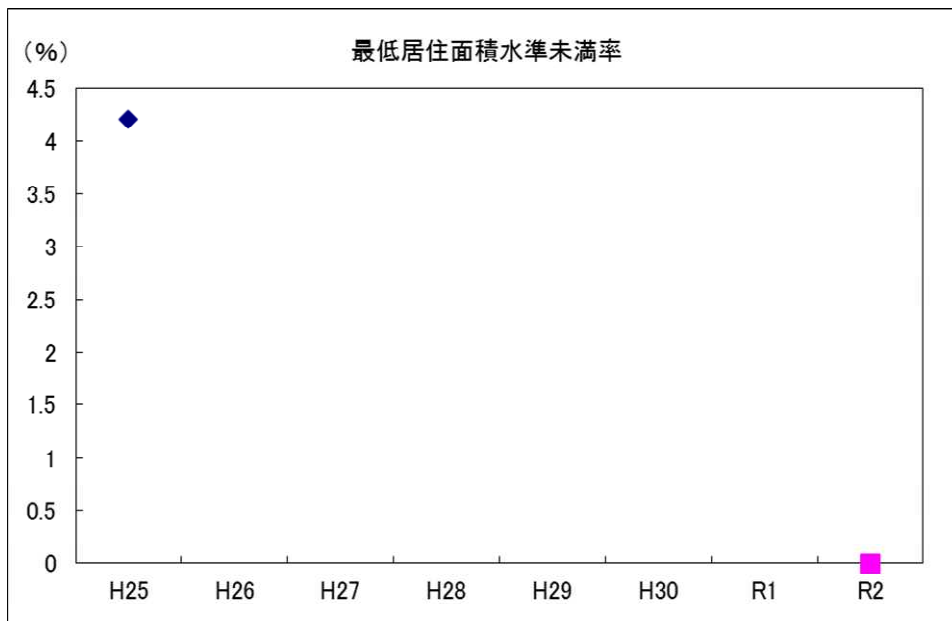
なし

【その他】

なし

過去の実績値						（暦年）
H25	H26	H27	H28	H29	H30	
4.2%	—	—	—	—	※	

※H30住宅・土地統計調査（総務省）の「住宅及び世帯に関する基本集計」公表（2019.9予定）後に集計。



主な事務事業等の概要

- ・住宅ローン減税や認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除、住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置、住宅用家屋の所有権登記等に係る登録免許税の特例措置、住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置、新築住宅に係る固定資産税の減額措置、住宅金融支援機構の証券化支援事業、買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置等により、良質な持家取得を促進する。
- ・居住用財産の買換えや譲渡に係る課税の特例措置により、多様なライフステージに応じた円滑な住み替えや新生活への再出発を支援する。
- ・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進する。
- ・高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯等の入居の円滑化を支援する。
- ・特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除や優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法による貸家住宅に係る固定資産税の特例措置により、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。
- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

—

(事務事業等の実施状況)

- ・住宅ローン減税等の税制の特例措置により優良な持家の取得を促進した。
- ・住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家の取得を促進した。
(証券化支援事業 平成29年度実績：92,407戸、平成30年度実績：85,674戸)
- ・買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税・不動産取得税の特例措置により質の高い既存住宅の取得を促進した。
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した。
(平成29年度整備戸数実績：604戸)
- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給に係る取組みを行った。
(平成26年度実績：1地区において公募実施（事業者決定済み）)
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進した。(平成30年度までの累計実績：1,030戸)
- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。
(平成29年度整備戸数実績：14,376戸)

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・実績値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、Nと評価した。
- ・実績値の評価や課題の特定、今後の取組みの方向性の提示にあたっては、これまで講じてきた事務事業の実施状況等に対する評価のほか、世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を行っていく必要がある。
- ・本業績指標は、政策上も重要なことから、新たな住宅セーフティネット制度を創設するなど、今後も、住生活基本計画（平成28年3月18日）で定められている通り、令和7年度を目標年度とし健康で文化的な住生活を営む基礎として、早期に解消を図ることを目指す。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 阿萬 哲也）
関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 中尾 晃史）
住宅局住宅総合整備課（課長 石坂 聡）
住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 上森 康幹）
住宅局安心居住推進課（課長 多田 治樹）
土地・建設産業局企画課（課長 鈴木 あおい）
土地・建設産業局不動産市場整備課（課長 武藤 祥郎）

業績指標 2

子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 (①全国*、②大都市圏*)

評価			
①	N	目標値：47%	(令和2年)
		実績値：42%	(平成25年)
		—%	(平成30年)
		初期値：42%	(平成25年)
②	N	目標値：45%	(令和2年)
		実績値：37%	(平成25年)
		—%	(平成30年)
		初期値：37%	(平成25年)

(指標の定義)

子育て世帯のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準)を満たす住宅に居住する世帯の割合 (A/B)

①※A：子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：子育て世帯総数

②※A：大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：大都市圏の子育て世帯総数

注1 子育て世帯：構成員に18歳未満の者が含まれる世帯

注2 誘導居住面積水準・・・住生活基本計画(全国計画)において設定

(1)一般型誘導居住面積水準・・・都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定

①単身者 55㎡ (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)

②2人以上の世帯 25㎡×世帯人数+25㎡

(2)都市居住型誘導居住面積水準・・・都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定

①単身者 40㎡ (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)

③ 2人以上の世帯 20㎡×世帯人数+15㎡

(出典)平成25年「住宅・土地統計調査」国土交通省独自集計

(目標設定の考え方・根拠)

世帯全体では約半数が誘導居住面積水準を達成していることを踏まえ、引き続き子育て世帯についても半数が誘導居住面積水準を達成することを目指し、「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(全国：50%(令和7年)、大都市圏：50%(令和7年))に基づき、現況値と令和7年度末までの目標値との差を按分し、令和2年度末までの数値を形式的に設定したものの。

(外部要因)

世帯構成の変化、平均年収の推移、居住ニーズの多様化等

(他の関係主体)

民間事業者等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月18日)

【閣決(重点)】

・ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日)

【その他】

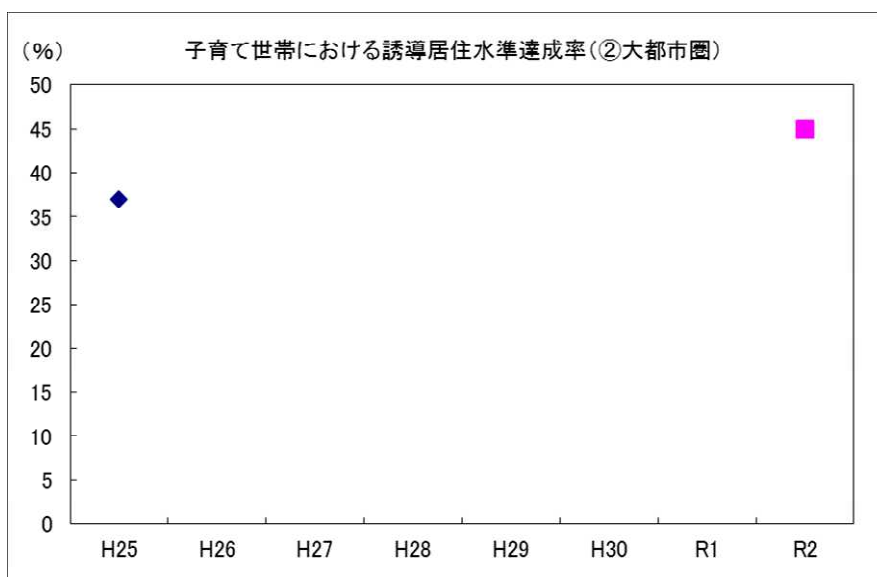
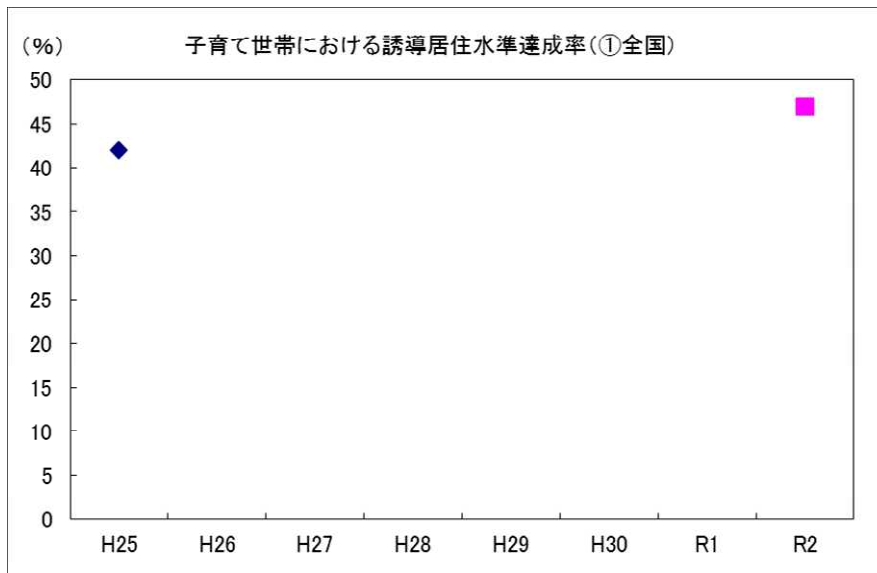
なし

過去の実績値

(暦年)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
①	42%	—	—	—	—	※
②	37%	—	—	—	—	※

※H30住宅・土地統計調査(総務省)の「住宅及び世帯に関する基本集計」公表(2019.9予定)後に集計。



主な事務事業等の概要

- ・地域優良賃貸住宅制度において、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成等を行い、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給を促進する。
- ・都市再生機構（UR）による家賃減額施策により、子育て世帯の入居を支援する。
- ・高齢者居住安定化基金による家賃債務保証制度により、子育て世帯等の入居の円滑化を支援する。
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進する。
- ・子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住宅とすること等を条件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

—

(事務事業等の実施状況)

- ・住宅ローン減税等の税制の特例措置により良質な持家の取得を促進した。
- ・住宅金融支援機構の証券化支援事業等により、良質な持家の取得を促進した。
(証券化支援事業 平成29年度実績：92,407戸、平成30年度実績：85,674戸)
- ・買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税・不動産取得税の特例措置により質の高い既存住宅の取得を促進した。
- ・都市再生機構（UR）による民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質な賃貸住宅の供給に係る取組みを行っ

た。

(平成26年度実績：1地区において公募実施(事業者決定済み))

- ・都市再生機構(UR)による家賃減額の施策により、子育て世帯の入居促進に係る取組みを行った。
(平成28年度実績：地域優良賃貸住宅制度を活用した減額制度等を導入)
- ・高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進した。
(平成30年度までの累計実績：1,030戸)
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した。
(平成29年度整備戸数実績：604戸)
- ・子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住宅とすること等を要件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・実施値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、Nと評価した。
- ・実績値の評価や課題の特定、今後の取組みの方向性の提示にあたっては、これまで講じてきた事務事業の実施状況等に対する評価のほか、世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を行っていく必要がある。
- ・全世帯数の約半数が誘導居住面積水準を達成している一方、子育て世帯については、未だ達成率が低く、政策上も重要なことから、フラット35(子育て支援型)による金利引下げや新たな住宅セーフティネット制度の創設などを講じており、今後も、無理のない負担で居住ニーズに応じた良質な住宅の確保を進める観点にて、子育て世帯についても半数が誘導居住面積水準を達成することを目指し、住生活基本計画(平成28年3月18日)に基づき、全体として居住水準を向上させることを目指す。

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局住宅政策課(課長 阿萬 哲也)
関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室(室長 中尾 晃史)
住宅局住宅総合整備課(課長 石坂 聡)
住宅局住宅総合整備課住環境整備室(室長 上森 康幹)
住宅局安心居住推進課(課長 多田 治樹)
土地・建設産業局企画課(課長 鈴木 あおい)

業績指標 3

建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率

評価	
A	目標値：平成28～令和7の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね9割 実績値：89.5%（平成29年度） 初期値：84.2%（平成28年度）

（指標の定義）

建替え等が行われる公的賃貸住宅団地数（100戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率（A/B）

B：計画期間中に建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）の数

A：Bのうち、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設を併設する団地（100戸以上）の数

（目標設定の考え方・根拠）

建替え等が行われる公的賃貸住宅団地（100戸以上）における、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率を示す指標として、住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）で設定している目標値（平成28～令和7の期間内に建替え等が行われる団地のおおむね9割）を設定したもの。

（外部要因）

地域における高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の充足

（他の関係主体）

地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構、民間事業者

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本計画（平成28年3月18日）

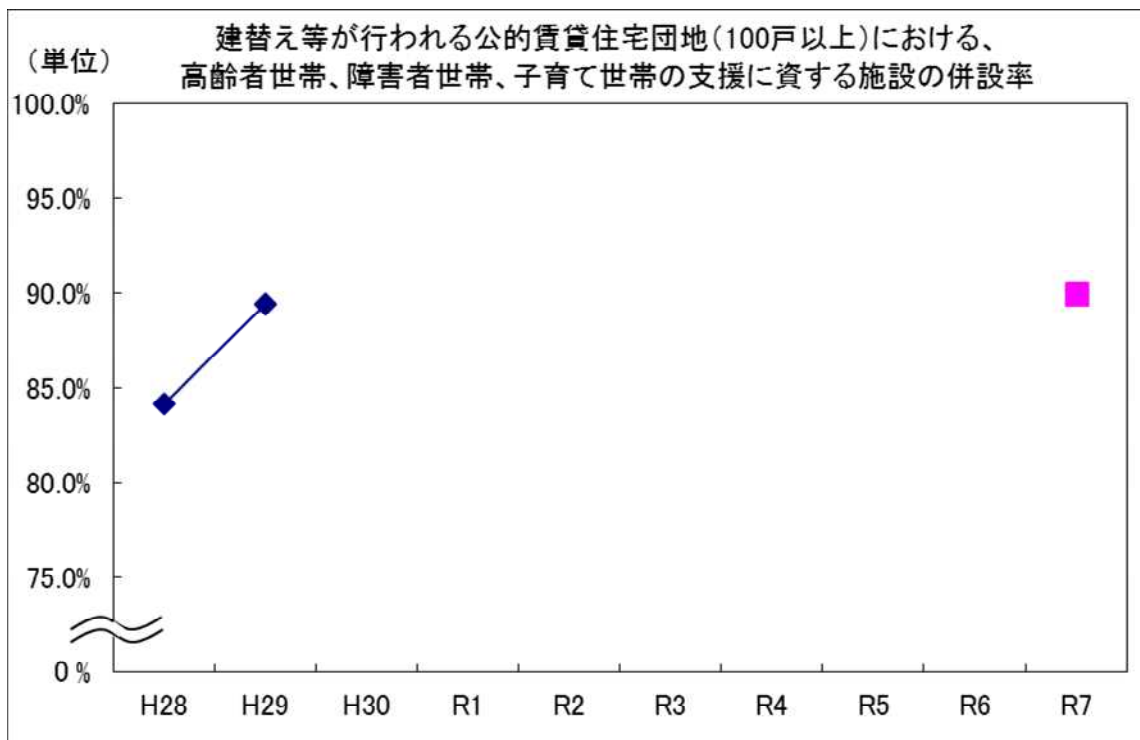
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値									(年度)
H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
84.2	89.5	集計中							



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進する。
- ・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、対象要綱上、100戸以上の公営住宅団地の建替えについては、原則、保育所等の生活支援施設を併設するもののみを補助対象の要件としている。
- ・高齢者生活支援施設等を公的賃貸住宅等と一体的に整備する事業に対し、補助を行う。
- ・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設（子育て支援施設、高齢者生活施設等）の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成28年度から29年度までに建替え等が行われた公的賃貸住宅団地(100戸以上)は171団地になるが、そのうち、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設を併設する団地は153団地となっており、順調に推移している。この実績値のトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)(参考)

- ・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。
(平成29年度整備戸数実績：14,376戸)
- ・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、公営住宅団地の建替えについて、保育所等の生活支援施設の併設を促進した。
(平成29年度併設施設数：7,827施設(5,154団地))
- ・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設(子育て支援施設、高齢者生活施設等)の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。
(平成29年度供給施設数：6施設(5団地)(都市再生機構賃貸住宅分))

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は順調に推移しており、目標年度に目標値を達成することが見込まれるため、Aと評価した。
公的賃貸住宅団地は、生活支援施設を併設し地域の福祉の拠点として整備することで、高齢者や子育て世帯等に対する多様なサービスを提供する場となりうるものであり、サービスが提供される環境整備は政策上も重要であることから、今後も引き続き生活支援施設の設置を促進する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局住宅総合整備課(課長 石坂 聡)
関係課：住宅局安心居住推進課(課長 多田 治樹)
住宅局総務課民間事業支援調整室(室長 中尾 彰史)

業績指標 4
 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合*

評価

B	目標値：3.1%（令和2年） 実績値：2.4%（平成29年） 2.4%（平成28年） 初期値：2.1%（平成26年）
---	---

（指標の定義）

高齢者向け住宅（高齢者向け賃貸住宅及び高齢者居住系施設）の供給量について、65歳以上の人口数で除して算出した割合

（算出式）

$$\text{高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合} = \frac{\text{高齢者向け住宅の供給量}}{\text{65歳以上の人口数}}$$

平成26年度末 2.1% = 694,807 / 33,000 千人
 平成29年度末 2.4% = 859,594 / 35,151 千人

（目標設定の考え方・根拠）

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を示す指標として、住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）で設定している目標値（4%（令和7年度））を基に、初期値と目標値との差を按分し、令和2年度の数値を形式的に設定したもの。

（外部要因）

世帯構成の変化、居住ニーズの多様化、高齢者人口数等

（他の関係主体）

民間事業者等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

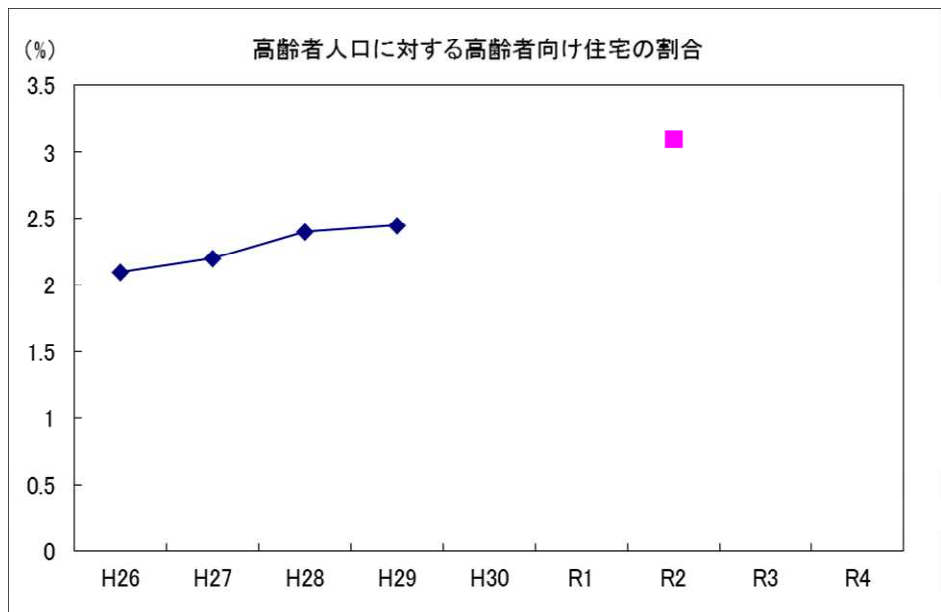
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年)
H26	H27	H28	H29	H30
2.1%	2.2%	2.4%	2.4%	集計中



主な事務事業等の概要

- ・サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じる。
- ・住宅金融支援機構による、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資や、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資に対する住宅融資保険制度を実施。
- ・地域優良賃貸住宅制度において、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する補助等を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は、平成 26 年度 2.1%から平成 29 年度 2.4%と微増しているが、今後、現状のトレンドのまま推移すると目標値を下回る可能性がある。

(事務事業等の実施状況)

- ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進した。
(平成 26 年度末実績：総登録戸数 177,722 戸)
(平成 27 年度末実績：総登録戸数 199,056 戸)
(平成 28 年度末実績：総登録戸数 215,955 戸)
(平成 29 年度末実績：総登録戸数 229,947 戸)
(平成 30 年度末実績：総登録戸数 244,054 戸)
- ・サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じた。
- ・住宅金融支援機構による、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資や、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資に対する住宅融資保険制度を実施した。
- ・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、当該業績指標の実績値は徐々に増加しているが、令和 2 年度の目的値を下回る可能性があることから B と評価とした。サービス付き高齢者向け住宅の供給量は着実に増加している一方で 65 歳以上の人口数も増加した影響により、目標達成に必要な供給量の見込みに達していないことが目標値を下回る理由として考えられる。

今後もサービス付き高齢者向け住宅の建設・改修費等に対する補助等の施策を着実に推進し、高齢者向け住宅の供給を促進する。

地域優良賃貸住宅制度においても、引き続き賃貸住宅の整備等に要する費用に対する補助等の施策を着実に推進し、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。また、高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティーネット住宅）の周知・普及を進めていくとともに、住宅の改修や入居者負担の軽減等の支援を行い、高齢者向け住宅の供給を促進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局安心居住推進課（課長 多田 治樹）

関係課：住宅局住宅総合整備課（課長 石坂 聡）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 中尾 晃史）

業績指標 5

高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合

評価

B	目標値：84%（令和2年度） 実績値：77%（平成30年度） 初期値：77%（平成26年度）
---	--

（指標の定義）

サービス付き高齢者向け住宅の入居者や周辺住民の介護ニーズ等に適切に対応できるよう、今後供給されるサービス付き高齢者向け住宅のうち、高齢者生活支援施設が併設されたものの割合を90%に設定。

（目標設定の考え方・根拠）

高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合を示す指標として、住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）で設定している目標値（90%（令和7年度））を基に、初期値と令和7年度の目標値との差を按分し、令和2年度の数値を形式的に設定したもの。

（外部要因）

世帯構成の変化、居住ニーズの多様化、高齢者人口数、各地域における高齢者生活支援サービスの提供状況やニーズ等

（他の関係主体）

民間事業者等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

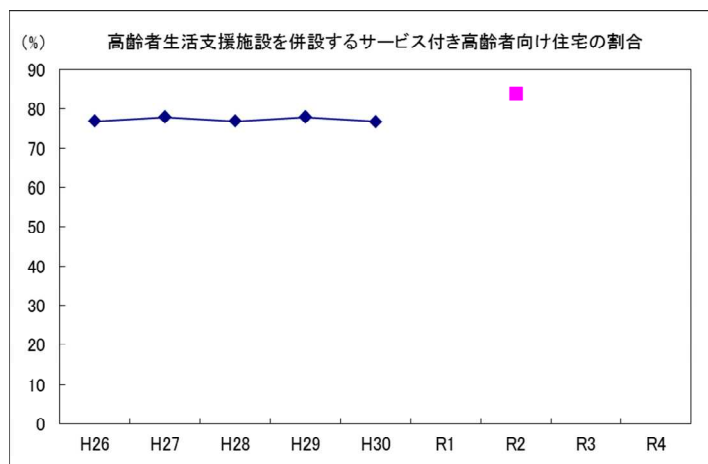
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
77%	78%	77%	78%	77%	



主な事務事業等の概要

- ・高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、高齢者生活支援施設の建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施する。
- ・住宅金融支援機構による、高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

サービス付き高齢者向け住宅は平成30年度末で約24.4万戸が整備されるなど、順調に供給されているものの、高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の割合は、平成26年77%から、平成27年78%、平成28年77%、平成29年78%、平成30年77%とほぼ横ばいである。現時点においては、過去の実績値によるトレン

ドを延長すると、令和2年度に目標値を下回る可能性がある。

(事務事業等の実施状況)

- ・高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進した。
(平成26年度末実績：総登録件数5,493件、併設する高齢者生活支援施設の登録件数4,241件)
(平成27年度末実績：総登録件数6,102件、併設する高齢者生活支援施設の登録件数4,737件)
(平成28年度末実績：総登録件数6,633件、併設する高齢者生活支援施設の登録件数5,115件)
(平成29年度末実績：総登録件数6,999件、併設する高齢者生活支援施設の登録件数5,460件)
(平成30年度末実績：総登録件数7,335件、併設する高齢者生活支援施設の登録件数5,640件)
- ・高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、高齢者生活支援施設の建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施した。
- ・住宅金融支援機構による、高齢者生活支援施設が併設されたサービス付き高齢者向け住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。
- ・サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じた。
- ・住宅金融支援機構による、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資や、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資に対する住宅融資保険制度を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり当該業績指標は横ばいであり、今後、現状のトレンドのまま推移すると目標値を下回る可能性があることから、Bと評価した。

高齢者生活支援施設を併設したサービス付き高齢者向け住宅の供給量は着実に増加しているが、デイサービスや訪問介護事業所、診療所等の高齢者生活支援施設を併設するかについては、各地域における同種の高齢者生活支援サービスの提供状況やニーズを含め、サービス付き高齢者向け住宅を建設・運営する民間事業者等の事業経営上の判断などに影響されること等から、目標達成に必要な供給量見込みに達していない。

民間事業者等に対する本施策の重要性に関するより一層の普及啓発を含め、高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の建設・改修費等に対する補助等の施策を着実に推進し、高齢者等が安心して健康に暮らすことができる住環境の実現を図る。

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局安心居住推進課(課長 多田 治樹)

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室(室長 中尾 晃史)

業績指標 6

都市再生機構団地（大都市圏のおおむね 1,000 戸以上の団地約 200 団地が対象）の地域の医療福祉拠点化

評価

B	目標値：100 団地程度（令和 2 年度） ※令和 7 年度までに 150 団地程度 実績値：49 団地 （平成 31 年 3 月末時点計 111 団地にて拠点化に向けて着手済） 初期値：0 団地（平成 27 年度）
---	--

（指標の定義）

都市再生機構団地における地域の医療福祉拠点化された状態とは以下に該当した場合をいう。

- ① 地方公共団体や関係団体による地域の連携体制が整備されていること。
- ② 地域の高齢化の見込み等を踏まえ、高齢者世帯や子育て世帯等の居住の場の確保・居住環境の整備、地域包括ケア・医療連携の方針が定められていること。
- ③ ②の方針に位置づけられた事項のうち、在宅介護・在宅医療が受けられる環境・体制、子育てしやすい環境が整備されていること

（目標設定の考え方・根拠）

団塊世代が後期高齢者となる令和 7 年度までに在宅医療・介護が受けられる環境を形成することが重要であり、特に大都市圏の急速な高齢化に対しては、既存のUR団地の再編等に合わせて、医療・福祉施設の誘致、居住環境の整備を図ることが有効であり、その進捗状況を示す指標として設定。

目標値は、まちひとしごと創生総合戦略（平成 28 年 12 月閣議決定）にもとづき、大都市圏のUR団地（おおむね 1,000 戸以上の約 200 団地）を対象に医療福祉拠点化に取り組むこととしているが、令和 2 年度までに 100 団地程度で拠点化を図ることとする。

（外部要因）

- 医療計画の動向（厚労省）
- 介護保険事業計画の動向（地方公共団体）

（他の関係主体）

地方公共団体、民間事業者、NPO法人、地域の大学等

（重要政策）

【施政方針】

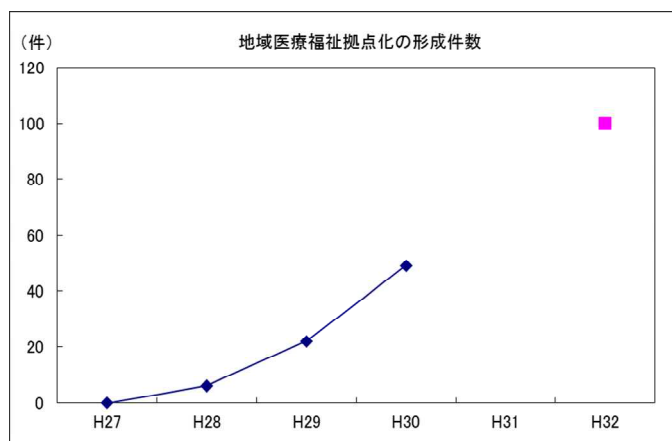
【閣議決定】

- 住生活基本計画（全国計画）（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）
- まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改定）（平成 28 年 12 月 22 日閣議決定）

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値				(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
	0 団地	6 団地	2 2 団地	4 9 団地



主な事務事業等の概要

・UR賃貸住宅の再編等に併せ、医療福祉施設等の誘致を推進し、団地周辺地域も含めた地域医療福祉拠点化を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成30年度までの実績値は49団地で形成済みであるが、30年度末までに形成した団地を含め計111団地にて地域医療福祉拠点化に向けて「着手」済み（おおむね1,000戸以上の団地）となっており、拠点化に向けた動向は順調であると考えられる。

(事務事業等の実施状況)

- ・UR団地の地域医療福祉拠点化に向け、地方公共団体等との連携体制の構築、医療福祉施設の誘致等による医療福祉サービス等の提供環境の整備、高齢者向け住宅の供給、バリアフリー化等の居住環境の整備などに取り組んでいる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標値（令和2年度100団地）に対して、平成30年度末実績値が49団地のため、Bと評価した（上記のとおり、111団地は着手済みのため、拠点化に向けた動向は順調であると考えられる。）。地域医療福祉拠点化が図られたUR団地の事例を参考としつつ、引き続き、地方公共団体等との連携の上、地域医療福祉拠点化を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総務課民間事業支援調整室

関係課： 該当なし

業績指標 7

空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合

評価

A

目標値：おおむね 8 割（令和 7 年度）
 実績値：6.5 割（見込み）（平成 30 年度）
 初期値：0 割（平成 26 年度）

（指標の定義）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年 11 月 27 日法律第 127 号）（以下、空家法）第 6 条第 1 項に基づく「空家等対策計画」を策定している市区町村数の、全市区町村数（1,741 団体）に対する割合

（目標設定の考え方・根拠）

市区町村において計画的な空き家対策を推進するため、住生活基本計画（全国計画）で設定している目標値を設定。

（外部要因）

空き家の増加

（他の関係主体）

市区町村

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成 28 年 3 月 18 日）

【閣決（重点）】

なし

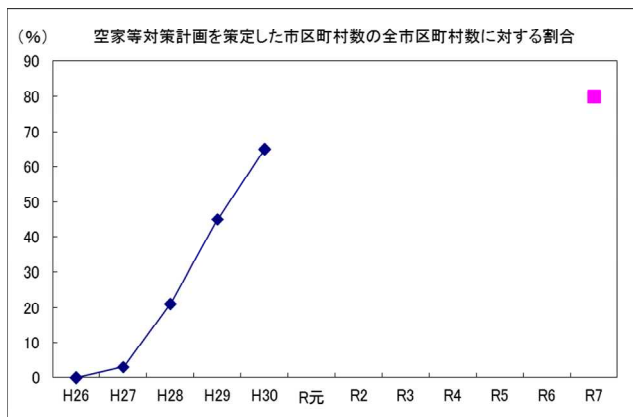
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
—	0.3 割	2.1 割	4.5 割	6.5 割（見込み）

**主な事務事業等の概要**

○空家等対策総合支援事業

空家等対策計画に基づき空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市区町村に対して補助を行う。

測定・評価結果**目標の達成状況に関する分析****（指標の動向）**

平成 27 年度の空家法施行以後、空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合は、着実

に増加している。

(事務事業等の実施状況)

○空き家等対策総合支援事業

空き家等対策計画に基づき空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市区町村に対して補助を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

本業績指標は、目標値の達成に向けて順調に推移していることから、「A」と評価した。今後も空き家等対策計画の策定を行った市区町村に対し、重点的に支援を実施する。

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 住宅局住宅総合整備課住環境整備室 (室長 上森 康幹)

関係課： 住宅局住宅政策課 (課長 阿萬 哲也)

業績指標 8

賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数

評価

A	目標値：400万戸程度に抑える（令和7年） 実績値：318万戸（平成25年） 347万戸（平成30年） 初期値：318万戸（平成25年）
---	---

（指標の定義）

住宅・土地統計調査（総務省）における空き家数のうち、「その他の住宅」の数

（目標設定の考え方・根拠）

急増する空き家の活用・除却の推進に向け、住生活基本計画（全国計画）で設定している目標値を設定。

（外部要因）

新規住宅着工数、世帯数等

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

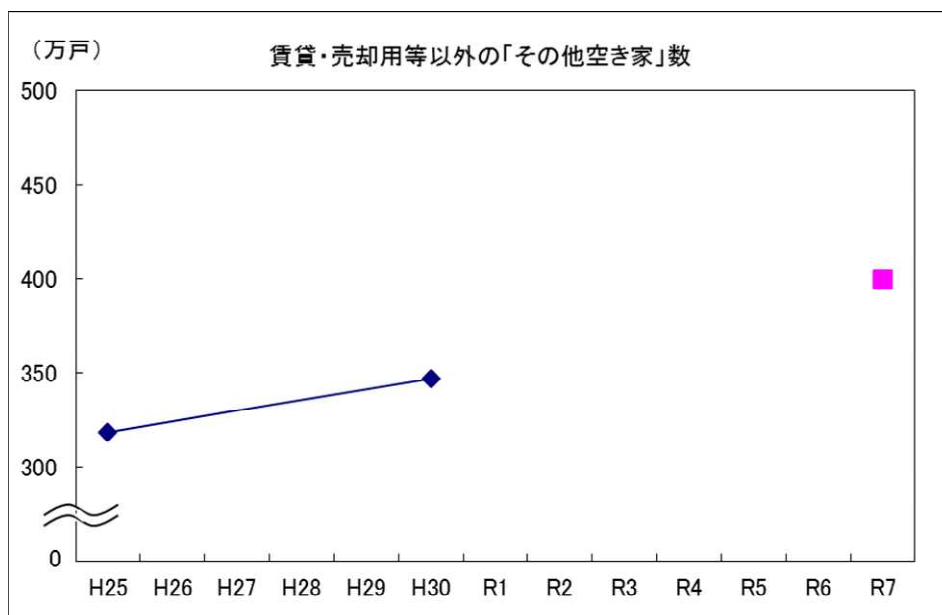
住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

【閣決（重点）】

なし

【その他】

過去の実績値					(暦年)
H25	H26	H27	H28	H29	H30
318万戸	—	—	—	—	347万戸



主な事務事業等の概要

- 空き家対策総合支援事業
空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して補助を行う。
- 空き家再生等推進事業
空家等対策計画を策定している等の市区町村を対象とし、居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却、空き家住宅又は空き建築物の活用等へ対し支援を行う。
- 既存住宅流通・リフォーム市場の整備
既存住宅流通・リフォーム市場の活性化のため、既存住宅の質の向上、良質な既存住宅が適正に評価される市場の形成、既存住宅を安心して取引できる環境の整備に向けた施策を行う。
- 空き家対策の担い手強化・連携モデル事業
空き家に関する多様な相談に対応できる人材育成や専門家等との連携による相談体制の構築、地方公共団体と専門家等が連携して共通課題の解決を行うモデル的な取組を支援する。
- 買取再販事業で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税・登録免許税の特例
買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税・登録免許税）の軽減措置を適用する。
- 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例
相続により生じた古い空き家（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限る。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合、譲渡所得から3000万円を特別控除する。
- 固定資産税等に関する所要の措置（住宅用地特例の解除）
空家法に基づく勧告をした特定空家等に係る敷地について住宅用地特例の対象から除外する。
- 宅地建物取引業法の一部改正
不動産取引のプロである宅建業者が、既存住宅状況調査技術者による建物状況調査（インスペクション）の活用を促すことで、売主・買主が安心して既存建物を取引できる市場環境を整備する。
- 安心R住宅制度
耐震性があり、インスペクション（建物状況調査等）が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に対し、国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める「安心R住宅」制度を創設する。
- 住宅セーフティネット制度
空き家等を活用した、低額所得者や高齢者、子育て世代などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度等を実施。
- 建築基準法の一部改正
戸建て住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化や大規模な建築物等に係る制限の合理化によって、既存建築ストックの活用に資する建築基準法の一部改正を行う。
- 建築物の除却・建替えによる密集市街地の不燃化促進
耐火性能の低い建築物の除却を促進し、不燃化することにより、密集市街地の安全性の向上を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

—

（事務事業等の実施状況）

- 空き家対策総合支援事業
空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して補助を行った。
- 空き家再生等推進事業
空家等対策計画を策定している等の市区町村を対象とし、居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空

き家住宅又は空き建築物の除却、空き家住宅又は空き建築物の活用等へ対し支援を行った。

○ 既存住宅流通・リフォーム市場の整備

既存住宅の質の向上、良質な既存住宅が適正に評価される市場の形成、既存住宅を安心して取引できる環境の整備に向けた施策を展開した。

○ 空き家対策の担い手強化・連携モデル事業

空き家に関する多様な相談に対応できる人材育成や専門家等との連携による相談体制の構築、地方公共団体と専門家等が連携して共通課題の解決を行うモデル的な取組を支援した。

○ 買取再販事業で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税・登録免許税の特例

買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税・登録免許税）の軽減措置を適用した。

○ 相続により生じた古い空き家（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限る。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合において、譲渡所得からの3000万円の特別控除を実施した。

○ 空家法に基づく勧告をした特定空家等に係る敷地について住宅用地特例の対象から除外する措置を講じた。

○ 宅地建物取引業法の一部改正

不動産取引のプロである宅建業者が、既存住宅状況調査技術者による建物状況調査（インスペクション）の活用を促すことで、売主・買主が安心して既存建物を取引ができる市場環境を整備した。

○ 安心R住宅制度

耐震性があり、インスペクション（建物状況調査等）が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に対し、国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める「安心R住宅」制度を創設した。

○ 住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を推進しており、全国で8,279戸（受付・審査中の住宅を合わせると10,962戸）が登録されている（2019年4月1日時点）。

○ 建築基準法の一部改正

戸建て住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化や大規模な建築物等に係る制限の合理化によって、既存建築ストックの活用に資する建築基準法の一部改正を行った。

○ 建築物の除却・建替えによる密集市街地の不燃化促進

密集市街地において、耐火性の低い建築物の除却に対し支援を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標値の達成に向けて順調に推移していることから、Aと評価した。

今後も、住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月閣議決定）に基づき、空き家の活用・除却を推進し「その他空き家」数の抑制を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 阿萬 哲也）

関係課：住宅局住宅総合整備課（課長 石坂 聡）

住宅局住宅総合整備課環境整備室（室長 上森 康幹）

住宅局生産課住宅瑕疵担保対策室（室長 神谷 将広）

住宅局建築指導課（課長 淡野 博久）

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 山下 英和）

土地建設産業局不動産課（課長 須藤 明夫）

業績指標 9
既存住宅流通の市場規模*

評価

N	目標値：8兆円（令和7年） 実績値：集計中（平成30年） 4兆円（平成25年） 初期値：4兆円（平成25年）
---	---

（指標の定義）
 指標 = A × B
 A = 土地と家屋を含めた消費者の既存住宅の購入価額 【出典：住宅市場動向調査（国土交通省）】
 B = 既存住宅の流通戸数 【出典：住宅・土地統計調査（総務省）】

（目標設定の考え方・根拠）
 「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）で設定している目標値（8兆円（令和7年））から設定

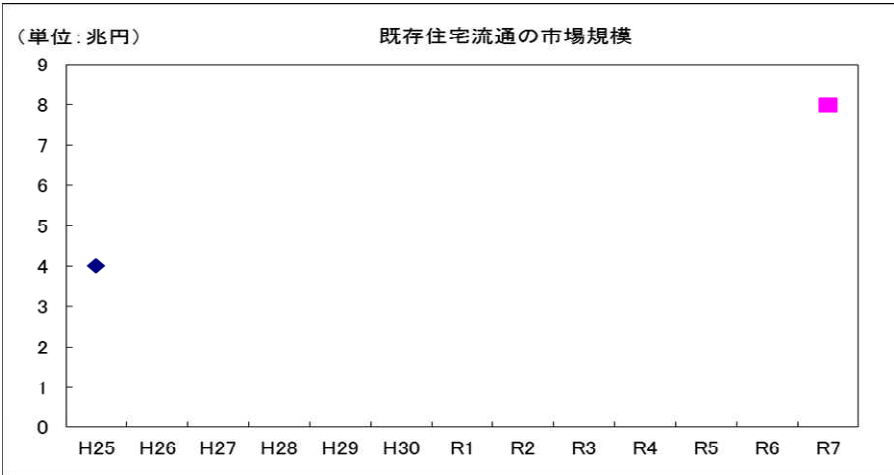
（外部要因）
 地価・住宅価格の動向、市場の金利動向、資金調達可能額の動向等

（他の関係主体）
 住宅建設業者等

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 ・住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）
 ・未来投資戦略2017（平成29年6月9日）
 ・ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日）
【閣決（重点）】
 なし
【その他】
 なし

過去の実績値						(暦年)
H25	H26	H27	H28	H29	H30	
4兆円	—	—	—	—	※	

※H30住宅・土地統計調査（総務省）の「住宅及び世帯に関する基本集計」公表（2019.9予定）後に集計。



主な事務事業等の概要

- 住宅履歴情報の整備
 円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工

内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。

○ 既存住宅売買に係る保険制度

住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けるとともに、多様な消費者ニーズに対応した保険商品を開発。

○ 住宅ストック維持・向上促進事業

健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備する取組みに対し支援を行う制度。

予算額：住宅ストック維持・向上促進事業 9.75 億円（平成 29 年度）、9.75 億円（平成 30 年度）

○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業

既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行う制度。

予算額：41 億円（平成 29 年度）、42 億円（平成 30 年度）

○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業

住宅金融支援機構との連携のもとで民間金融機関が提供しているフラット 35 は、既存住宅購入資金も融資対象であり、既存住宅の取得を支援。

○ 不動産取引価格情報の提供

不動産の個別の取引価格等の情報について、登記情報を基に買主へのアンケートを行い、個別の物件が特定できないよう配慮した上で、国土交通省のホームページ（土地総合情報システム）上で提供。

予算額：不動産市場整備等推進調査費 2.46 億円（平成 29 年度）、同左 2.26 億円（平成 30 年度）

○ 建物状況調査（インスペクション）の普及

インスペクションの周知や実施体制の整備を進めることで、適正なインスペクションを普及促進。

○ 「安心 R 住宅」制度

「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できるようにするため耐震性等の一定の要件を満たす既存住宅に対し、国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める制度。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

—

（事務事業等の実施状況）

○ 住宅履歴情報の整備

住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。

○ 既存住宅売買に係る保険制度

住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けた。（平成 29 年度申込実績：宅建業者販売タイプ 11,798 戸、個人間売買タイプ 2,066 戸、平成 30 年度申込実績：宅建業者販売タイプ 16,326 戸、個人間売買タイプ 3,207 戸）

○ 住宅ストック維持・向上促進事業

良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、平成 29 年度は 35 件、平成 30 年度は 49 件を採択。

○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業

長期優良住宅化リフォーム推進事業において、平成 27 年度予算では 3,778 戸に支援を実施、平成 30 年度予算では 3,209 戸の交付申請を受け付けた。

○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業

住宅金融支援機構のフラット 35 により、既存住宅の取得を支援（既存住宅に対する融資実績 平成 29 年度：15,538 戸、平成 30 年度：18,382 戸）。住宅金融支援機構のフラット 35 S により、耐久性・可変性等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げで支援。

○ 不動産取引価格情報の提供

不動産取引価格情報について、国土交通省のホームページ上で提供（平成30年度までの累計提供件数：約360万件）。

○ 建物状況調査（インスペクション）の普及

宅地建物取引業法を改正し、重要事項説明に建物状況調査（インスペクション）の実施の有無等を位置付け。既存住宅状況調査技術者講習制度において5講習機関を登録し約33,000人が講習修了。

○ 「安心R住宅」制度

「安心R住宅」制度について平成30年4月より標章の使用を開始した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、Nと評価した。

今後も、住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月閣議決定）等に基づき、既存施策を着実に推進するとともに、達成に向けて更なる取組みの推進を行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 阿萬 哲也）

関係課：土地・建設産業局不動産課（課長 須藤 明夫）

土地・建設産業局不動産市場整備課（課長 武藤 祥郎）

土地・建設産業局地価調査課（課長 四日市 正俊）

住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 中尾 晃史）

住宅局住宅生産課（課長 長谷川 貴彦）

住宅局住宅瑕疵担保対策室（室長 神谷 将広）

業績指標 10

既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合

評価

N	目標値：20%（令和7年度） 実績値：—（平成30年度） 初期値：5%（平成26年度）
---	---

（指標の定義）

既存住宅流通戸数に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅戸数の割合（A/B）

※A：既存住宅売買瑕疵保険の申請戸数 B：既存住宅の流通戸数（年間）

（目標設定の考え方・根拠）

「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）で設定している既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合（20%（令和7年））から設定。

（外部要因）

地価・住宅価格の動向、市場の金利動向、資金調達可能額の動向等

（他の関係主体）

不動産事業者、住宅瑕疵担保責任保険法人等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

【閣決（重点）】

なし

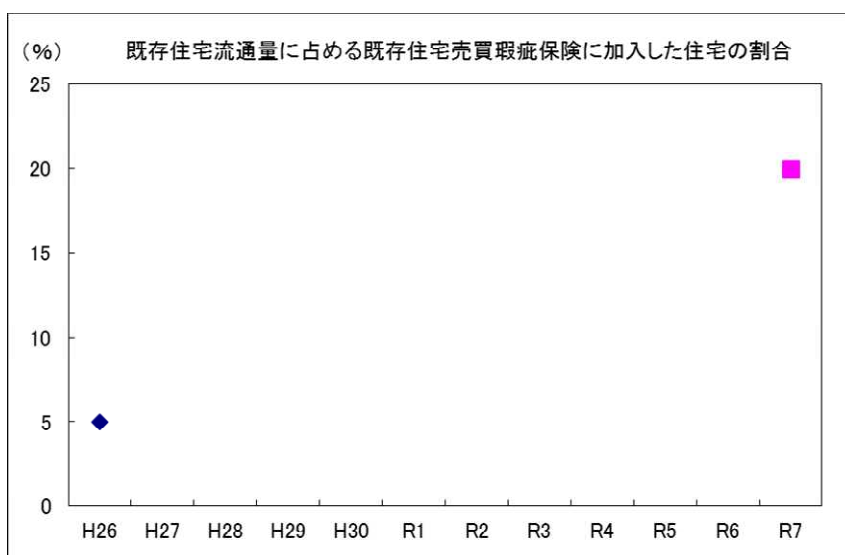
【その他】

なし

過去の実績値

（年度）

H26	H27	H28	H29	H30
5%	—	—	—	—



主な事務事業等の概要

○既存住宅瑕疵保険、リフォーム瑕疵保険、大規模修繕瑕疵保険の周知普及

○既存住宅売買に係る保険制度

住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けるとともに、多様な消費者ニーズに対応した保険商品を開発。

○リフォーム工事に係る保険制度

住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引受け。

○住宅ストック維持・向上促進事業

健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備する取り組みに対し支援を行う。

予算額：9.75億円（平成30年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

—

（事務事業等の実施状況）

○既存住宅瑕疵保険個人間売買型仲介事業者コースを新たに開発。

（平成29年度申込実績：仲介事業者コース226戸 平成30年度申込実績：仲介事業者コース790戸）

○住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けた。

（平成29年度申込実績：宅建業者販売タイプ11,798戸、個人間売買タイプ2,066戸

平成30年度申込実績：宅建業者販売タイプ16,326戸、個人間売買タイプ3,207戸）

○住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引き受けた。

（平成29年度申込実績：リフォーム瑕疵保険4,145戸、大規模修繕瑕疵保険1,157棟

平成30年度申込実績：リフォーム瑕疵保険3,546戸、大規模修繕瑕疵保険1,198棟）

○住宅ストック維持・向上促進事業のうち、良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、

平成30年度は49件を採択。

○既存住宅状況調査技術者講習制度において、5講習機関を登録し約33,000人が講習修了。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、Nと評価した。

ニーズに応じた新たな瑕疵保険商品の開発、保険法人等の関係主体や他制度との連携による普及啓発等に努める。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室（室長 神谷 将広）

関係課：

業績指標 1 1

2 5 年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合

評 価

B	目標値：60%（令和2年度） 実績値：53.6%（平成30年度） 初期値：46%（平成25年度）
---	--

(指標の定義)

計画期間が25年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合の割合 (B/A)

※A=5年に一度のマンション総合調査の調査対象マンション管理組合数、B=Aのうち計画期間が25年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合数

(目標設定の考え方・根拠)

分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適正な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とそれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画（H28年3月18日閣議決定）で設定している目標値（70%（R7））をもとに現況値と令和7年度末までの目標値との差を按分し、令和2年度末までの数値を形式的に設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

該当なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

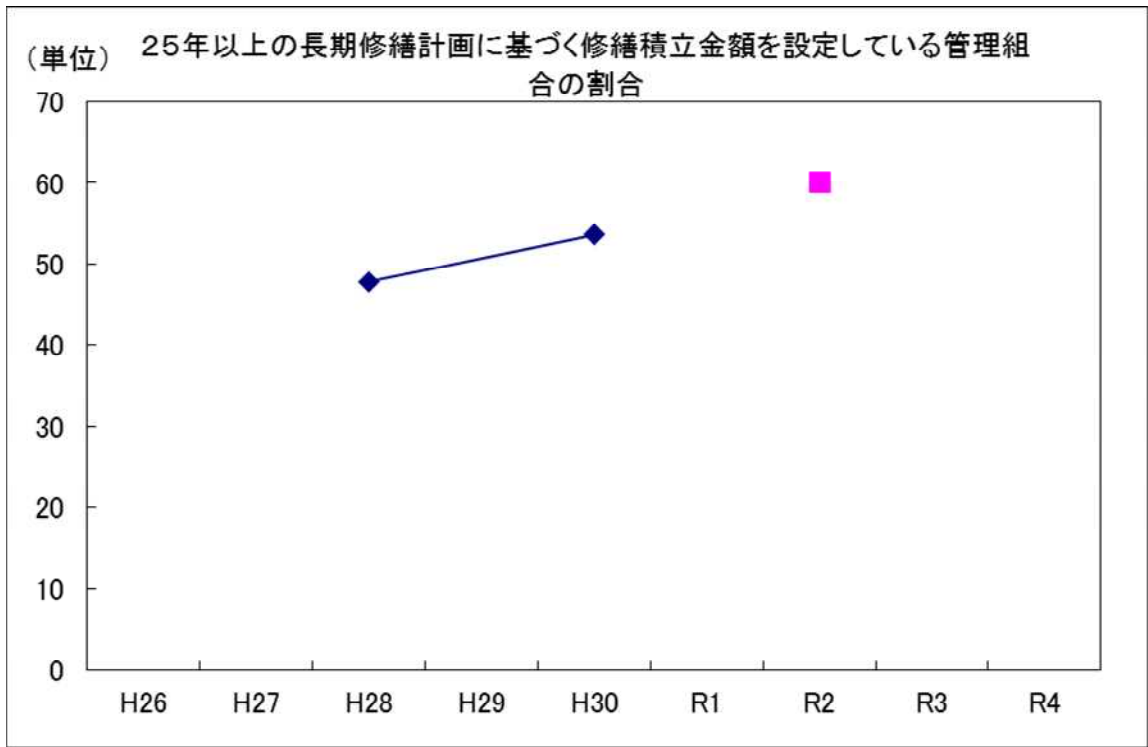
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
—	—	サンプル調査： 47.8%	—	53.6%



主な事務事業等の概要

- 長期修繕計画の作成ガイドライン等
 - ・長期修繕計画を作成・見直しするための標準的な様式として「長期修繕計画標準様式」と、長期修繕計画の基本的な考え方や25年（新築は30年）以上の計画期間とすることを示した「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」を策定・公表しており、セミナー等を実施し普及促進を図っている。
- マンションの修繕積立金に関するガイドライン
 - ・新築マンション購入予定者向けに修繕積立金に関する基本的な知識や修繕積立金額の目安を示した、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を策定・公表しており、セミナー等を実施し普及促進を図っている。
- マンション管理適正化・再生推進事業
 - ・管理が不適切なマンションに対して専門家を派遣し、マンション管理組合の活動を支援する中で長期修繕計画の作成等を行うモデル事業を実施している。
- 外部専門家の活用
 - ・外部専門家を管理組合の「理事長」や「管理者」として活用する際の留意事項を定めた「外部専門家活用のガイドライン」を策定・公表し普及促進を図っている。
- マンション大規模修繕工事に関する実態調査
 - ・マンション大規模修繕工事の内容・金額額等についての実態調査を行い、情報提供している。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合を把握するに当たっては、5年に一度のマンション総合調査を基にしており、直近の最新データは平成30年度の実績値（53.6%）である。平成25年度の調査では46.0%であるため、25年～30年のトレンドで推移すると目標値をやや下回る数値となるが、おおむね目標に近い実績を示している。

(事務事業等の実施状況)

- ・長期修繕計画標準様式・長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメントの普及。
- ・マンションの修繕積立金に関するガイドラインの普及
- ・マンション管理適正化・再生推進事業によるモデル事例の収集及び周知
- ・外部専門家活用ガイドラインの普及
- ・マンション大規模修繕工事に関する実態調査の公表及び周知

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は前述のとおり、平成25年度の調査から平成30年度の実績値のトレンドで推移すると、目標値をやや下回る数値となりため「B」と評価した。

近年、特に高経年マンションにおいては、区分所有者の高齢化や空き家・賃貸化等の進行により、修繕に係る合意形成が困難化している。

このため、引き続き「長期修繕計画ガイドライン」、「長期修繕計画標準様式」及び「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」の普及、マンション管理適正化・再生推進事業による長期修繕計画作成支援のモデル事業等を実施するとともに、高経年マンションの急増に係る課題に対し、以下の施策を実施していく。

- ・地方公共団体等が実施する管理が不十分なマンションの実態調査等の支援。
- ・良好なマンション管理に対応する性能向上工事の実施に伴い作成する長期修繕計画作成の支援。
- ・「住宅団地の再生のあり方に関する検討会」の提言を踏まえた、地方公共団体がマンションの管理状況に応じた管理適正化のための措置を講ずる仕組みについての検討。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 野本 英伸）

関係課：

業績指標 1 2
新築住宅における認定長期優良住宅の割合

評 価	
B	目標値：16%（令和2年度） 実績値：11.5%（平成30年度） 初期値：11.5%（平成26年度）

（指標の定義）

年間の新設住宅着工戸数（フロー）に対する、長期優良住宅に係る認定を取得した住宅の戸数（A/B）

A = 年度の長期優良住宅の認定戸数

B = 年度の新設住宅着工戸数

（目標設定の考え方・根拠）

「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）で設定している新築住宅における認定長期優良住宅の割合の目標値（20%（令和7年））を基に、現況値と令和7年度末までの目標値との差を按分し、令和2年度末までの数値を形式的に設定したもの。

（外部要因）

資金調達可能額の動向、住宅ローン金利の動向、建材等の価格の動向 等

（他の関係主体）

住宅供給事業者（事業主体）、所管行政庁（運用主体）、住宅金融支援機構（支援主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

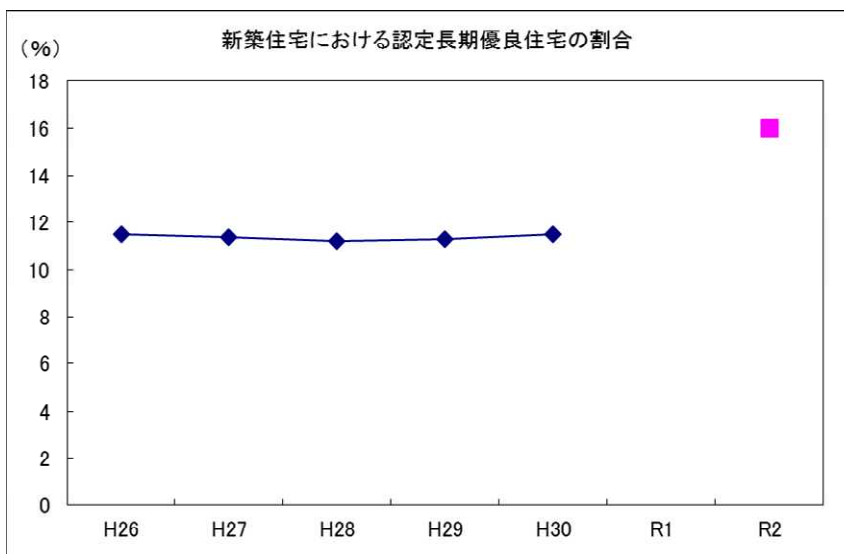
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・国土交通省成長戦略（平成22年5月17日）＜住宅・都市分野＞
- Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略
- 1. 質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
11.5%	11.4%	11.2%	11.3%	11.5%	



主な事務事業等の概要

- 長期優良住宅の普及を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置
 - ・新築の認定長期優良住宅に対する予算措置、税の特例措置、融資制度
- 長期優良住宅の普及の促進に関し、国民の理解と協力を得るため、長期優良住宅の建築及び維持保全に関する知識の普及及び情報の提供

- ・インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のPR
 - ・地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援 等
- 長期優良住宅の普及を促進するために必要な人材の養成及び資質の向上
- ・建設事業者、建築士、所管行政庁等、長期優良住宅の普及に関係する者向けの制度説明会や講習会の開催 等
- 長期使用構造等に係る技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・平成30年度の実績値は11.5% (A=109,386、B=952,936) であり、令和2年度の目標値達成に向けて必ずしも順調ではないため、評価を「B」とした。ただし、認定の取得が少ない賃貸住宅を中心に新設住宅着工戸数が増加しているため認定割合としては減少しているが、認定戸数自体は増加している。
- ・住宅の建て方別に普及状況を見ると、共同住宅における平成30年度の実績値は0.1% (A=586、B=518,737) であり、共同住宅において認定の取得が進んでいない。

(事務事業等の実施状況)

- ・規則の改正により、平成22年6月1日より長期優良住宅の認定に係る書類の簡素化等を実施した。
- ・共同住宅に係る認定基準の合理化を図った告示改正を、平成24年4月1日より施行した。
- ・インターネットや新聞・雑誌、パンフレットや事例集等による制度のメリットのPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行った。
- ・平成30年度税制改正において、長期優良住宅に対する税制上の特例措置（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）の適用期限を2年延長し、引き続き長期優良住宅の普及を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

【課題の特定】

- ・一戸建ての住宅については、中小事業者による長期優良住宅の供給が大手の事業者と比べて少なくなっている。
- ・共同住宅については、認定基準への適合と事業性の両立が難しいことが、認定取得が進まない要因の一つである。
- ・長期優良住宅制度が、消費者に必ずしも十分に認知されていない。

【今後の取組みの方向性】

- ・今後は、住生活基本計画（平成28年3月18日）で定められている通り、令和7年度を目標年度とし、実施率の目標（20%）は堅持したうえで、課題の解消に向けた方策を検討し、一層の普及の促進を図ることを目指す。
- ・一戸建ての住宅については、中小事業者への制度の周知・浸透を図り、認定取得を促進する方策を講じる。
- ・共同住宅については認定基準の合理化を図るため、耐震性をはじめとする認定基準の合理化に向けた検証を行う。
- ・さらに、住宅の消費者に対して、インターネットやパンフレットや事例集等の各種媒体による制度のPR、地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、より一層の制度の周知を図り、住宅の消費者による制度の活用を引き続き促進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 住宅局住宅生産課（課長 長谷川 貴彦）

関係課：

業績指標 13
リフォームの市場規模*

評価

N	目標値：12兆円（令和7年） 実績値：－（平成30年） 初期値：7兆円（平成25年）
---	--

（指標の定義）
 A = ① 10 m²以上の増改築工事 + ② 10 m²未満の増改築工事 + ③ 設備の維持修繕費 + ④ 修繕工事（大規模修繕等） + ⑤ 賃貸住宅のリフォーム

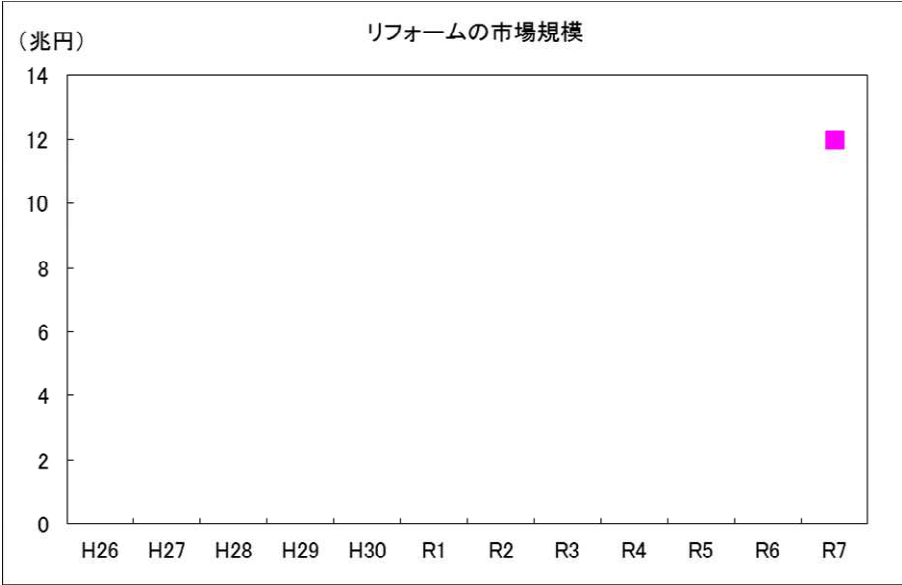
（目標設定の考え方・根拠）
 「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）で設定している目標値（12兆円（令和7年））から設定。

（外部要因）
 資金調達可能額の動向等

（他の関係主体）
 リフォーム事業者

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 ・住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）
 ・日本再興戦略2016（平成28年6月2日）
 ・ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日）
【閣決（重点）】
 なし
【その他】
 なし

過去の実績値						(年度)
H25	H26	H27	H28	H29	H30	
7兆円	－	－	－	－	－	－



主な事務事業等の概要

○住宅・建築物安全ストック形成事業、耐震対策緊急促進事業
 地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度。平成25年11月に施行された改正耐震改修促進法に基づき、不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務づけ、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等により、住宅・建築物の耐震化を促進している。
 予算額：社会資本整備総合交付金 8,940億円の内数（平成29年度）
 8,886億円の内数（平成30年度）

防災・安全交付金 1兆 1,057億円の内数(平成29年度)

1兆 1,117億円の内数(平成30年度)

耐震対策緊急促進事業 120億円(平成29年度)

120億円(平成30年度)

○サステナブル建築物等先導事業

住宅・建築物における省エネ・省CO₂化等を推進するため、省エネ・省CO₂等に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対して支援を行う制度。

予算額：環境・ストック活用推進事業 103.57億円の内数(平成29年度)

102.21億円の内数(平成30年度)

○長期優良住宅化リフォーム推進事業

既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行う制度。

予算額：41億円(平成29年度)

42億円(平成30年度)

○住宅履歴情報の整備

円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に住宅履歴情報として蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。

予算額：インスペクションの活用による住宅市場活性化事業 2.7億円(平成29年度)

住宅瑕疵等に係る情報インフラ整備事業 1.2億円(平成30年度)

○リフォーム工事に係る保険制度

住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引受け。

○住宅ストック維持・向上促進事業

健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備する取り組みに対し支援を行う。

予算額：9.75億円(平成29年度)

9.75億円(平成30年度)

○住宅金融支援機構による耐震改修工事融資

耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金を貸し付ける制度。

○住宅金融支援機構による高齢者向け返済特例制度

満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリー工事や耐震改修工事を施すリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とする融資制度。

○住宅金融支援機構によるリバースモーゲージの住宅融資保険制度

民間金融機関による住宅改良等資金に係るリバースモーゲージ型の融資について、住宅金融支援機構による住宅融資保険の付保対象とする制度。

【税制上の特例措置】

○住宅リフォームに関する税制上の特例措置

耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修又は長期優良住宅化リフォームが行われた住宅に対する所得税及び固定資産税の減税措置を適用。

※長期優良住宅化リフォームについては平成29年度税制改正において創設

○買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制上の特例措置

買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税(不動産取得税・登録免許税)の軽減措置を適用。

○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅の増改築等のための金銭を贈与により取得した場合において、一定金額までの贈与につき贈与税の非課税措置を適用。

○住宅ローン減税

償還期間10年以上の住宅ローンを利用して住宅の増改築等をした場合、10年間、各年末の住宅ローン残高の一定割合(1.0%)を所得税額(一部、翌年度の住民税額)から控除する措置を適用。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

—

(事務事業等の実施状況)

- ・従来からの防災・安全交付金等を活用した支援(住宅・建築物安全ストック形成事業)に加え、平成30年度当初予算において、耐震化に向けた積極的な取組みを行っている地方公共団体を対象とした、原則戸当たり100万円の定額補助制度を創設し、耐震化の促進を図っている。また、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する耐震対策緊急促進事業を実施。
- ・サステナブル建築物等先導事業において、公募を実施し、住宅に係るプロジェクトについて、平成29年度は応募が89件あり、39件を採択、平成30年度は応募が127件あり、102件を採択。
- ・既存住宅の「増改築」に係る長期優良住宅認定制度の創設。

- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業において、平成29年度予算では3,778戸に支援を実施、平成30年度予算では3,209戸の交付申請を受け付けた。
- ・住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、活用される仕組みの普及を推進。
- ・安心R住宅制度の創設（平成29年度）
（平成29年度登録団体：3団体、平成30年度登録団体：5団体（累積8団体））
- ・住宅リフォーム事業者団体登録制度の創設（平成26年度）
（平成29年度登録団体：2団体、平成30年度登録団体：4団体（累積14団体））
- ・消費者が安心してリフォームが行えるよう、リフォームの無料見積チェック制度や、全国の弁護士会における弁護士・建築士による無料専門家相談を実施した。
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引き受けた。
（平成29年度申込実績：リフォーム瑕疵保険4,145戸、大規模修繕瑕疵保険1,157棟、平成30年度申込実績：リフォーム瑕疵保険3,546戸、大規模修繕瑕疵保険1,198棟）
- ・住宅ストック維持・向上促進事業のうち、良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、平成30年度は49件を採択。
- ・既存住宅状況調査技術者講習制度において、5講習機関を登録し約33,000人が講習修了。
- ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを実施した。
- ・住宅金融支援機構により、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリー工事や耐震改修工事を施すリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とする高齢者向け返済特例制度による融資を実施した。
- ・住宅金融支援機構により、民間金融機関の住宅改良等資金に係るリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。
- ・子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住居とすること等を要件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

リフォームの市場規模の推計に当たっては、5年ごとに実施する住宅・土地統計調査の結果を用いており、現時点で平成30年度の実績値は不明であるため、Nと評価した。
目標値の達成に向けて今後も引き続きこれまでの施策を着実に推進するとともに、耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修をはじめ、住宅ストックの質の向上を図るリフォームを一層促進するために必要な措置を講じる。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅生産課（課長 長谷川 貴彦）
関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 中尾 晃史）
住宅局住宅政策課（課長 阿萬 哲也）
住宅局住宅瑕疵担保対策室（室長 神谷 将広）
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 山下 英和）
住宅局安心居住推進課（課長 多田 治樹）

業績指標 14

マンションの建替え等の件数(昭和50年からの累計)

評 価	
B	目標値： 388件（令和2年度） 実績値： 集計中（平成30年度） 305件（平成29年度） 初期値：約250件（平成26年度）

(指標の定義)

マンションの改修・建替え等による再生を促進する施策の効果を測定するため改修・建替え等の着手件数を指標として設定

指標=A+B+C+D+E

A=耐震改修促進法に基づく区分所有建物の耐震改修に係る認定件数の累計

B=区分所有法に基づく建替決議（マンション建替法に移行するものを含む。）件数の累計

C=マンション敷地売却事業に係る除却の必要性に係る認定件数の累計

D=民法に基づく合意（建て替える旨の全員合意）件数の累計

E=都市再開発法に基づく組合設立等の認可の件数の累計

(目標設定の考え方・根拠)

マンションの改修・建替え等による再生を促進する施策の効果を測定するための指標として、住生活基本計画（H28.3.18 閣議決定）で設定している目標値（約500件（R7））をもとに現況値と令和7年度末までの目標値との差を按分し、令和2年度末までの数値を形式的に設定。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

該当なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

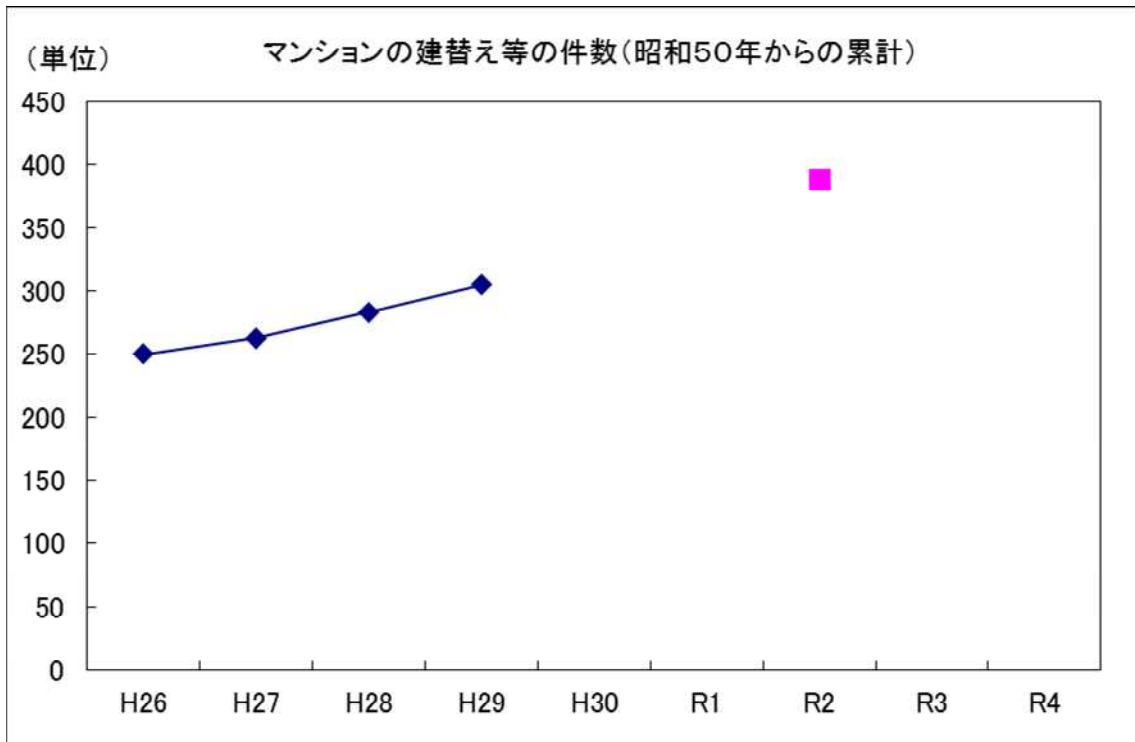
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H26	H27	H28	H29	H30
約250	263	283	305	集計中



主な事務事業等の概要

○マンションの再生手法の充実

- ・マンション建替えの円滑化等に関する法を改正し、耐震性不足のマンションについて「マンション敷地売却制度」を創設。これに伴い「耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン」を策定・公表し、普及を図っている。
- ・都市再開発法を改正し、再開発の手法による団地型マンションの再生を可能化。これを踏まえ団地型マンションの再生に市街地再開発事業を適用する上での留意点等を定めた「再開発の枠組みを活用した団地型マンション再生マニュアル」を策定・公表し、普及を図っている。
- ・建築基準法施行規則改正等により明確化された一団地認定の職権取消しについて、取消しの手続きや建築基準法不適合が発生しないための留意点等を定めた「建築基準法第86条第1項等に基づく一団地認定の特定行政庁による職権取消しのためのガイドライン」を策定・公表し、普及を図っている。
- ・マンション敷地売却制度を団地型マンションに適用するため、マンション建替え等の円滑化に関する法律施行規則(省令)及び基本方針(告示)を改正の上、「耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン」を改訂・公表し、普及を図っている。

○マンション建替えへの支援

- ・マンション建替え等の円滑化に関する法律に基づき認可を受けて実施されるマンション建替事業等について、優良建築物等整備事業及び都市再生住宅等整備事業により支援(従前の地区面積要件を緩和)。
- ・団地型マンションの再生に関して、先導的・モデル的な建替えやマンション敷地売却の取組に対し、「マンション管理適正化・再生推進事業」で支援。

○マンションの再生に係る相談体制の整備

- ・老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制(一級建築士による電話相談及び弁護士・建築士等による対面相談)の実施・運営。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

マンションの建替え等の件数を把握するに当たっては、建替え等に係る諸制度の認定、決議等の件数の累計を基に

している。平成26年度から平成29年度のトレンドで推移すると目標値をやや下回る数値となるが、おおむね目標に近い実績を示している。

(事務事業等の実施状況)

- ・耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドラインの普及。
- ・再開発の枠組みを活用した団地型マンション再生マニュアルの普及。
- ・建築基準法第86条第1項等に基づく一団地認定の特定行政庁による職権取消しのためのガイドラインの普及。
- ・マンションの建替えに向けた合意形成に関するマニュアルの普及。
- ・マンション建替え実務マニュアルの普及。
- ・優良建築物等整備事業及び都市再生住宅等整備事業による建替えの支援。
- ・マンション管理適正化・再生推進事業による先導的・モデル的な取組を支援
- ・老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制を実施・運営。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は前述のとおり、平成26年度から平成29年度の4箇年のトレンドで推移すると、目標値をやや下回る数値となるため「B」と評価した。

近年、区分所有者の高齢化や空き家・賃貸化等の進行、マンションの建替えにおける採算性の低下、大規模団地型マンションの高経年化などにより建替えに係る合意形成が困難化している。

このため、引き続き、マンションの建替え、敷地売却に係る各種ガイドライン・マニュアルの普及、優良建築物等整備事業等による建替え支援とともに、高経年マンションの急増に係る課題に対し、以下の施策を実施していく。

- ・地方公共団体や関係団体等のセミナーと連携した相談会の開催等による、建替え等の専門家相談体制の強化。
- ・「住宅団地の再生のあり方に関する検討会」の提言を踏まえた、老朽マンションや団地型マンションの再生を促す方策の検討。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：住宅局市街地建築課マンション政策室 (室長 野本 英伸)

関係課：住宅局市街地建築課 (課長 田中 敬三)

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 (室長 山下 英和)

業績指標 15

公共施設等のバリアフリー化率等 (①特定道路におけるバリアフリー化率*、②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合*、③ホームドアの整備駅数、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率 (i) 園路及び広場*、(ii) 駐車場、(iii) 便所)、⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率*)

評 価	
① B	① 目標値：100% (令和2年度) 実績値：89% (平成30年度) 初期値：83% (平成25年度)
② B	② 目標値：100% (令和2年度) 実績値：約95% (平成29年度) 初期値：約91% (平成25年度)
③ A	③ 目標値：800駅 (令和2年度) 実績値：725駅 (平成29年度) 集計中 (平成30年度) 初期値：583駅 (平成25年度)
④ A	④ 目標値：約60% (令和2年度) 実績値：59% (平成29年度) 集計中 (平成30年度) 初期値：約54% (平成25年度)
⑤	⑤ (i) 園路及び広場 目標値：約60% (令和2年度) 実績値：約51% (平成29年度) 集計中 (平成30年度) 初期値：49% (平成25年度)
(i) B	(ii) 駐車場 目標値：約60% (令和2年度) 実績値：約48% (平成29年度) 集計中 (平成30年度) 初期値：44% (平成25年度)
(ii) B	(iii) 便所 目標値：約45% (令和2年度) 実績値：約35% (平成29年度) 集計中 (平成30年度) 初期値：34% (平成25年度)
(iii) B	
⑥ A	⑥ 目標値：約70% (令和2年度) 実績値：62.7% (平成29年度) 集計中 (平成30年度) 初期値：53.5% (平成25年度)

(指標の定義)

- ①高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)に規定する特定道路(注1)延長のうち、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)で定める基準を満たす道路の割合。
(注1) 特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの
- ②一定の旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル)(注2)の1日当たり平均利用者数に占める、バリアフリー法に基づく移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。)第4条に掲げる基準に適合し、段差解消をした一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合。
段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合＝
公共交通移動等円滑化基準第4条を満たす一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数
÷ 全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数
※構造上の制約等により整備が困難な旅客施設も含む
(注2) 1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設

③公共交通移動等円滑化基準第20条第1項第6号及び第7号で定めるホームドア（注3）が設置されている駅の数。

（注3）可動式ホーム柵含む

④床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注4）の総ストック数のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「バリアフリー法施行令」という。）第11条から第23条までに定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）（注5）に適合するものの割合。

（注4）病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物（注5）出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率＝
建築物移動等円滑化基準に適合する床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数
÷ 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数

⑤バリアフリー法に規定する特定公園施設（注6）である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準（注7）に適合した都市公園の割合。

（注6）バリアフリー法施行令で定める移動等円滑化が必要な公園施設

（注7）移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）で定める特定公園施設の移動等円滑化のための基準

⑥バリアフリー法に規定する特定路外駐車場（注8）のうち、路外駐車場移動等円滑化基準（注9）に適合した路外駐車場の割合

（注8）駐車用の供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場

（注9）移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）で定める特定路外駐車場の移動等円滑化のための基準

（目標設定の考え方・根拠）

①バリアフリー法に基づく、移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）に定める整備目標を踏まえ設定。

②移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すという目標を踏まえ設定（この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。）。

③高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためのホームドア（注）の整備の進捗状況を測る指標として、移動等円滑化の促進に関する基本方針及び交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）等を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定。

（注）可動式ホーム柵含む

④移動等円滑化の促進に関する基本方針において定めている平成32年度までの目標値（約60%）を踏まえ設定している。

⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに園路及び広場約60%、駐車場約60%、便所約45%を移動等円滑化することとしている。

⑥移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、平成32年度までに特定路外駐車場の70%を移動等円滑化する。

（外部要因）

②旅客施設の構造等

④経済状況等による新規建築物着工数など

（他の関係主体）

①⑤地方公共団体（事業主体）

②③地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）

④地方公共団体（事業主体）、建築事業者（事業主体）

⑥路外駐車場管理者

（重要政策）

【施政方針】

・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）

「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

・第196回国会施政方針演説（平成30年1月22日）

「お年寄りや障害のある方が安心して旅行できるよう、あらゆる交通手段のバリアフリー化を進めます。」

【閣議決定】

・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）

・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）

・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）

バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）

・経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日）

バリアフリー化を推進する。（第2章2.）

・経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日）

より高い水準のユニバーサルデザイン化、心のバリアフリー71の推進及び通信環境の飛躍的向上を推進し、地域の活性化を図る。（第2章4.）

・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日）
心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進など105、大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進める。（第2章5.）

・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）
バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第3 3.）

・交通政策基本計画（平成27年2月13日）
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。

・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記述あり」
- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章に記述あり」
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第1章第2節に記述あり」

【その他】

過去の実績値（①特定道路におけるバリアフリー化率）					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
85%	86%	88%	89%	89%	

過去の実績値（②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合）					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
約91%	約92%	約93%	約95%	集計中	

過去の実績値（③ホームドアの整備駅数）					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
615駅	665駅	686駅	725駅	集計中	

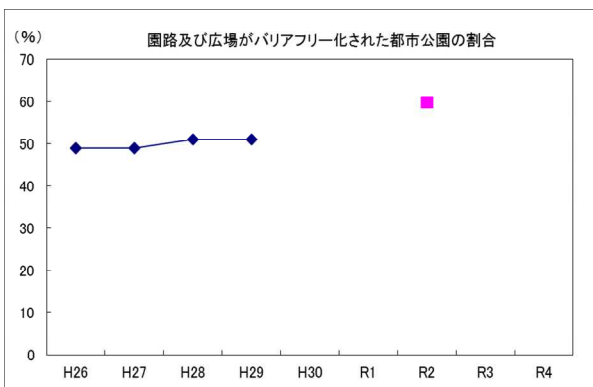
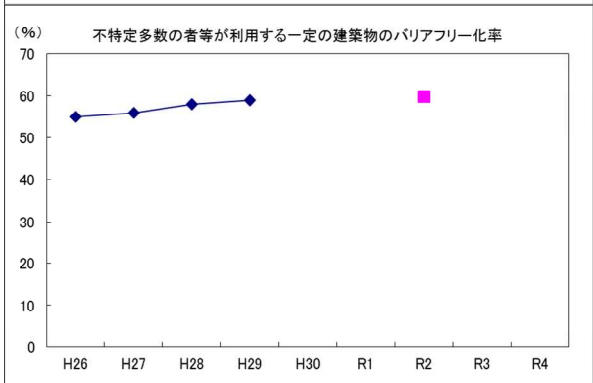
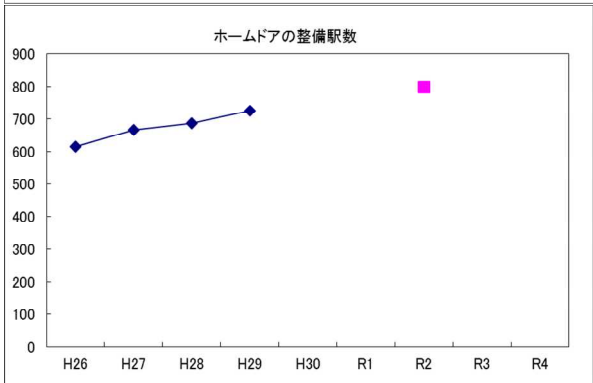
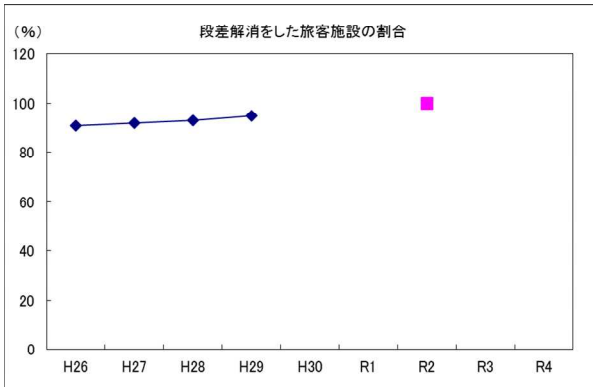
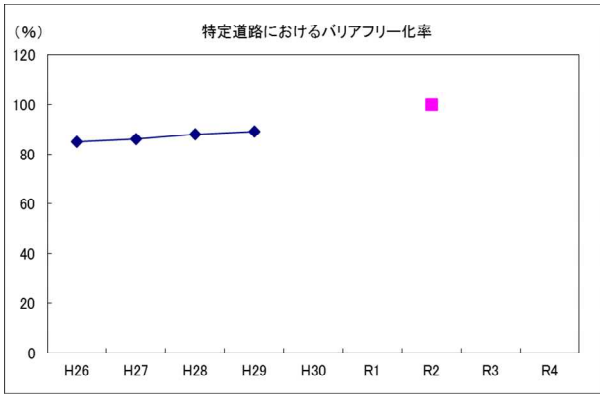
過去の実績値（④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率）					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
55%	56%	58%	59%	集計中	

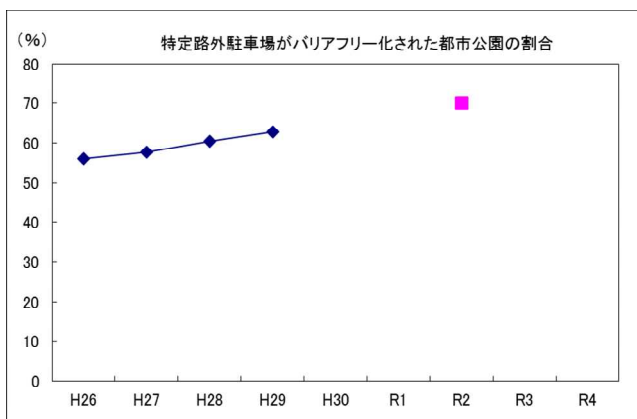
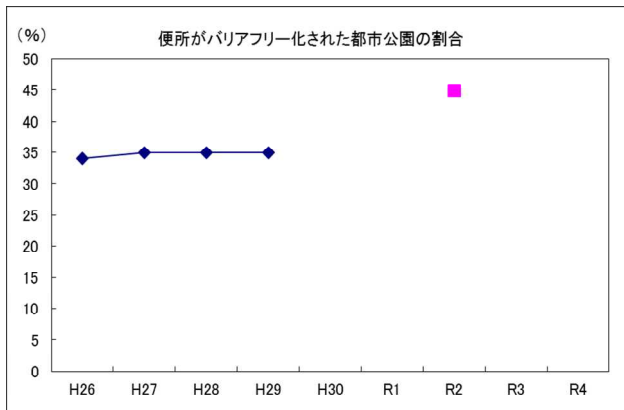
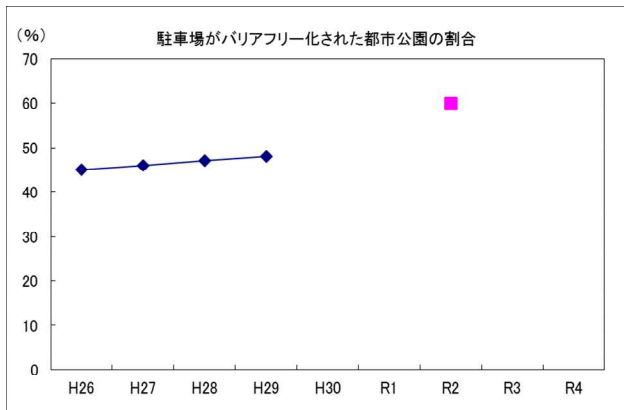
過去の実績値（⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率）					（年度）
（i）園路及び広場					
H26	H27	H28	H29	H30	
約49%	約49%	約51%	約51%	集計中	

過去の実績値（⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率）					（年度）
（ii）駐車場					
H26	H27	H28	H29	H30	
約45%	約46%	約47%	約48%	集計中	

過去の実績値（⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率）					（年度）
（iii）便所					
H26	H27	H28	H29	H30	
約34%	約35%	約35%	約35%	集計中	

過去の実績値（⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率）					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
56.1%	57.8%	60.5%	62.7%	集計中	





主な事務事業等の概要

・歩行空間のバリアフリー化の推進 (◎)

多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施。

予算額：道路整備費 16,662 億円（国費）及び防災・安全交付金 11,057 億円（国費）等の内数（平成 29 年度）
16,677 億円（国費）及び防災・安全交付金 11,117 億円（国費）等の内数（平成 30 年度）

・旅客船ターミナルのバリアフリー化の推進 (◎)

旅客船ターミナルのバリアフリー化を推進する。

・官庁施設のバリアフリー化の推進 (◎)

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設のバリアフリー化を推進する。

・地域公共交通の確保・維持・改善の推進 (◎)

バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。

予算額：地域公共交通確保維持改善事業 214億円の内数（平成29年度）

210億円の内数（平成30年度）

都市鉄道整備事業 41億円の内数（平成29年度）

46億円の内数（平成30年度）

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 85億円の内数（平成29年度）

96億円の内数（平成30年度）

・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業による支援の実施（◎）

「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画」において、都市公園のバリアフリー化等の目標を定めた地方公共団体に対して、複数の都市公園におけるバリアフリー化対策等の施設整備を緊急かつ重点的に支援する。

予算額：社会資本整備総合交付金 8939億円（国費）の内数（平成29年度）

8885億円（国費）の内数（平成30年度）

（注） ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

・バリアフリー法を踏まえ、高齢者や障害者等の移動及び施設利用の利便性等の向上促進について自治体等を対象とした担当者会議等において周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ①特定道路におけるバリアフリー化率は平成29年度から平成30年度にかけて、15km/1,700km増加しているが、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。
- ②段差解消をした旅客施設の割合は平成25年度から平成29年度にかけて6.1%増加しており、おおむね目標に近い数値を示しているが、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。
- ③ホームドアの整備駅数は、平成25年度から平成29年度にかけて毎年度平均約35駅増加しており、この傾向が継続すると目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に推移している。
- ④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率は平成26年度から平成29年度にかけて4%増加しており、順調に進捗している。
- ⑤園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率は平成26年度から平成29年度にかけてそれぞれ2ポイント、4ポイント、7ポイント増加しているが、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。
- ⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率は、初期値と直近の実績値による伸び率トレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

- ①特定道路におけるバリアフリー化率
多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施する等の歩行空間のバリアフリー化を推進している。
- ②旅客施設のバリアフリー化については、基本的に公共交通事業者等がバリアフリー化のために投資を行っており、新たにエレベーター等を設置する場合、大規模な改良工事を行う必要があること等の理由から段差の解消が必要な施設もあるが、各支援制度の有効活用などによって推進しているところである。また、バリアフリー法においては、市町村は、地域の実情に応じて、旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の主要な生活関連施設とその周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための基本構想を作成できることとしている。平成30年3月末時点で296市町村により499基本構想が作成されており、旅客施設のバリアフリー化の推進に貢献しているものと考えられる。
- ③鉄道駅のホームドア整備は、各支援制度の有効活用などによって、概ね順調に進んでいると評価できる。
- ④建築物のバリアフリー化については、平成14年の旧ハートビル法改正において2,000㎡以上の特別特定建築物の建築等する際に建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けされ、バリアフリー法においても引き続き確かな運用が行われている。
- ⑤地方公共団体におけるバリアフリー化への取組みに対し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を含めた社会資本整備総合交付金等により支援を実施した。また、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（H24.3改訂）」の周知により、情報提供・利用支援等のソフト面からもより一層推進している。
- ⑥バリアフリー法の趣旨を周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ①特定道路のバリアフリー化率については、目標に対して伸びが鈍化している状況であり、評価基準に基づき「B」評価とした。その原因としては、用地取得の難航によるものであり、引き続き、令和2年度の目標値の達成に向け、地元関係者の協力を得ながら、特定道路のバリアフリー化を推進する。
- ②段差解消をした旅客施設の割合はおおむね順調に推移しているが、評価基準に基づき「B」と評価した。引き続き旅客施設のバリアフリー化の推進を図る。

- ③ホームドアの整備駅数は順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、令和2年度の目標値の達成に向け、鉄道駅におけるホームドア整備の推進を図る。
- ④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率については、順調に推移しているため「A」と評価した。今後も引き続き不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化の促進を図る。
- ⑤園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率については、徐々に伸びているものの目標値の達成に向けたトレンドを下回っていることから、「B」と評価した。地方公共団体がより一層バリアフリー化に向けた整備に取り組む必要があることから、バリアフリー法の趣旨を担当者会議などで周知徹底しバリアフリー化への理解を深めるなど、引き続き令和2年度の目標値の達成に向け都市公園のバリアフリー化の推進を図る。
- ⑥目標達成に向けて順調に推移していることから「A」と評価した。引き続き、バリアフリー法の趣旨を全国駐車場政策担当者会議などで周知徹底し、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局安心生活政策課（課長 奈良 裕信）
関係課： 道路局環境安全・防災課（交通安全政策分析官 吉田 敏晴）
 鉄道局都市鉄道政策課（課長 吉田 昭二）
 住宅局建築指導課（課長 淡野 博久）
 都市局公園緑地・景観課（課長 古澤 達也）
 都市局街路交通施設課（課長 本田 武志）

業績指標 16

車両等のバリアフリー化（①鉄軌道車両のバリアフリー化率*、②乗合バス車両（適用除外認定車両を除く。）におけるノンステップバスの導入率*、③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率*、④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入数*、⑤福祉タクシーの導入率*、⑥旅客船のバリアフリー化率*、⑦航空機のバリアフリー化率*）

評 価	
①A ②A ③B ④N ⑤A ⑥A ⑦A	①目標値：約70%（令和2年度） 実績値：71.2%（平成29年度） 集計中（平成30年度） 初期値：60%（平成25年度）
	②目標値：約70%（令和2年度） 実績値：56.4%（平成29年度） 集計中（平成30年度） 初期値：43.9%（平成25年度）
	③目標値：約25%（令和2年度） 実績値：5.9%（平成29年度） 集計中（平成30年度） 初期値：3.9%（平成25年度）
	④目標値：約2,100台（令和2年度） 実績値：1,699台（平成29年度） 集計中（平成30年度） 初期値：1,699台（平成29年度）
	⑤目標値：約44,000台（令和2年度） 実績値：20,113台（平成29年度） 集計中（平成30年度） 初期値：13,978台（平成25年度）
	⑥目標値：約50%（令和2年度） 実績値：43.8%（平成29年度） 集計中（平成30年度） 初期値：約29%（平成25年度）
	⑦目標値：100%（令和2年度） 実績値：97.8%（平成29年度） 集計中（平成30年度） 初期値：約93%（平成25年度）

（指標の定義）

①鉄軌道車両

公共交通移動等円滑化基準第31条から第33条までに掲げる基準（乗降口、客室、連結部等の基準）に適合する車両。

（分子）＝上記基準に適合する車両数

（分母）＝総車両数

②乗合バス車両におけるノンステップバス

床面高さが概ね30cm以下であって、公共交通移動等円滑化基準に適合する車両。

③乗合バス車両におけるリフト付きバス等

公共交通移動等円滑化基準第43条に基づき適用除外の認定を受けた車両であって、リフト付きもしくはスロープ付きの車両。

④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等

公共交通移動等円滑化基準第43条の2に掲げる基準に適合する車両。

⑤福祉タクシー

公共交通移動等円滑化基準第45条に掲げる基準に適合する車両。

⑥旅客船

公共交通移動等円滑化基準第47条から61条までに掲げる基準（出入口、客室、便所等についての基準に適合する船舶）

⑦航空機

公共交通移動等円滑化基準第62条の2から第67条までに掲げる基準（通路、客室、便所等の基準）に適合する航空機。

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー法に基づく基本方針において、令和2年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、乗合バス車両におけるノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約70%、乗合バス車両におけるリフト付きバス等については適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約50%、航空機については総機数の100%をそれぞれ移動等円滑化すること、また、貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等については、約2,100台を、福祉タクシー車両については約44,000台を導入することを目標としている。

(外部要因)

①②③④⑤⑥⑦公共交通事業者の経営状況

(他の関係主体)

①②③④⑤⑥⑦地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）

「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

第196回国会施政方針演説（平成30年1月22日）

「お年寄りや障害のある方が安心して旅行できるよう、あらゆる交通手段のバリアフリー化を進めます。」

【閣議決定】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）
バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第3章3.）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）
- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日）
より高い水準のユニバーサルデザイン化、心のバリアフリー71の推進及び通信環境の飛躍的向上を推進し、地域の活性化を図る。（第2章4.）
- ・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日）
心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進など105、大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進める。（第2章5.）
- ・交通政策基本計画（平成27年2月13日）
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記述あり」
- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第2章に記述あり」
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第1章第2節に記述あり」

【その他】

過去の実績値（①鉄軌道車両のバリアフリー化率）					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
62.0%	65.2%	67.7%	71.2%	集計中	

過去の実績値（②乗合バス車両（適用除外認定車両を除く。）におけるノンステップバスの導入率）					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
47.0%	50.1%	53.3%	56.4%	集計中	

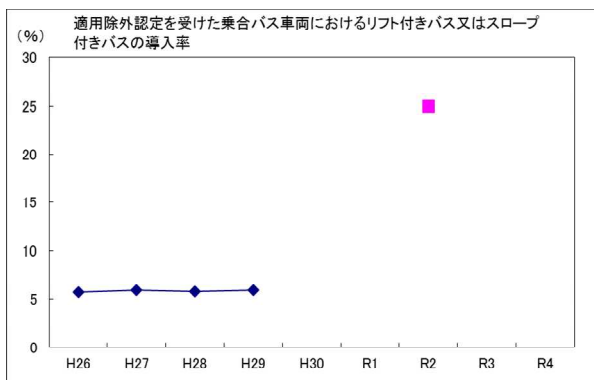
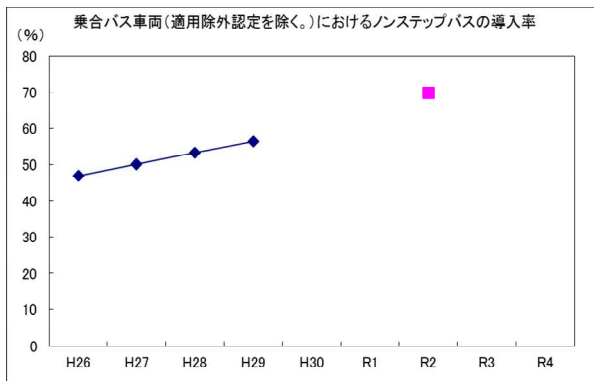
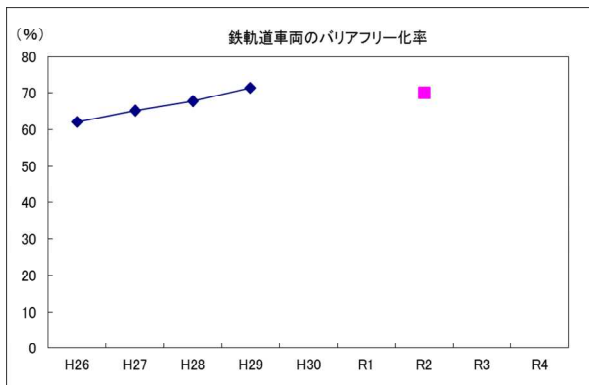
過去の実績値（③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率）					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
5.7%	5.9%	5.8%	5.9%	集計中	

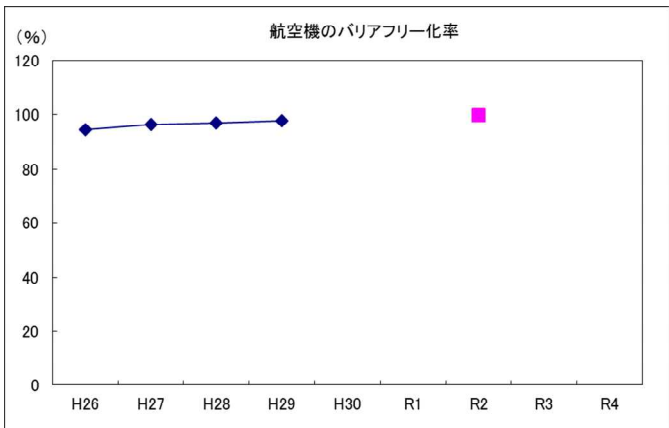
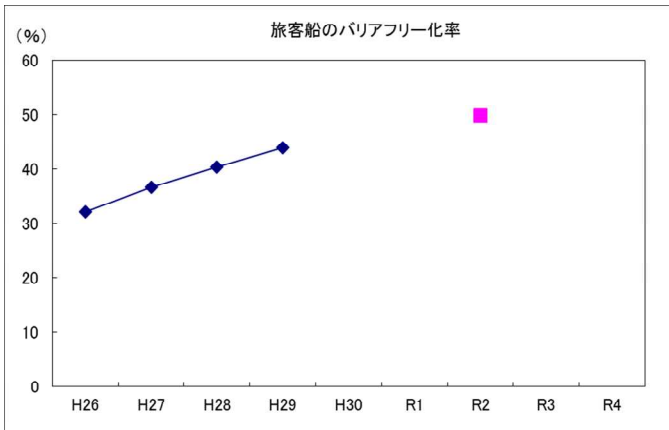
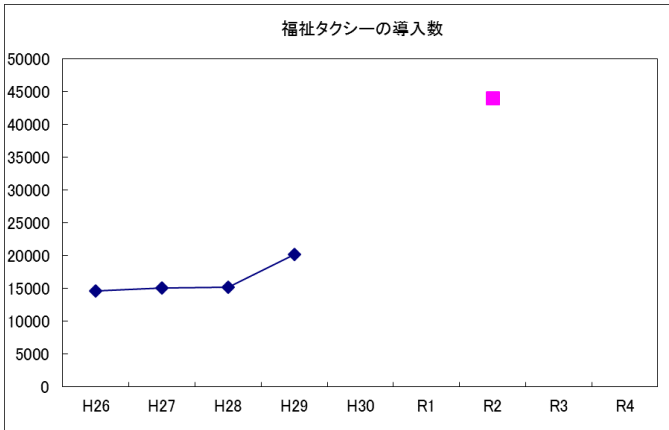
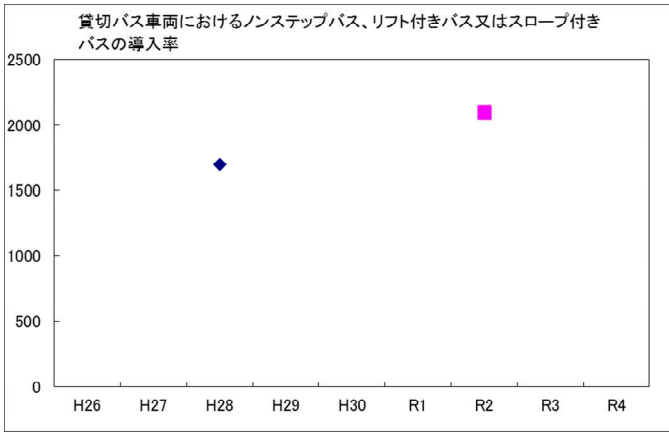
過去の実績値 (④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入数) (年度)				
H26	H27	H28	H29	H30
—	—	—	1,699台	集計中

過去の実績値 (⑤福祉タクシーの導入数) (年度)				
H26	H27	H28	H29	H30
14,644台	15,026台	15,128台	20,113台	集計中

過去の実績値 (⑥旅客船のバリアフリー化率) (年度)				
H26	H27	H28	H29	H30
32.2%	36.6%	40.3%	43.8%	集計中

過去の実績値 (⑦航空機のバリアフリー化率) (年度)				
H26	H27	H28	H29	H30
94.6%	96.3%	97.1%	97.8%	集計中





主な事務事業等の概要

・地域公共交通の確保・維持・改善の推進（◎）

バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。

・LRTシステムの整備

バリアフリー化されたまちづくりの一環として、地域公共交通の利用環境改善を促進するために行われる、より制約の少ない交通システムであるLRTの導入に対し支援を行う。

予算額：地域公共交通確保維持改善事業 214億円の内数（平成29年度）

210億円の内数（平成30年度）

・標準仕様ノンステップバス認定制度の活用

高齢者、障害者を含むバス利用者の高い利便性及び製造コストの低減を図るため、平成15年度に創設した標準仕様ノンステップバス認定制度による認定を受けたバスに対し、重点的な補助を実施。

・バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進

バリアフリー法に基づき、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、バリアフリー法に基づく基本構想の策定促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。

予算額：バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.62億円（平成29年度）

0.59億円（平成30年度）

・低床型路面電車に係る特例措置（固定資産税）

高齢者・障害者等が路面電車を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄軌道事業者が低床型路面電車を取得した場合の固定資産税の特例措置

・バリアフリー車両に係る特例措置（自動車重量税・自動車取得税）

高齢者・障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、乗合バス事業者（路線定期運行に限る）、貸切バス事業者またはタクシー事業者がバリアフリー車両（ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）取得した場合の特例措置（自動車重量税：初回免税、自動車取得税：取得価額から車種毎に一定額控除）

・「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、「観光振興事業」

ノンステップバス及びリフト付きバスを導入する乗合バス事業者、貸切バス事業者及び福祉タクシー車両を導入するタクシー事業者に対し、車両購入費の一部を補助。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

① 鉄軌道車両

バリアフリー化された鉄軌道車両の割合は平成26年度から平成29年度にかけての4年間で年度平均約3%増加しており、平成29年度に目標値を達成した。

② 乗合バス車両におけるノンステップバス

ノンステップバスの割合は、平成29年度までの実績値によれば、過去の実績値によるトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を概ね達成できる見込みとなるが、令和元年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことに加え、平成30年度に創設した「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、令和元年度に創設された「観光振興事業」により、ノンステップバスを導入する乗合バス事業者に対する支援メニューを大幅に拡充し、集中的に取組を進めており、今後、これら施策の効果が実績値の増加として発現することとなるため、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

③ 乗合バス車両におけるリフト付きバス等

リフト付きバス等の割合は、通常の車両と比べて高価であること、乗車定員や荷物室の減少、リフト対応車種が限られていることなどが、実績値の伸び悩みの要因と考えられる。「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交

通バリア解消促進等事業)」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」が創設されたこと、バリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことから、これらの制度を有効に活用することで、実績値は増加するものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等

貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等の導入台数については、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」及び貸切バスにおけるバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、実績値は増加するものと考えられる。

⑤福祉タクシー

福祉タクシー車両の導入台数については、平成 29 年度までの実績値によれば、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できない見込みとなるが、平成 29 年秋に新たに発売されたユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用することを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両）であるジャパンタクシーが、平成 30 年度には通年で約 8,000 台導入されたことに伴い、現在集計中の平成 30 年度実績値は大幅な増加となり、目標年度に目標値を概ね達成できる見込みである。

さらに、バリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことに加え、平成30年度に創設した「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、令和元年度に創設した「観光振興事業」により、福祉タクシー車両を導入するタクシー事業者に対する支援メニューを大幅に拡充し、集中的に取り組を進めており、今後、これら施策の効果が実績値の増加として発現することとなるため、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

⑥旅客船

バリアフリー化された旅客船の割合は、景気の低迷等による旅客船事業の不振、原油価格高騰等の影響による費用負担増等で使用船舶の新造・代替建造が低迷した時期もあったが、近年は老朽化した船舶を中心に代替建造が進んできている。引き続き、旅客船事業者による支援制度の活用を働きかけることにより実績値は順調に推移するものと考えられ、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

⑦航空機

バリアフリー化された航空機の割合は、移動円滑化の目標値の達成に向けて、順調に進捗している。

（事務事業等の実施状況）

車両等のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者等がバリアフリー化のための投資を行っており、補助、税制、融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めてきた。

鉄軌道車両、乗合バス車両におけるノンステップバス、福祉タクシー車両、旅客船、航空機のバリアフリー化は概ね順調に進んできたことと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①鉄軌道車両

バリアフリー化された鉄軌道車両の割合については、平成 29 年度に目標値を達成したため、「A」と評価した。引き続き、鉄軌道車両のバリアフリー化を図る。

②乗合バス車両におけるノンステップバス

・乗合バス車両におけるノンステップバスの割合については、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に創設された「観光振興事業」が円滑に進捗しており、令和元年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことにより、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれることから「A」と評価した。引き続き、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

③乗合バス車両におけるリフト付きバス等

・乗合バス車両におけるリフト付きバス等の割合については、通常の車両と比べて高価であること、乗車定員や荷物室の減少、リフト対応車種が限られていることにより目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」が創設されたこと、バリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等

・貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等の導入台数については、現時点では平成29年度の実績しかなく今後の動向が予測できないため、目標達成に向けた成果を判断できないことから「N」と評価した。なお、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」及び貸切バスにおけるバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

⑤福祉タクシー車両

・福祉タクシー車両の導入台数については、平成29年秋に新たに発売されたユニバーサルデザインタクシーであるジャパンタクシーが平成30年度には通年で約8,000台導入されていることや、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」に加え、令和元年度に「観光振興事業」が創設されたこと、バリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことにより、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれることから「A」と評価した。引き続き、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

⑥旅客船

バリアフリー化された旅客船の割合は、景気の低迷等による旅客船事業の不振、原油価格高騰等の影響による費用負担増等で使用船舶の新造・代替建造が低迷した時期もあったが、近年は老朽化した船舶を中心に代替建造が進んできており、今後も順調に進捗するものと考えられるため、「A」と評価した。

⑦航空機

バリアフリー化された航空機の割合については、順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、移動円滑化の目標値の達成に向け、航空機のバリアフリー化の推進を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局安心生活政策課（課長 奈良 裕信）
関係課： 鉄道局技術企画課（課長 川口 泉）
航空局航空ネットワーク部航空事業課（課長 岡野 まさ子）
自動車局旅客課（課長 金指 和彦）
海事局内航課（課長 飯塚 秋成）

業績指標 17

高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅の一定のバリアフリー化率*

評価

N	目標値：61%（平成32年） 実績値：41%（平成25年） —（平成30年） 初期値：41%（平成25年）
---	--

(指標の定義)

高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー化がなされた住宅の割合

$$\text{一定のバリアフリー化率} = A/B$$

A = 65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー化*がなされた住宅戸数

B = 65歳以上の者が居住する住宅の総戸数

※ 一定のバリアフリー化とは「2箇所以上の手すり設置」又は「段差のない屋内」に該当。

(出典)「住宅・土地統計調査」(総務省)に基づく国土交通省独自集計

(目標設定の考え方・根拠)

高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現に向け、住生活基本計画（全国計画）で設定している目標値を設定。

(外部要因)

新規住宅着工数、リフォーム件数等

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）

【閣決（重点）】

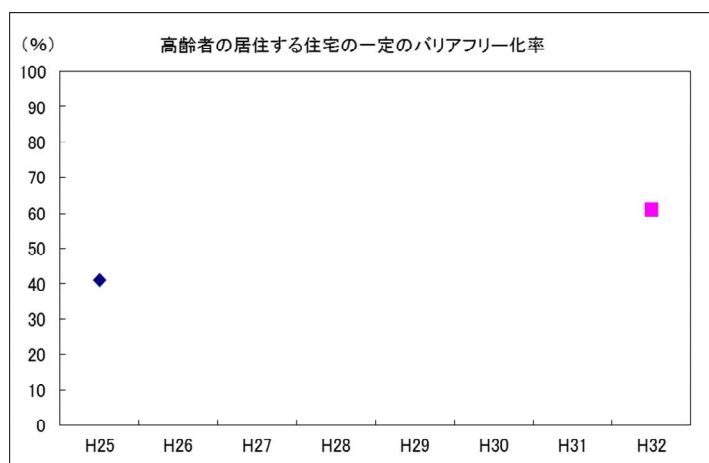
なし

【その他】

なし

過去の実績値						(暦年)
H25	H26	H27	H28	H29	H30	
41%	—	—	—	—	※	

※H30住宅・土地統計調査（総務省）の「住宅及び世帯に関する基本集計」公表（2019.9予定）後に集計。



主な事務事業等の概要

- バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給
新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造を標準仕様として供給するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。
- 住宅ストック循環支援事業
エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修を補助対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 住宅金融支援機構による融資
証券化支援事業の枠組みを利用したフラット35Sにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援。
満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施。
- 住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。
- サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じる。
住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。
住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

—

(事務事業等の実施状況)

- バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給
バリアフリー対応の公営住宅等の供給を促進した。(平成29年度新規整備戸数実績：14,376戸)。
既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した。(平成28年度バリアフリー化の図られたストック戸数：1,046,706戸)
社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給等を促進した。(平成29年度整備戸数実績：604戸)
- 住宅ストック循環支援事業
エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修を補助対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 住宅金融支援機構による融資
フラット35Sにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援した。
満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施した。
- 住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。
- サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進をした。
(平成30年度末登録実績：総登録件数7,335件、総登録戸数244,054戸)
住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。

住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、Nと評価した。
今後も、住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月閣議決定）に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の供給等を通じ、住宅のバリアフリー化を一層促進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 阿萬 哲也）
関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 中尾 晃史）
住宅局住宅総合整備課（課長 石坂 聡）
住宅局安心居住推進課（課長 多田 治樹）
住宅局住宅生産課（課長 長谷川 貴彦）

業績指標 18

全国の海面処分場における受入可能年数*

評 価

A

目標値：7年以上を確保（毎年度）
 実績値：約7年（平成30年度）
 初期値：約8年（平成26年度）

（指標の定義）

各海面処分場における受入予定期間（計画値）に基づき算出した当該年度における残余年数の全国平均値

（目標設定の考え方・根拠）

海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに、環境影響評価手続や護岸整備に要する期間として、合計約7年の年数が必要であることから、廃棄物処分の実施が困難となる状況を回避するため、残余年数の目標値を7年と設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

環境省（廃棄物行政を所管）
 港湾管理者（事業主体）
 市町村（一般廃棄物の処理責任者）

（重要政策）**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

- ・環境基本計画（平成24年4月27日）廃棄物の適正処理と地域住民との十分な対話を前提として、必要な廃棄物処理施設、最終処分場の整備を進める。（第2部第1章第6節）
- ・海洋基本計画（平成25年4月26日）港湾の整備に伴うしゅんせつ土砂や循環利用できない廃棄物等について、可能な限り減容化するとともに、最終的に処分するための海面処分場を計画的に整備する。特に、大阪湾圏域の廃棄物は大阪湾内の海面処分場で広域処理し、首都圏の建設発生土は港湾建設資源の広域利用促進システムの活用により、全国の用地造成等に用いる。（第2部4（3））
- ・循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日）港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。（第5章第2節6（2））

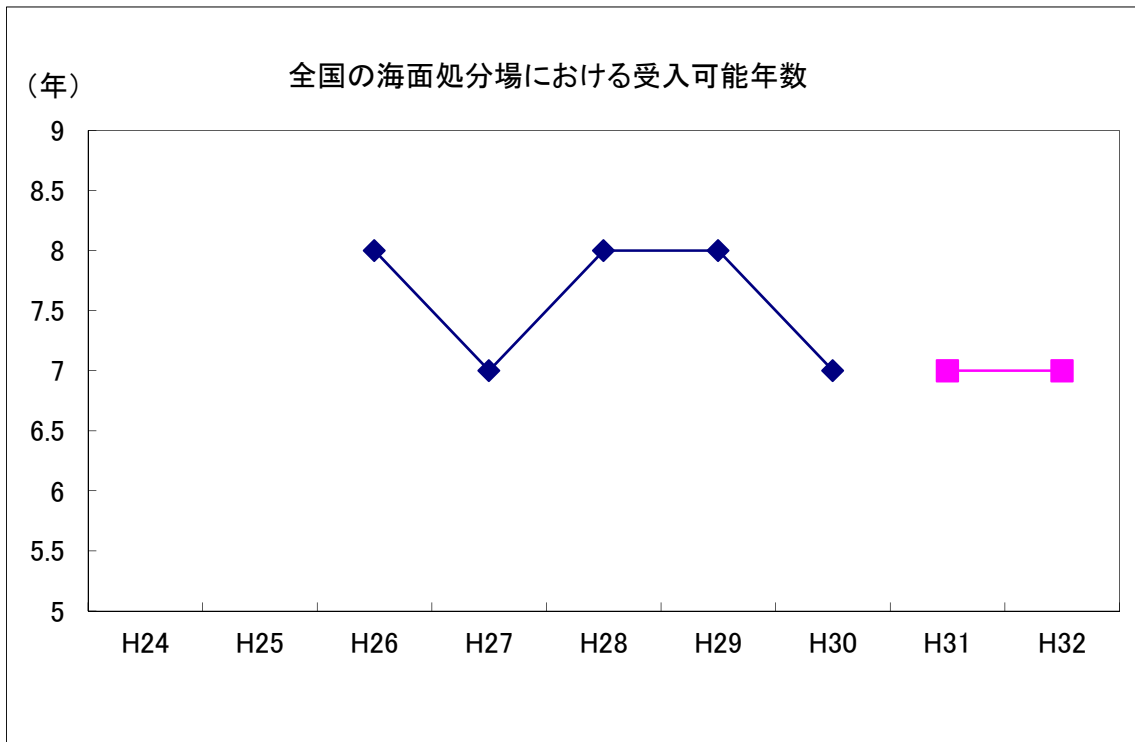
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H26	H27	H28	H29	H30	
約8年	約7年	約8年	約8年	約7年	



主な事務事業等の概要

・ 廃棄物埋立護岸の整備

都市部を中心に内陸での最終処分場の確保が困難となっていることから、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場を整備し、廃棄物を受け入れる。また、大阪湾においては近畿2府4県168市町村（平成31年4月現在）を対象とした広域処分場の整備を推進する。

・ 海面処分場の延命化

循環資源の広域流動の拠点となる港湾を整備し、循環型社会の構築を推進することで、廃棄物の最終処分量を減量化する。また、首都圏で発生する建設発生土を全国の港湾等における建設資材として広域利用することで、首都圏の海面処分場に投入される建設発生土を減量化する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成30年度の実績値は約7年となり、目標年度における目標値を達成した。今後も引き続き、必要な廃棄物埋立護岸の整備等対策を実施する。

(事務事業等の実施状況)

港湾整備事業等により、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場の整備を実施している。また、海面処分場の延命化を図るべく、循環型社会の構築や、首都圏で発生する建設発生土の広域利用を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成30年度の実績値は約7年であり、目標値を達成したところ。今後とも引き続き目標値を達成すべく、廃棄物海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。以上から、Aと評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局海洋・環境課（課長 中崎 剛）
 関係課：総合政策局海洋政策、海事局安全政策課

業績指標 19
市街地等の幹線道路の無電柱化率*

評価

B	目標値：20% (令和2年度) 実績値：17.4% (平成30年度) 初期値：16% (平成26年度)
---	---

(指標の定義)
市街地等の幹線道路の上下線別の延長のうち、市街地等の幹線道路で地中化等により、電柱、電線類がない上下線別の延長の割合

(目標設定の考え方・根拠)
これまでの市街地等における電線類の地中化工事の実績や新設電柱の立地制限によって無電柱化が進展することを示している

(外部要因)
該当なし

(他の関係主体)

- ・地方公共団体（事業主体）
- ・電線管理者（電気、通信、CATV等）

(重要政策)
【施政方針】
 ・なし
【閣議決定】

- ・無電柱化の推進に関する法律（平成28年法第112号）
- ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成30年法第6号）
- ・観光立国推進基本計画（平成29年3月28日）
「引き続き無電柱化を推進する」（第31.（一）②オ）
- ・道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律30号）
- ・交通政策基本計画（平成27年2月13日）
「道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化を推進する。」
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第1章に記載あり」

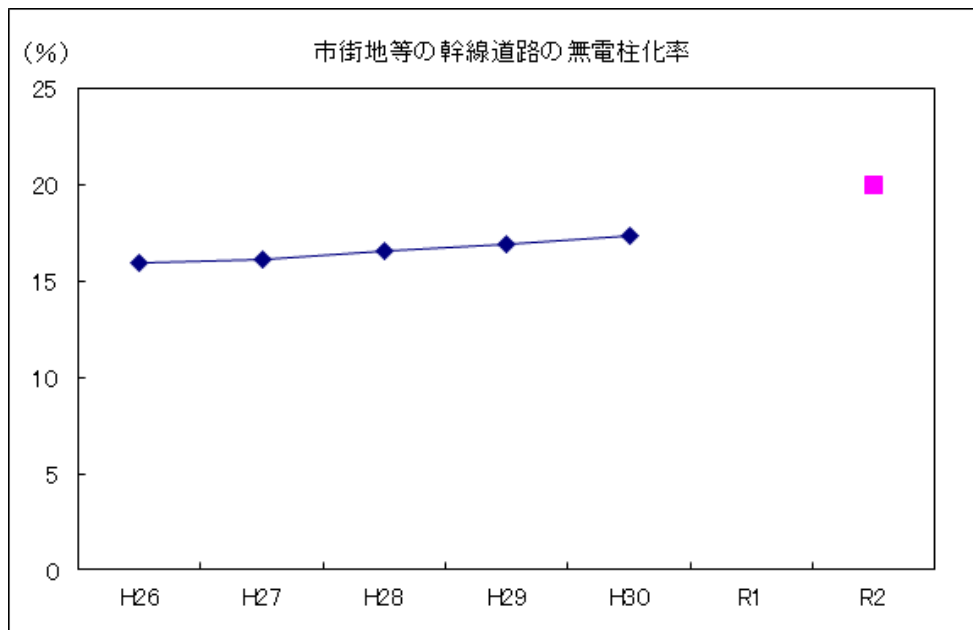
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

- ・第10次交通安全基本計画（平成28年3月11日中央交通安全対策会議決定）
- ・防災基本計画（平成29年4月11日中央防災会議作成）

過去の実績値				(年度)	
H26	H27	H28	H29	H30	
16%	16.1%	16.6%	16.9%	17.4%	



主な事務事業等の概要

電線類の地中化（◎）

・電線類の地中化など快適な生活空間を形成する道路整備を推進する。

予算額：

道路整備費 16,662 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 8,940 億円（国費）等の内数（平成 29 年度）

道路整備費 16,677 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 8,886 億円（国費）等の内数（平成 30 年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

市街地等の幹線道路の無電柱化率は、平成 29 年度が 16.9%、平成 30 年度が 17.4%と目標に向けて進捗しているものの、過去の実績による傾向を延長すると目標年度に達成できないことになり、順調でない。

一方、無電柱化の推進に関する法律の成立・施行や固定資産税の特例措置、緊急輸送道路における新設電柱の占用制限、低コスト手法の導入等により、これまで以上に今後事業の進捗が期待される。

（事務事業等の実施状況）

道路の防災性能の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から無電柱化推進計画を策定し、平成 30 年度においては市街地等の幹線道路において約 210 km 無電柱化事業が完了した。

また、平成 28 年度より全国の緊急輸送道路において、電柱の新設を禁止する措置を順次講じている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

市街地等の幹線道路の無電柱化率については、目標に対してやや伸びが鈍化している状況であることから「B」と評価した。

無電柱化を推進するための課題としては、国内に約 3,500 万本の電柱が設置されており、さらに毎年約 7 万本増加していること、電線共同溝の整備コストが高いこと、電線管理者などの関係者との調整が難航したこと等による事業着手の遅延などが挙げられる。

このため、「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き（案）（平成 31 年 3 月）」により低コスト化の普及を図り、本格的な無電柱化の推進を図る。また、地方公共団体による緊急輸送道路における新設道路の占用制限を拡大することにより、これ以上新たに電柱が設置されることを防止する。さらに、地方公共団体の事業実施をサポートする支援体制の構築や交付金等による財政的支援、事業のスピードアップ等を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局 環境安全・防災課（交通施策分析官 吉田 敏晴）

関係課： 道路局 国道・技術課（課長 東川 直正）

業績指標 20

多様な水源（開発水、雨水、再生水等）による都市用水の供給安定度（*）

評 価	目標値：約79%（令和3年度） 実績値： 76%（平成29年度） 76%（平成30年度） 初期値： 75%（平成28年度）
A	

（指標の定義）

全国における都市用水の使用量を分母、多様な水源による安定供給量を分子とし、水資源開発施設等による開発水のほか雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された安定供給量の割合を指標とする。（単位：%）

（目標設定の考え方・根拠）

近年の我が国における年間降水量の変動の幅が大きくなるとともに経年的な減少傾向がみられる。このため、国民生活や産業活動への安定した水供給を図るには、少雨の年にも安定的に利用できる多様な水源の確保等を推進していく必要がある。

このような観点から本指標では数値を把握しやすく、住民の生活や産業活動への影響が大きい都市用水に焦点を当てることとし、都市用水（生活用水及び工業用水）の使用量に対して、開発水を始めとして、雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された供給量の割合を「供給安定度」とする指標を設けるものである。

目標値は、H24年からの過去5年間の都市用水の開発水量や雨水・再生水の利用拡大等の傾向を基にして、目標年次であるR3年度における値を推定している。

（外部要因）

水資源開発施設整備の進捗や雨水・再生水の利用促進等

（他の関係主体）

厚生労働省、経済産業省、地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

水資源開発基本計画（利根川・荒川水系（平成20年7月4日）、豊川水系（平成18年2月17日）、木曾川水系（平成16年6月15日）、淀川水系（平成21年4月17日）、吉野川水系（平成31年4月19日）、筑後川水系（平成17年4月15日）、水循環基本計画（平成27年7月10日）、国土形成計画（平成27年8月14日）、気候変動適応計画（平成30年11月27日）

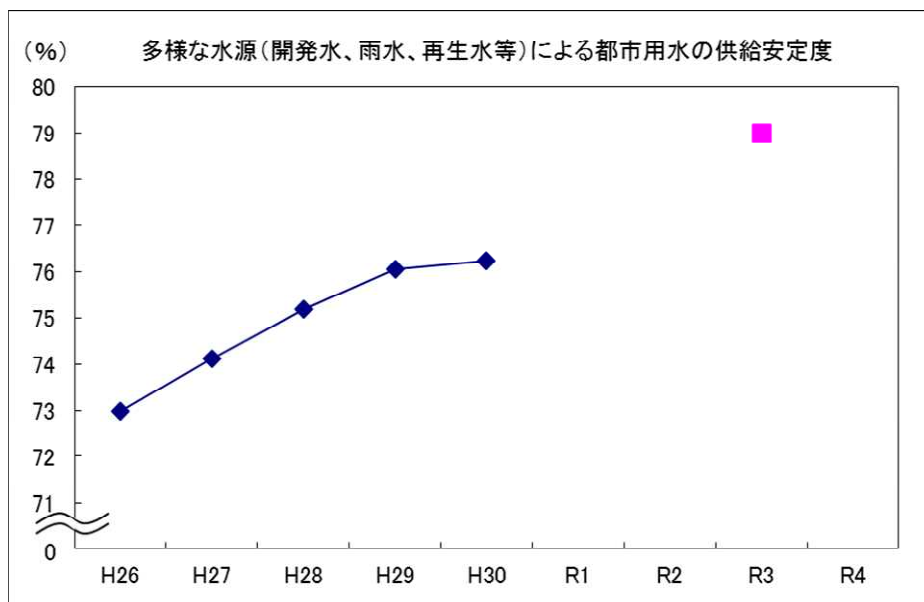
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
73%	74%	75%	76%	76%	



主な事務事業等の概要

① 大規模自然災害等の発生時における水利調整方策等検討経費

大規模自然災害等の発生時において、安定した水供給と水利秩序を確保するため、水利使用の調整が機能不全となる事態を回避し、より円滑かつ迅速な水利使用の調整を図り、許可等ができるよう河川管理者の指示による水利使用の調整及び特例に係る制度設計に向けた調査・検討を行う。

予算額 0.04 億円 (平成 29 年度)

— 億円 (平成 30 年度)

② 水資源開発事業

水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域（三大都市圏、四国及び北部九州）に対する水の安定的な供給の確保を図る。

水資源開発基本計画に位置づけられた水資源開発施設の建設や既存施設の有効活用等の多様な施策について調査・検討を行い、水資源の総合的な開発と利用の合理化を促進する。

予算額 125.40 億円 (平成 29 年度)

118.56 億円 (平成 30 年度)

③ 水資源の現状把握等に要する経費

全国の水需給動態を把握するため、都市用水（生活用水、工業用水）の水源別使用量、ダム等水資源開発施設、河川水供給可能量、渇水・災害・事故等による影響等について調査し、整理・分析を行う。

調査結果は、その動向が把握できるよう、用途別、地域別に取りまとめる。

予算額 0.19 億円 (平成 29 年度)

0.16 億円 (平成 30 年度)

④ 水資源の有効利用等の推進に関する調査経費

雨水・再生水利用の普及促進には、平常時のみならず渇水や大地震が発生した際に水利用の安定性を確保するため、利用実態等を踏まえた代替水源の確保が必要であることから、導入事例や条例等の普及促進施策に関する情報の共有化を図るなど、産・官・学・民が連携して取り組む。

また、節水を促進するため、節水機器の現況把握、節水機器の普及方策、節水に関わる制度の検討等を行うとともに、その削減した水を CO2 削減や環境改善等の新たな用途等へ利用（弾力的水利用）することについて検討を行う。

予算額 0.30 億円 (平成 29 年度)

0.23 億円 (平成 30 年度)

⑤ 気候変動への適応策検討経費

気候変動による深刻な渇水の出現を予測するとともに、水資源への影響要因等を分析し、気候変動による水資源への影響を科学的に分析・検証し、気候変動が水資源に与える影響及びリスクの評価を行う。

降雨状況等を設定し、流域や地域の特性に応じた、渇水の進展に伴う影響項目とその状況を想定し、その想定を踏まえた渇水対応タイムラインの作成を促進する。被害や影響が最小となるよう、需要側、供給側の予防、対応、措置の検討を行う。対策は、流域を基本単位としつつ、広域的な連携・調整・応援など事前予防措置や応急対策が適切にとられるようにハード対策・ソフト対策を組み合わせ、水供給の全体システムでの対応について検討する。

予算額 0.13 億円 (平成 29 年度)

— 億円 (平成 30 年度)

⑥ 渇水リスク評価手法の検討経費

水資源開発施設の整備状況、広域ネットワークの整備状況、流域の水資源量に対する水需要量、代替水源の有無、インフラの老朽化対策、気候変動の水資源への影響等を指標とし、各地域の渇水リスクを総合的に評価する手法を検討する。

地域でリスク情報を共有し、関係機関がとるべき渇水対策を整理し、見える化することで被害を最小化する渇水対応タイムラインの作成を促進する。

予算額 — 億円 (平成 29 年度)

0.08 億円 (平成 30 年度)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成30年度の実績値は開発水、雨水・再生水等の水源による供給量197.2(億m³/年)／都市用水(生活用水及び工業用水)の使用量258.8(億m³/年)＝約76%(平成28年度使用量)となった。

小数点以下を切り上げて指標を表示しているため、実績値が前年度と同値となっているが、前年度と比べ、供給量は増、使用量は減となっており、小数点第一位まで求めてみれば、実績値は76.0点から76.2点に増加している。平成29年度以降、現在建設中である八ッ場ダムの完成により、開発水供給量の増加に伴う安定供給量の増加が見込まれる。また、水資源の有効利用について関係者が連携した取組を引き続き進めることとしているため、令和3年度には79%に到達すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

平成30年度には、約118億円をもって、水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成30年度の実績値は約76%(平成28年度使用量)となり、平成29年度以降開発水供給量の増加が見込まれ、さらなる指標の改善が見込まれる。令和3年度には目標値に到達すると考え、Aと評価した。

水資源開発施設の完成等により、都市用水が開発され、安定した水供給に寄与しており、これまでの施策が有効に機能してきていると評価できる。一方、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されていることから、引き続き水供給の安定性確保のための施策、水の有効利用の推進などを行っていく必要がある。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局 水資源部 水資源計画課(課長 溝口 宏樹)

関係課： 水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課(課長 今長 岳志)

業績指標 2 1
 水源地域整備計画に基づく社会基盤整備事業の完了割合

評 価	
A	目標値：約 90% (令和 3 年度) 実績値： 71% (平成 29 年度) 75% (平成 30 年度) 初期値： 68% (平成 28 年度)

(指標の定義)
 水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画(34ダム)に位置づけられた事業の総数を分母とし、そのうち完了した事業数を分子とした割合を指標とする。(単位：%)

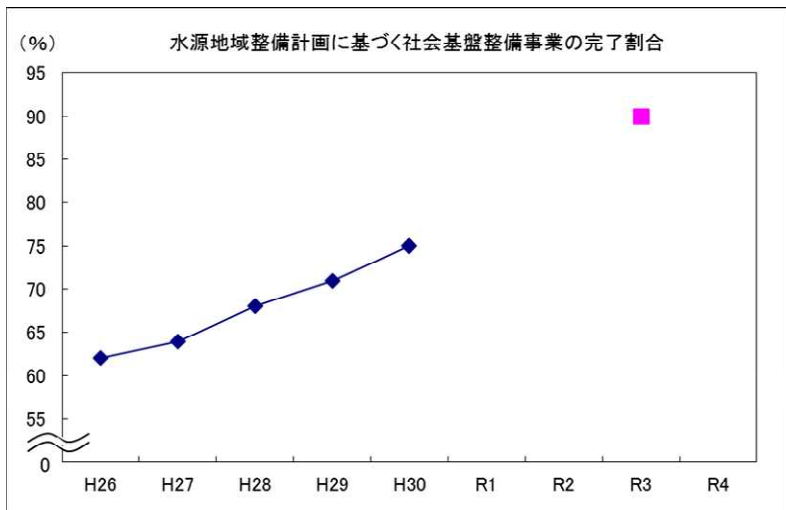
(目標設定の考え方・根拠)
 水資源を安定的に確保するためには、水資源開発施設の整備を促進するほか、水源地域における関係住民の生活の安定と地域社会の活性化を図り、水源地域の機能が適切に保全されることが必要である。
 このため、ダム建設により著しい影響を受ける水源地域では、水源地域整備計画に基づき地方公共団体が道路整備等の社会基盤整備を行うものであり、その着実な進捗を示す指標として整備事業の完了割合を設定する。
 目標値は目標年度である令和 3 年度の完了予定事業数より設定する。

(外部要因)
 ダム事業の進捗状況、地域の経済・社会状況の変化

(他の関係主体)
 地方公共団体(事業主体)

(重要政策)
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 なし
【閣決(重点)】
 なし
【その他】
 なし

過去の実績値					(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
6 2 %	6 4 %	6 8 %	7 1 %	7 5 %	



主な事務事業等の概要

水特法に関する施行事務を適切に行うとともに、水源地域の活性化手法について調査する。

また、水源地域における地域づくり活動の担い手の活動を高め、自発的・持続的な水源地域振興を図るため、各地域の活動主体やその支援に関わる専門家等が連携し、緊密な関係の中で問題解決を図れるように、様々な情報・知見・人材を共有する全国レベルの「情報共有の場」(水源地域支援ネットワーク)の構築を支援する。

予算額：0.08億円(平成29年度)
 0.08億円(平成30年度)

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成30年度の実績値は水源地域整備計画に位置づけられた事業のうち完了した事業数649事業/同計画に位置づけられた事業の総数862事業=75%であるが、令和3年度までに現在事業を実施している58事業が完了予定であることに加え、令和3年度までに完成予定の5ダムにおいて実施中の68事業がダム完成に伴い完了予定であるため、令和3年度には完了事業数775事業/計画事業総数862事業=89.9%となり、約90%の目標値に到達すると見込まれるため、順調である。

(事務事業等の実施状況)

整備事業の進捗については、定期的に関係地方公共団体からヒアリングを行って、個々の整備事業の進捗状況や課題等の把握に努めているほか、水源地域対策特別措置法第7条（協力）、第11条（国の財政上及び金融上の援助）に基づき水源地域対策の適正かつ円滑な進捗を図るため、関係省庁により構成される水源地域対策連絡協議会等を通じて課題の共有を図るとともに、課題解決に努めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成30年度の実績値は75%であるが、令和3年度までに完成予定のダムが5ダム、それに伴い完了する68事業を含む126事業が完了する見込みであり、目標値も到達すると見込まれたため、Aと評価した。

事業主体である関係地方公共団体へ適切な支援が行われるよう、引き続き水源地域対策連絡協議会等を通じて情報共有を図るとともに、必要に応じて関係省庁との調整に努める。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課 水源地域振興室（室長 後藤 隆昭）

業績指標 2 2

1人当たり都市公園等面積

評 価

B	目標値：11.0㎡/人（令和2年度） 実績値：10.5㎡/人（平成29年度） 集計中 （平成30年度） 初期値：9.8㎡/人（平成22年度）
---	--

（指標の定義）

都市公園等（都市公園及びカントリーパーク）の面積（分子）を都市域及びカントリーパークが設置された市町村の人口（分母）で除したものを。

※カントリーパーク：都市計画区域外の一定の農山漁村に整備する公園

（目標設定の考え方・根拠）

緑豊かな生活環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略（平成14年3月27日）において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡とすることを目標にしているところであり、都市公園等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画（平成29年3月28日）「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」
- ・生物多様性国家戦略2012－2020（平成24年9月28日）「第3部 第7節都市 3 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・長期戦略指針「イノベーション25」（平成19年6月1日）「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日）「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」

【閣決（重点）】

なし

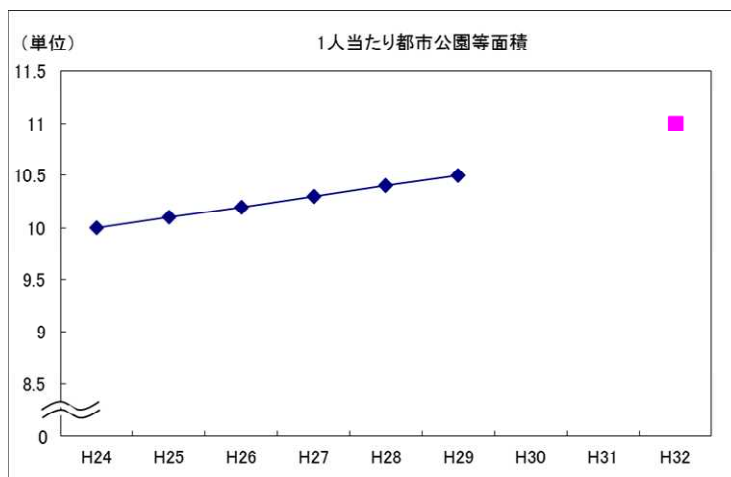
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
10.0㎡/人	10.1㎡/人	10.2㎡/人	10.3㎡/人	10.4㎡/人	10.5㎡/人	集計中



主な事務事業等の概要

① 国営公園の整備

わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）など国営公園の整備を推進している。

予算額：国営公園整備費 85億円（平成30年度国費）

国営公園整備費 85億円（平成29年度国費）

② 都市公園等整備事業に対する補助

地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。

予算額：社会資本整備総合交付金8,885億円、防災・安全交付金11,117億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金670億円の内数（平成30年度国費）

社会資本整備総合交付金8,939億円、防災・安全交付金11,057億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金579億円の内数（平成29年度国費）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・都市公園等面積は着実に増加しているものの、過去のトレンドを延長した場合、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。

（事務事業等の実施状況）

- ・直轄事業においては、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）等の整備を推進した。
- ・補助事業においては、社会資本整備総合交付金等により地方公共団体による公園整備への支援を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成30年度の実績値は集計中であるが、前述のとおり、本業績指標は、都市公園等面積は着実に増加しているものの、過去のトレンドを延長した場合、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。
- ・都市の緑を確保していくため、引き続き社会資本整備総合交付金等により計画的に都市公園の整備を推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（古澤 達也）

業績指標 23

都市域における水と緑の公的空間(制度等により永続性が担保されている自然的環境)確保量*

評 価	
B	目標値：14.1㎡/人(令和2年度) 実績値：集計中(平成29年度) 集計中(平成30年度) 初期値：12.8㎡/人(平成24年度)

(指標の定義)

都市域における(原則都市計画区域とする)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度等により永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市計画区域人口で除したものの。

<分母>都市計画区域人口(人)

<分子>都市域の永続的自然環境面積※(㎡)

※都市における緑地・水面等の中でも、都市公園をはじめとした公共公益施設としての緑地、特別緑地保全地区等に指定されている緑地など、法律等に基づく規制によって永続性が担保されている土地の面積

(目標設定の考え方・根拠)

水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略(平成14年3月27日)において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡とすることを目標とされているところであり、都市公園、特別緑地保全地区等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体(事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・観光立国推進基本計画(平成29年3月28日)「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」
- ・観光立国推進基本計画(平成24年3月30日)「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、都市に残された貴重な緑地の保全及び緑化を推進するとともに、緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな魅力ある都市を形成する」
- ・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日)「第3部 第7節都市 3 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進」
- ・低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月29日)「緑地の保全や都市緑化等の推進」
- ・京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日)「「緑の政策大綱」や市町村が策定する「緑の基本計画」等、国及び地方公共団体における緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づき、引き続き、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を積極的に推進する。」
- ・長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月1日)「都市公園の整備を始め、NPO等による緑化活動の促進、公共公益施設の緑化の推進、都市開発事業における緑地等の創出に関わる民間事業者の取組を評価する制度の開発・普及等、多様な主体による国民運動としての都市緑化活動を展開。」
- ・21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日)「緑地の保全、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、屋上緑化等を推進することにより都市内において森と呼べるような豊かな自然空間を再生・創出する。」

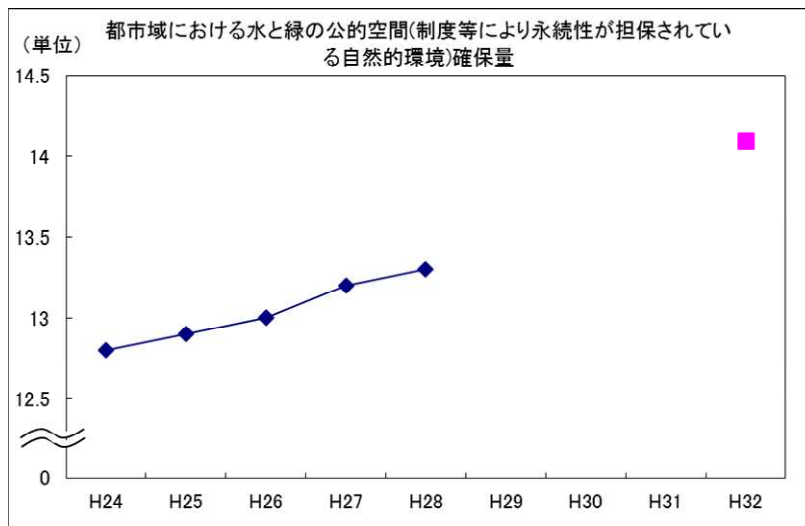
【閣決(重点)】

- ・社会資本整備重点計画(平成27年9月18日)「第2章に記載あり」
- ・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章に記載あり」

【その他】

・地方再生戦略(平成19年11月地域活性化統合本部決定)「城跡・古墳、歴史的建造物等を生かしたまちなみ形成の支援、都市公園事業等の既存制度の充実による支援について検討する。」

過去の実績値				(年度)
H26	H27	H28	H29	H30
13.0㎡/人	13.2㎡/人	13.3㎡/人	集計中	集計中



主な事務事業等の概要

① 国営公園の整備 (◎)

わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）など国営公園の着実な整備を推進している。

予算額：国営公園整備費 85億円（平成30年度国費）

国営公園整備費 85億円（平成29年度国費）

② 都市公園等整備事業に対する補助 (◎)

地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。

予算額：社会資本整備総合交付金8,885億円、防災・安全交付金11,117億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金670億円の内数（平成30年度国費）

社会資本整備総合交付金8,939億円、防災・安全交付金11,057億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金579億円の内数（平成29年度国費）

③ 古都及び緑地保全事業の推進 (◎)

古都及び緑地保全事業を推進することにより、身近な緑地の保全を図る。

予算額：社会資本整備総合交付金8,885億円、防災・安全交付金11,117億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金670億円の内数（平成30年度国費）

社会資本整備総合交付金8,939億円、防災・安全交付金11,057億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金579億円の内数（平成29年度国費）

④ 特別緑地保全地区内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例措置（相続税）

相続税額について延納の許可を受けた者に係る課税相続財産の価額のうちに、特別緑地保全地区にある土地の価額がある場合の利子税の利率の特例措置を講ずる。

⑤ 相続税評価額の特例措置（相続税）

特別緑地保全地区内の山林、原野、立木について、評価の軽減措置を講ずる。

⑥ 地価税に係る非課税措置（地価税）※平成10年1月1日より当分の間、課税の停止

特別緑地保全地区内の緑地に係る土地の非課税措置を講ずる。

⑦ 市街化区域農地に対して課す固定資産税の特例措置（固定資産税）

市街化区域農地のうち、三大都市圏の既成市街地等内の市の区域に存するものに係る宅地並み課税について、特別緑地保全地区内の農地については適用除外とする。

⑧ 特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（相続税）

特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る評価の軽減措置を講ずる。

⑨ 特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（固定資産税）

特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。

⑩ 特別緑地保全地区に係る土地に対する非課税措置（特別土地保有税）

特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）に係る特別土地保有税の非課税措置を講ずる。

⑪ 市民緑地に係る課税の特例措置（相続税）

市民緑地契約に係る市民緑地の用地として貸し付けられている土地の評価の軽減措置を講ずる。

⑫ 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税）

緑地保全・緑化推進法人が市町村長の認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。

⑬ 生産緑地に係る相続税の特例措置（相続税）

農地等に係る相続税の納税猶予措置を講ずる。また、特定生産緑地の指定又は指定の期限延長がされなかった生産緑地については、現に適用を受けている納税猶予に限り、その猶予を継続する措置を講ずる。

⑭生産緑地地区内の農地に係る非課税措置（地価税）

生産緑地地区内の農地等のうち買取りのされていないものに係る地価税の非課税措置を講ずる。

⑮贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予（不動産取得税）

贈与により一定割合以上の農地等を取得した場合の不動産取得税について徴収を猶予する（贈与税が免除される場合は納税義務免除）。また、特定生産緑地の指定又は指定の期限延長がされなかった生産緑地については、現に適用を受けている徴収猶予に限り、その猶予を継続する措置を講ずる。

⑯市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置（固定資産税）

特定市街化区域農地に係る宅地並み課税について、生産緑地地区内の農地については適用除外とする。また、特定生産緑地の指定又は指定の期限延長がされなかったもの、特定生産緑地の指定が解除されたものについては、宅地並み評価・宅地並み課税とした上で、激変緩和措置を講ずる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

都市における自然的環境の多くを占める都市公園の面積としては、過去の実績値（平成28年度約125千ha、平成29年度約126千ha）から推計すると平成30年度は約1千ha程度増加することが見込まれ、着実に増加しているものの、過去のトレンドを延長した場合、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。

（事務事業等の実施状況）

- ・直轄事業においては、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（奈良県）など国営公園の整備を推進した。【都市局】
- ・補助事業においては、社会資本整備総合交付金等により、地方公共団体による緑とオープンスペースの確保への支援を行った。【都市局】
- ・良質な緑の道路空間を構築するため、道路緑化を推進した。【道路局】
- ・すべての川づくりにおいて「多自然川づくり」を推進するとともに、湿地の保全・再生等の自然再生事業を推進した。【水局】
- ・山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備を推進。【水局】
- ・港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地の整備を実施した。【港湾局】
- ・特定飛行場の周辺区域（第3種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備した。【航空局】
- ・下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を推進した。【水局】
- ・良好な都市環境形成の観点から、官庁施設の構内緑化を推進した。【官庁】

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成30年度の実績値は集計中であるが、前述のとおり、本業績指標は、着実に増加しているものの、過去のトレンドを延長した場合、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。
- ・都市域における水と緑の公的空間を確保していく上で、引き続き社会資本整備総合交付金等により、都市公園の整備、緑地の保全・創出、道路・河川・急傾斜地・港湾等の公共空間の緑化を推進していく必要がある。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（課長 古澤 達也）

関係課：道路局環境安全・防災課（課長 野田 勝）

水管理・国土保全局河川環境課（課長 光成 政和）

水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 今井 一之）

水管理・国土保全局下水道部流域管理官（流域管理官 白崎 亮）

港湾局海洋・環境課（課長 中崎 剛）

航空局航空ネットワーク部空港業務課（課長 石山 英頭）

住宅局住宅総合整備課（課長 石坂 聡）

大臣官房官庁営繕部整備課（課長 吉野 裕宏）

業績指標 2 4

生物多様性確保に配慮した緑の基本計画の策定割合

評 価	
A	目標値：約 5 0 % (令和 2 年度) 実績値：集計中 (平成 3 0 年度) 約 4 8 % (平成 2 9 年度) 初期値：約 4 3 % (平成 2 8 年度)

(指標の定義)

政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設定されている計画割合

分子：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画のうち、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている計画の策定数

分母：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定した緑の基本計画策定数

(目標設定の考え方・根拠)

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)は、都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスタープランであり、都市の生物多様性を確保するために必要なエコロジカルネットワークの形成を図るためには緑の基本計画の活用が効果的である。このため、都市における生物多様性の確保に関する指標として、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている緑の基本計画の策定割合を把握する。対象都市における緑の基本計画の改定時期のトレンド等を踏まえ、改訂時には生物多様性の確保に関する配慮事項が追加されることを見込んで、令和 2 年度末までには 50%が達成されることを目標とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体(市区町村)(緑の基本計画の策定主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 号)
- ・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成 22 年法律第 72 号)
- ・生物多様性国家戦略 2012-2020(平成 24 年 9 月 28 日)第 3 部第 1 章第 7 節 2 緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定

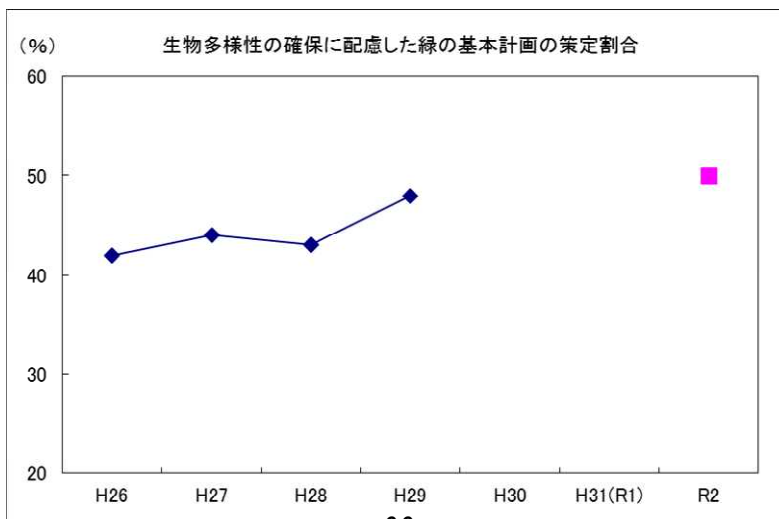
【閣決(重点)】

なし

【その他】

国土交通省都市局において平成 23 年 10 月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定したことを踏まえ、都市の生物多様性の状況や施策の進捗状況等を把握する指標の例示等、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を行う。

過去の実績値				(年度)	
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
約 42%	約 44%	約 43%	約 48%	集計中 (3月頃)	



主な事務事業等の概要

国土交通省都市局において平成23年10月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定した。また、平成25年5月に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定したことを踏まえ、平成28年11月には素案に改良を加え、地方公共団体において、都市における生物多様性の取組状況をより簡便に把握・評価し、将来の施策立案や普及等に活用することを目的とした「都市の生物多様性指標（簡易版）」を策定した。さらに、平成30年4月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定した。今後も、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を引き続き行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

実績値の分母及び分子のリアル実数を記載

過去の実績値の進捗（H28;約43%（初期値）、H29;約48%、H30;集計中）から、目標に向かって推移しており、目標期限である令和2年度には目標値の達成が可能であると考えられる。

（事務事業等の実施状況）

「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」、「都市の生物多様性指標（素案）」、「都市の生物多様性指標（簡易版）」及び「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」の普及に努めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり過去の実績値の進捗から今後も着実に実績値の増加が見込まれており、目標年度に目標達成するため、今後も引き続き「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」、「都市の生物多様性指標（素案）」、「都市の生物多様性指標（簡易版）」及び「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」の普及をさらに行う。

以上より、Aと判断した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課緑地環境室（室長 五十嵐 康之）

関係課：該当なし

業績指標 25

下水汚泥エネルギー化率*

評価

A	目標値：約30%（令和2年度） 実績値：集計中（平成30年度） 約22%（平成29年度） 初期値：約15%（平成25年度）
---	--

(指標の定義)

- 下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合
 (分母) 下水汚泥中の有機物
 (分子) 消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用された下水汚泥中の有機物

(目標設定の考え方・根拠)

- 今後、現在約3割が未利用の消化ガスの有効利用が行われ、焼却炉の更新時における固形燃料化施設への転換等が行われることを見込んで、下水汚泥のエネルギー化率が令和2年度に約30%まで進展することを目標とする。

(外部要因)

- 技術開発の動向、資源価格の高騰

(他の関係主体)

- 地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

- 第189回国会施政方針演説（平成27年2月12日）「あらゆる施策を総動員して、徹底した省エネルギーと、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めてまいります。」

【閣議決定】

- エネルギー基本計画（平成26年4月10日）「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」（第2章第2節1.（1））

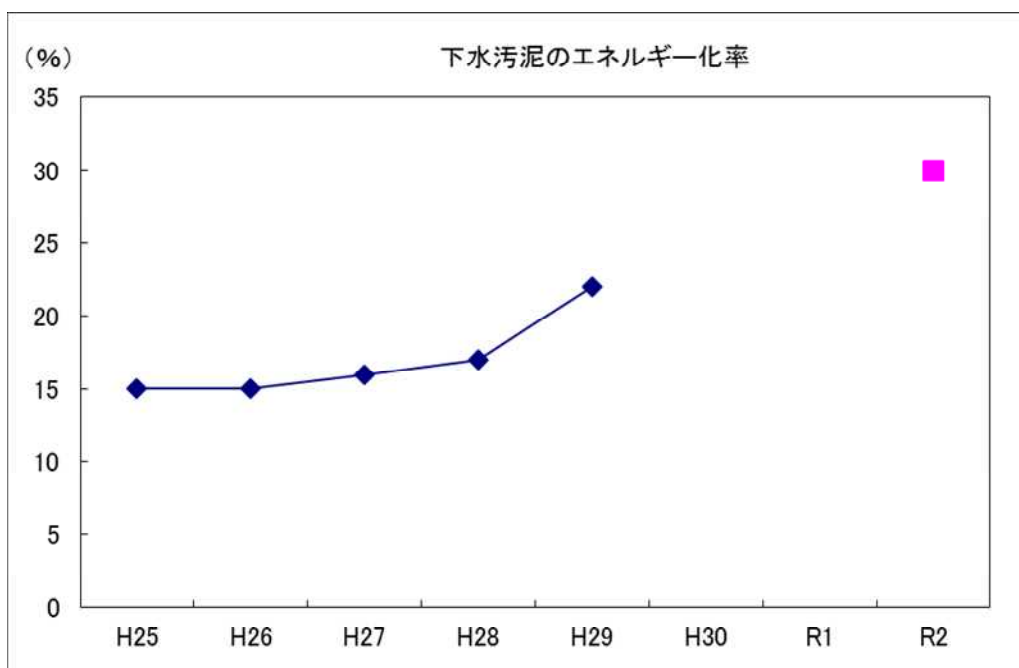
【関決（重点）】

- 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「下水汚泥エネルギー化率 平成25年度 約15% → 平成32年度 約30%」（第2章第2節3-4）

【その他】

- なし

過去の実績値					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
約15%	約16%	約17%	約22%	集計中 (10月頃)	



主な事務事業等の概要

○ 下水汚泥のエネルギー利用 (◎)

- ・ 下水汚泥のエネルギー利用を促進するため、地方公共団体が行う汚泥のエネルギー化施設の整備に対して支援を行うとともに、革新的技術の実証事業を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 8, 866 億円の内数 (平成30年度国費予算ベース)

下水道事業関連予算額 54 億円の内数 (平成30年度国費予算ベース)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成28年度の実績値は27年度から1ポイント、29年度の実績値は28年度よりも5ポイント増加しており、おおむね目標に近い実績を示している。平成30年度の実績値は集計中である。

平成24年度以降の固定価格買取制度 (FIT) の活用等により、消化ガス発電または固形燃料化が稼働している施設は、平成28年度には21カ所であったが平成29年度には120カ所に大幅に増加した。今後も目標年度の令和2年度に向け、多数の施設の稼働開始が見込まれるため、引き続きの実績値の上昇が見込まれる。このことから、目標年度における目標達成は可能であると考えられる。

(事務事業等の実施状況)

- ・ 平成23年度以降、「下水道革新的技術実証事業 (B-DASHプロジェクト)」により、下水道における創エネ対策に係る革新的技術を実証し、平成30年度末までに16技術の採択を行い、下水汚泥のエネルギー化を推進した。
- ・ 平成26年9月に下水汚泥固形燃料のJIS規格を制定し、品位の安定化及び信頼性の確立を図り、市場の活性化を促進した。
- ・ 平成27年5月の下水道法改正において、下水道管理者に対し、発生汚泥のエネルギー化・肥料化の努力義務を規定し、下水汚泥のエネルギー化・肥料化に関する下水道管理者の取組を促進した。
- ・ 平成29年3月には、既存の下水処理場における地域バイオマス利活用技術や導入検討方法、事業性評価についてとりまとめた「下水処理場における地域バイオマス利活用マニュアル」を策定し、エネルギー化向上に向けた地域バイオマスの効率的な集約・利活用を推進した。
- ・ 平成30年度には、下水道資源の利用推進を図るため「下水道エネルギー・イノベーション推進事業」を創設した。
- ・ 平成30年1月にはB-DASHプロジェクトによる実証技術や水素製造・利用技術を補強した「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン」を公表した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 平成28年度から平成29年度にかけて稼働施設の増加に伴う実績値の大幅な上昇が見られ、今後も多数の施設の稼働開始が見込まれるため、令和2年度に目標値である30%に到達できる見込みであることからAと評価した。
- ・ B-DASHプロジェクトを含む新技術の導入を推進する。
- ・ 平成27年の下水道法改正における努力義務を受けて、施設の改築・更新にあわせた創エネ技術の自治体への導入検討を促す。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 (課長 山田 哲也)

業績指標 26

汚水処理人口普及率*

評価

B	目標値：約96%（令和2年度） 実績値：約91%（平成29年度）※ 集計中（平成30年度） 初期値：約89%（平成25年度）※ ※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値
---	--

（指標の定義）

汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等）が普及している人口の割合
 （分母）総人口

（分子）汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等）が普及している人口

（目標設定の考え方・根拠）

将来的には、全人口が汚水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの整備状況を踏まえて、汚水処理人口普及率を令和2年度までに約96%まで向上させることを目標として設定。

（外部要因）

技術開発の動向等

（他の関係主体）

- ・環境省（浄化槽事業を所管）
- ・農林水産省（集落排水施設事業を所管）
- ・地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
 「下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくります。」

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

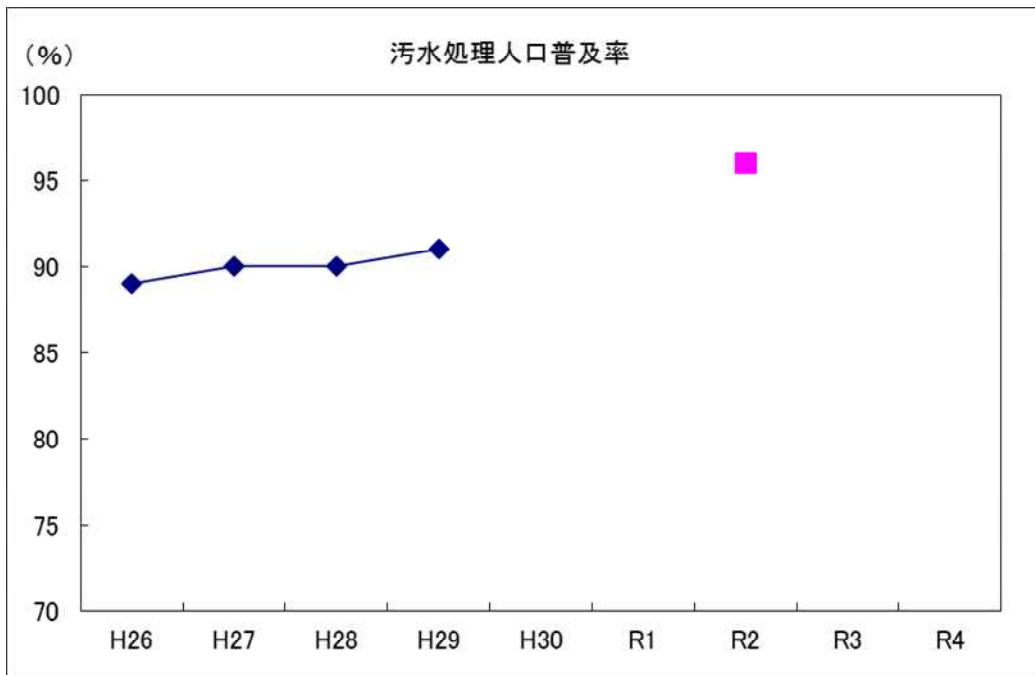
なし

過去の実績値

（年度）

H26	H27	H28	H29	H30
約89%※	約90%※	約90%※	約91%※	集計中（9月頃完了予定）

※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値



主な事務事業等の概要

○汚水処理施設の整備 (◎)

- ・効率的な汚水処理施設整備をすすめるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。
- ・下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 8,940億円の内数(平成29年度国費予算ベース)

社会資本整備総合交付金予算額 8,886億円の内数(平成30年度国費予算ベース)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・汚水処理人口普及率の平成29年度の実績値は約90.9%※であり、前年度から約0.5%上昇したが、目標に近い実績を示していない。
 - ・普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、5万人未満の中小市町村における汚水処理人口普及率は79.4%※(平成29年度末時点)にとどまっている。
- ※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値である。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成26年1月に、汚水処理に関する国土交通省、農林水産省、環境省の三省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を策定し、併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出し、都道府県構想※の見直し、今後10年程度を目途に汚水処理の概成を目指すことを要請した。
- ・平成28年3月に、汚水処理の早期概成に向けて、低コスト技術や官民連携事業の導入検討方法等について示した「下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル」を策定し、平成30年3月に改訂版を公表した。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業務指標については、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値の達成は難しいと考えられるため、Bと評価した。
- ・今後10年程度の概成に向けて、都道府県構想の見直し、低コスト技術や官民連携事業の導入に向けたマニュアル策定、公表などを行っているが、地方公共団体の厳しい財政事情や人員不足等のため、汚水処理整備が進みにくい状況である。
- ・都道府県構想の見直しは、平成29年度時点で35都府県が完了、残る12道県も概ね平成30年度に完了し、概ね予定どおりに進捗しており、見直し好事例の分析結果の水平展開等により、取組を加速化する。
- ・引き続き、各汚水処理施設の連携を一層強化し、人口減少等社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進した上で、地域の事情に応じた低コスト技術の導入や官民連携の下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。
- ・今後10年程度の概成が難しいと思われる地方公共団体に対しては、引き続き、個別ヒアリングを行うなど、未普及解消に向けた施策の検討を進める。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

担当課等(担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課(課長 植松 龍二)

関係課：

業績指標 27
 持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率*

評 価	目標値：100%（令和2年度） 実績値：約91%（平成30年度）※ 初期値：約2%（平成26年度）※ ※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値
A	

（指標の定義）
 都道府県構想が策定されている都道府県数の割合
 （分母）全都道府県数
 （分子）より効率的な汚水処理の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくための構想が策定されている都道府県数

（目標設定の考え方・根拠）
 令和2年度までに全都道府県で持続的な汚水処理システム構築に資する都道府県構想の策定が完了。

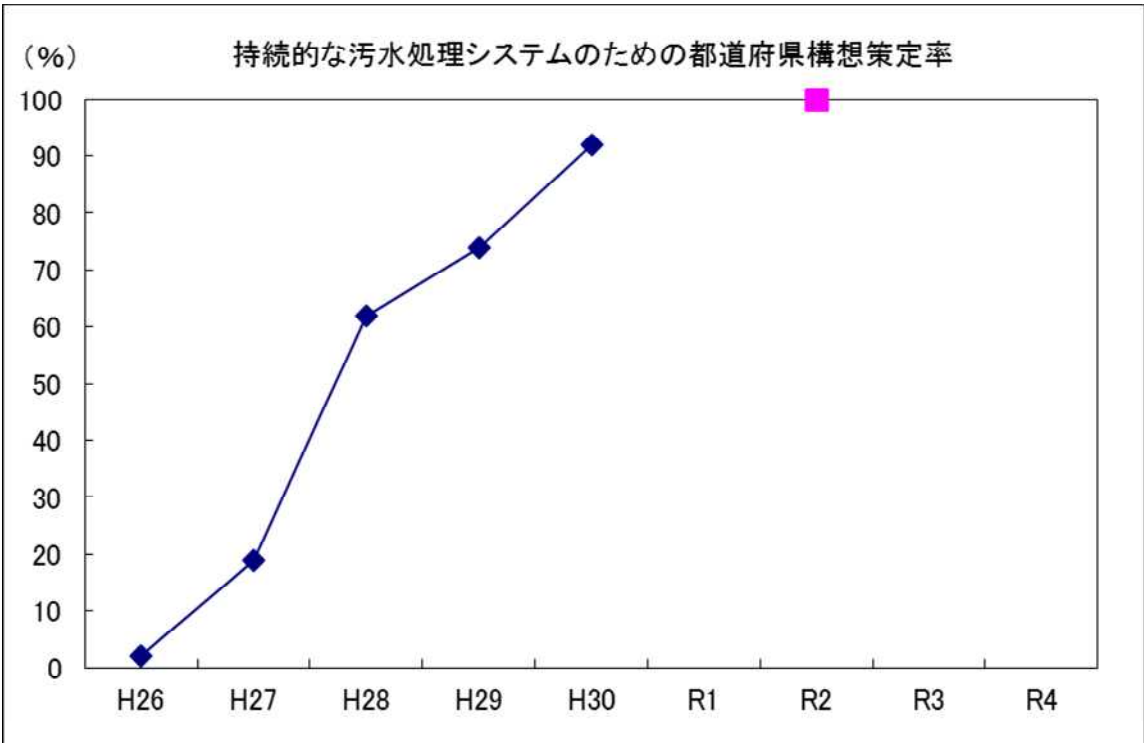
（外部要因）
 なし

（他の関係主体）
 ・環境省（浄化槽事業を所管）
 ・農林水産省（集落排水施設事業を所管）
 ・地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
 ・なし
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」
【その他】
 なし

過去の実績値					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
約2%※	約19%※	約62%※	約74%※	約91%※	

※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値



主な事務事業等の概要

○都道府県構想の策定・見直しの促進（◎）

・人口減少等を踏まえた持続的な汚水処理システム構築（生活排水処理に係る下水道は、人口減少等に対応し、集落排水、浄化槽等の汚水処理施設との適切な役割分担の下、効率的な整備を実施。また、時間軸の概念に基づき既存ストックの活用や施設の統廃合、汚泥の利活用など段階的に効率的な管理運営を推進）

・都道府県構想の策定・見直しを促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 8,940億円の内数（平成29年度国費予算ベース）

社会資本整備総合交付金予算額 8,886億円の内数（平成30年度国費予算ベース）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・持続的な汚水処理システムのための都道府県構想策定率について、平成30年度は約91%※となり、前年度から約17%上昇しており、順調な進捗が見られる。

※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値

（事務事業等の実施状況）

・平成26年1月に、汚水処理に関係する国土交通省、農林水産省、環境省の三省が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※策定マニュアル」を策定し、併せて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想※の見直しの推進について」を発出し、都道府県構想※の見直しを要請した。

・都道府県構想策定が完了していない県に対しては、進捗状況を確認するため、随時フォローアップを行い、技術的な支援を行った。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業務指標については、策定・見直しの進捗が見られ、順調に推移しているためAと評価した。

・都道府県構想の策定が完了していない県について、進捗状況や今後の予定を確認し、目標の達成に努める。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課（課長 植松 龍二）

関係課：

業績指標 28
 汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数（平成 29 年度から令和 4 年度末までに取り組む地区数）

評 価	
A	目標値：450 箇所（令和 4 年度） 実績値：集計中（平成 30 年度） 138 箇所（平成 29 年度） 初期値：－（平成 28 年度）

（指標の定義）
 平成 29 年度から令和 4 年度末までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数。
 （※統廃合により廃止される汚水処理施設数のこと）

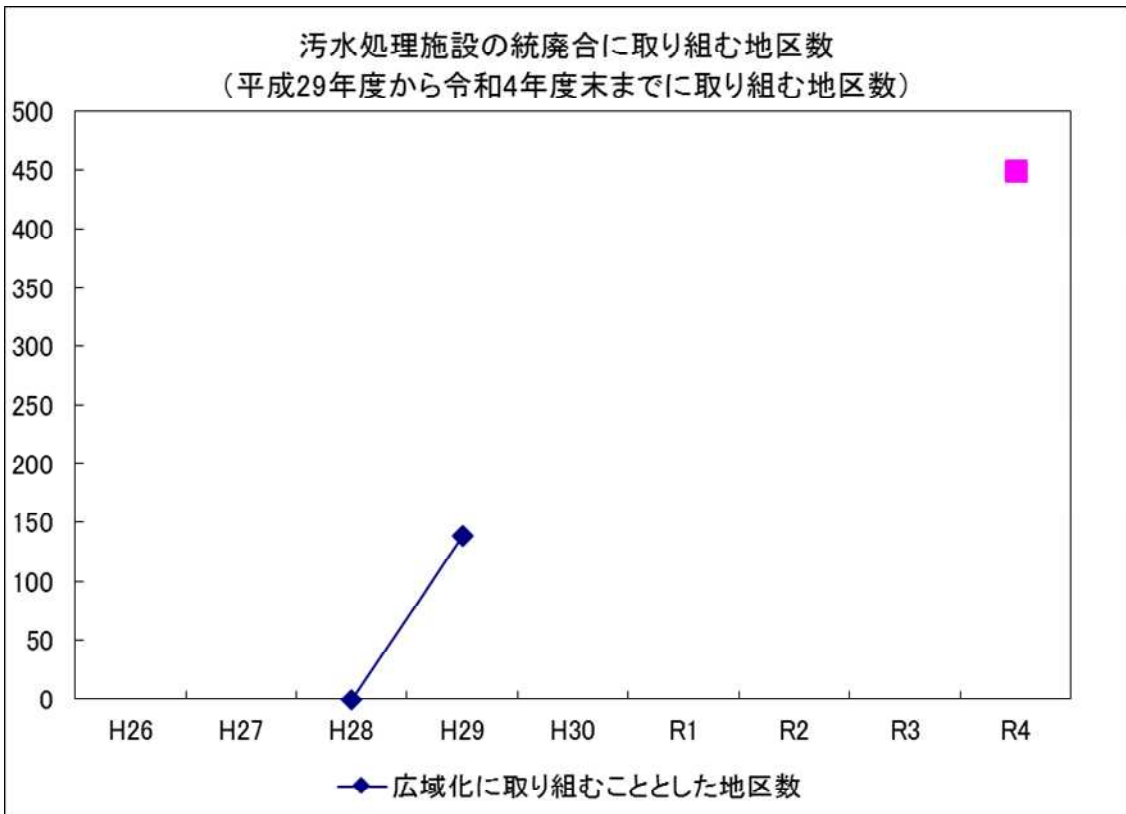
（目標設定の考え方・根拠）
 ・目標値は地方公共団体の実施予定から設定。（工事完了 380 箇所、工事着手 70 箇所）

（外部要因）
 地元との調整状況

（他の関係主体）
 ・環境省（浄化槽事業を所管）
 ・農林水産省（集落排水施設事業を所管）
 ・地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 経済財政運営と改革の基本方針（平成 30 年 6 月 15 日）「上下水道においては、効率的な整備・管理及び経営の持続可能性を確保するため、各地方自治体の経営状況の地域差を「見える化」し、広域化や共同化、コンセッションをはじめとする多様な PPP/PFI の導入、ICT 活用等を重点的に推進する。」
【閣決（重点）】
 なし
【その他】
 なし

過去の実績値				（年度）	
H26	H27	H28	H29	H30	
—	—	—	138	集計中（10 月頃）	



主な事務事業等の概要

- 汚水処理施設の広域化の推進
下水道をはじめとする汚水処理事業の持続的な運営に向けて、よりの一層の効率化を推進するため、下水道事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。
社会資本整備総合交付金予算額 8, 886億円の内数（平成30年度国費）
防災・安全交付金予算額 11, 117億円の内数（平成30年度国費）
下水道事業関連予算額 54億円の内数（平成30年度国費）
- 下水道広域化推進総合事業の創設
下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の一層の効率化を推進する。
- 広域化・共同化計画のモデル計画の策定及び他の都道府県への水平展開

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数）については、令和4年度までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数450箇所に対して、平成29年度の実績値は138箇所となっており、目標達成に向け順調に推移している。

一方、統廃合の実施に当たっては、汚水処理施設の周辺住民等、多くの関係者における合意形成が必要になり、地域ごとにこれに要する期間が異なる中、現時点ではこれらを的確に見通すことができないため、今後とも、最新の実績値だけでなく、事業の進捗についても確認を行っていく。また、平成30年度に下水道広域化推進総合事業を創設するなど、国としても着実な事業実施に向けて重点的に取り組んでおり、令和4年度の目標値の達成に向けて引き続き一層の支援を行っていく。

(事務事業等の実施状況)

- ・令和4年度までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画を策定することを要請している。
- ・広域化をより推進するために平成30年度に広域化・共同化事例集を公表するとともに、「広域化・共同化計画策マニュアル（案）」を策定し、地方公共団体の検討をより一層の推進を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・令和4年度までに汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数450箇所に対して、平成29年度で138箇所となっており、今後の進捗を適宜把握し、地方公共団体の円滑な事業実施を支援するため、「広域化・共同化計画策マニュアル（案）」の充実化を図るなど、令和4年度の目標値の達成に向けて引き続き一層の支援を行っていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 （課長 植松 龍二）
関係課：

業績指標 29

水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した都市の割合*

評価

A	目標値：50%（令和2年度） 実績値：35%（平成29年度） 45%（平成30年度） 初期値：25%（平成26年度）
---	---

（指標の定義）

河川法上の河川に隣接する都市のうち、水辺の賑わい創出に向けた取組を実施した都市の割合
 水辺の賑わい創出に向けた取組を実施した都市の割合 = ① / ②

- ① 水辺の賑わい創出に向け、「かわまちづくり」計画による利活用の立案や河川区域内施設の民間開放等の具体的な取組を実施した市区町村数
- ② 河川に隣接する各地方を代表する市区町村や観光振興の拠点となり得る市区町村の数

（目標設定の考え方・根拠）

地域の個性やニーズに合った方策を用いて、長期的には、全ての対象都市で達成を目指す。

（外部要因）

かわまちづくり計画策定やミズベリングのプロジェクトに関わる市町村、民間事業者及び地元住民の合意形成

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

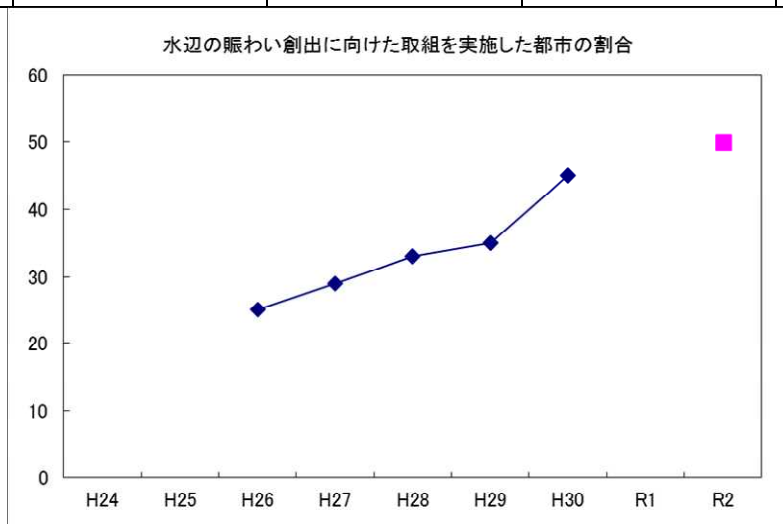
- ・観光立国推進基本計画（平成29年3月28日）「観光振興や観光交流に資する地域づくり・街並み整備、道路整備、河川空間等の保全・活用等の社会資本整備等において、その効果を有効に発現させるため、これらの事業担当部局と観光関係部局との連携を強化する」「治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備や「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者等との連携を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援することで、川を活用した賑わいのある水辺空間を創出する、「かわまちづくり」を推進する。」

【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

【その他】

過去の実績値				(年度)
H26	H27	H28	H29	H30
25%	29%	33%	35%	45%



主な事務事業等の概要

○かわまちづくりの推進 (◎)

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、川を活用した賑わいのある水辺空間を創出するため、かわまちづくり計画の登録を進めるとともに、かわまちづくり計画に基づく河川空間の整備及びその利活用を推進。

治水事業等関係費（河川関係）	6, 7 5 9 億円の内数（平成27年度 事業費）
	6, 7 6 4 億円の内数（平成28年度 事業費）
	6, 7 6 8 億円の内数（平成29年度 事業費）
社会資本整備総合交付金	9, 0 1 8 億円の内数（平成27年度 国費）
	8, 9 8 3 億円の内数（平成28年度 国費）
	8, 9 4 0 億円の内数（平成29年度 国費）
防災・安全交付金	1 0, 9 4 7 億円の内数（平成27年度 国費）
	1 1, 0 0 2 億円の内数（平成28年度 国費）
	1 1, 0 5 7 億円の内数（平成29年度 国費）

○水辺空間のオープン化等の推進 (◎)

- ・ミズベリングの開催や河川敷地占用許可準則第22の規定に基づく都市・地域再生等利用区域の指定に向けた協議会の開催等を通じ、水辺空間のオープン化等を推進。

(注)◎を付した施設項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した都市の割合」については、H26の実績：25%、H27の実績：29%、H28の実績：33%、H29の実績：35%、H30の実績：45%と着実に上昇している。

(事務事業等の実施状況)

- ・かわまちづくり計画の登録件数は、平成30年度末時点で213箇所増加しており、かわまちづくり計画に基づく水辺整備を推進している。
- ・ミズベリングは、平成30年度末時点で50件以上が開催されている。
- ・河川敷地占用許可準則第22の規定に基づく都市・地域再生等利用区域の指定に取り組んでおり、平成30年度末時点で68件を指定している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・かわまちづくり計画の登録件数やミズベリングの開催、都市・地域再生等利用区域の指定も年々増えていることに加え、現在、計画策定やプロジェクト実現に向けた取組が多く地域で進んでいることから、A評価とした。
- ・今後も引き続き関係機関等との連携により新たな水辺の賑わい創出に向けた取組を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局 河川環境課
関係課： 水管理・国土保全局 水政課、治水課

業績指標 30

一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率（①特定貨物輸送事業者（鉄道 300 両～、トラック 200 台～、船舶 2 万総トン～）、②特定旅客輸送事業者（鉄道 300 両～、バス 200 台～、タクシー 350 台～、船舶 2 万総トン～）、③特定航空輸送事業者（航空 9,000 トン（総最大離陸重量）～）

評価

①B ②B ③A	目標値：①直近 5 年間の改善率の年平均-1%（毎年度） ②直近 5 年間の改善率の年平均-1%（毎年度） ③直近 5 年間の改善率の年平均-1%（毎年度） 実績値：①-0.88%（平成 29 年度） ②-0.47%（平成 29 年度） ③-1.19%（平成 29 年度） 初期値：①－ ②－ ③－
----------------	---

（指標の定義）

運輸部門の省エネ化を実現するために、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づき、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者（特定輸送事業者）に対し、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、同法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて改善する年平均割合。

※ エネルギー使用に係る原単位：エネルギー使用量／個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計など

※ 電気需要平準化評価原単位：電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量／個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 など

（目標設定の考え方・根拠）

運輸部門の省エネ化を実現するために、省エネ法に基づき、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、省エネ法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均 1% 以上低減させることを目標とする。

（外部要因）

猛暑、厳冬による影響等

（他の関係主体）

各輸送事業者、荷主 等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

交通政策基本計画（平成 27 年 2 月）

地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月）

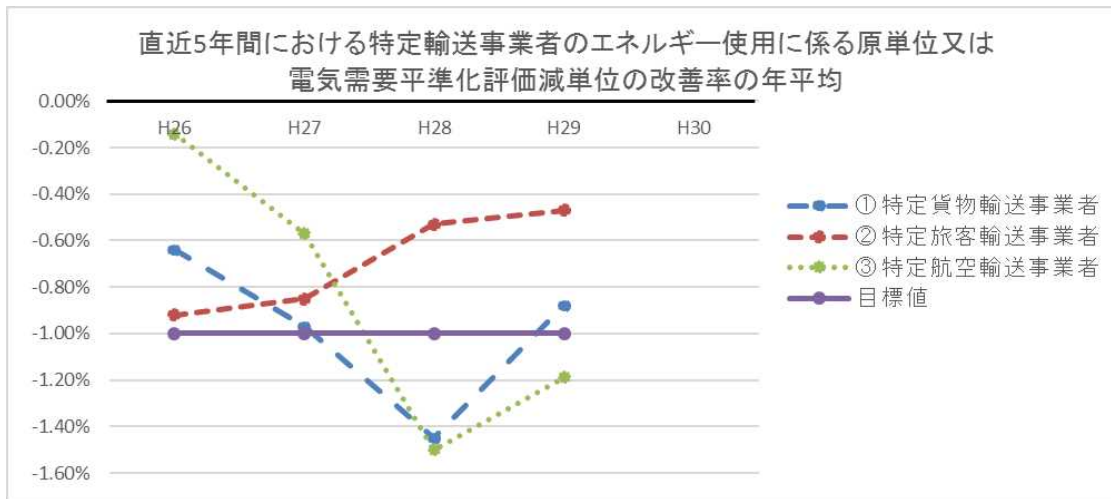
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
①-0.64%	①-0.97%	①-1.45%	①-0.88%	①②③集計中
②-0.92%	②-0.85%	②-0.53%	②-0.47%	
③-0.14%	③-0.57%	③-1.50%	③-1.19%	



主な事務事業等の概要

輸送部門における省エネ対策等の普及・促進のため、法施行状況を含めた省エネ対策等に係る調査分析をはじめ、特定輸送事業者に対する実態調査、同調査を通じた省エネ対策等に係る指導・助言、非特定輸送事業者に対する指導・助言並びにセミナー等普及啓発活動等を実施。

予算額 8.5 百万円（令和元年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

直近 5 年間における特定輸送事業者のエネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位の改善率の年平均-1%が目標値であるところ、①特定貨物輸送事業者及び②特定旅客輸送事業者の指標はそれぞれ-0.88%及び-0.47%であり、省エネは進んでいるものの目標達成とはならなかった。一方、③特定航空輸送事業者の指標は-1.19%であり、目標を達成した。

（事務事業等の実施状況）

地方運輸局において、特定輸送事業者に対する実態調査、同調査を通じた省エネ対策等に係る指導・助言、非特定輸送事業者に対する指導・助言並びにセミナー等普及啓発活動等を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①特定貨物輸送事業者及び②特定旅客輸送事業者は目標達成に至らなかったことからBと評価した。
 ③特定航空輸送事業者は目標を達成したことからAと評価した。①については、平成 28 年度は目標を達成した一方で、平成 29 年度は貨物量（トンキロ量）の減少等の外部要因により、「消費エネルギー量/輸送トンキロ」で計算されるエネルギー消費原単位の分母が減少することでエネルギー消費原単位が増加したことにより指標が悪化したものであり、②については、全国的な高温傾向による冷房機器の使用増加等の外部要因により指標が悪化している。今後は、エネルギー使用量等の定期報告書のデータの内容分析及び事業者に対する実態調査・指導等を通して、運輸部門のエネルギーの使用の更なる合理化等に向けた効果的な対策について事業者に対するフィードバックすること等により、目標達成を目指すこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局環境政策課（課長 川埜 亮）

関係課：

業績指標 3 1
燃費性の優れた建設機械の普及率 (①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ)

評価

① A ② A ③ A	目標値：①84% (令和 2 年度) ②72% (令和 2 年度) ③28% (令和 2 年度) 実績値：①76%(平成 27 年度) ②59%(平成 27 年度) ③39%(平成 27 年度) 初期値：①48%(平成 23 年度) ②41%(平成 23 年度) ③6%(平成 23 年度)
-------------------	--

(指標の定義)
①、②及び③
CO2 排出量低減が相当程度図られたものとして「低炭素型建設機械の認定に関する規程 (平成 22 年 4 月 1 日付け建設施工企画課長通達、国総施環第 321 号)」及び「燃費基準達成建設機械の認定に関する規定」(平成 25 年 3 月 22 日付け公共事業企画調整課長通達、国総環リ第 151 号)に基づき認定された建設機械及び特定の省エネルギー機構を搭載した建設機械の普及率

(目標設定の考え方・根拠)
①、②及び③
「社会資本整備重点計画」(平成 27 年 9 月 18 日閣議決定)及び「地球温暖化対策計画」(H28 年 5 月閣議決定)において、位置づけられた燃費性の優れた建設機械の普及率に関する指標建設機械動向調査結果などのトレンドを踏まえ、目標値を設定

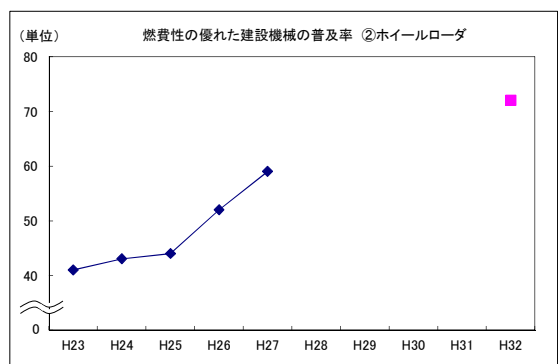
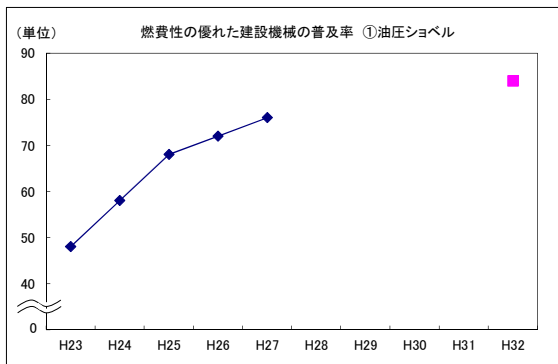
(外部要因)
① ②及び③建設投資の増減に伴う建設機械の総台数の増減

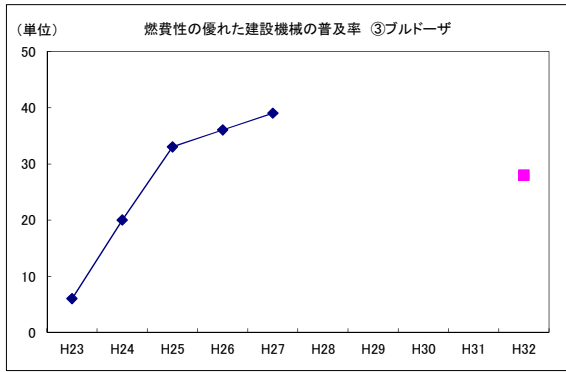
(他の関係主体)
該当無し

(重要政策)
【施政方針】

【閣議決定】
「地球温暖化対策計画」(H28 年 5 月閣議決定)
【閣決(重点)】
「社会資本整備重点計画」(平成 27 年 9 月 18 日閣議決定)
【その他】

過去の実績値					(年度)				
H 2 3		H 2 4		H 2 5		H 2 6		H 2 7	
①	48%	①	58%	①	68%	①	72%	①	76%
②	41%	②	43%	②	44%	②	52%	②	59%
③	6%	③	20%	③	33%	③	36%	③	39%





主な事務事業等の概要

省エネルギー型建設機械導入補助事業

省エネ効果の高い建設機械の導入を支援することにより、CO₂の削減を促進した。

予算額：81.9億円（H26～H30）

低炭素型建設機械及び燃費基準達成建設機械へ低利融資制度

低炭素型建設機械及び燃費基準達成建設機械等の対象建設機械を購入する者への低利融資を実施し、低炭素型建設機械及び燃費基準達成建設機械の普及を図る。

融資額：4.6億円（H25～H29）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)「順調である」

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

本業績指標により燃費性の優れた建設機械の普及率が上昇傾向であることから、順調であったと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、①76%(平成27年度)②59%(平成27年度)③39%(平成27年度)という状態であり、順調に推移しているためAと評価した。

担当課等(担当課長名等)

担当課：公共事業企画調整課 インフラ情報・環境企画室

関係課：該当なし

業績指標 3 2
省エネ基準を充たす住宅ストックの割合

評価

A	目標値：20%（令和7年度） 実績値：10%（平成29年度） 初期値：6%（平成25年度）
---	---

（指標の定義）
住宅ストック戸数のうち、省エネ基準を充たす住宅戸数の割合（A/B）
 A＝省エネ基準を満たす住宅ストック戸数
 B＝住宅ストック戸数

（目標設定の考え方・根拠）
「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）で設定している省エネ基準を充たす住宅ストックの割合（20%（令和7年））から設定。

（外部要因）
該当なし

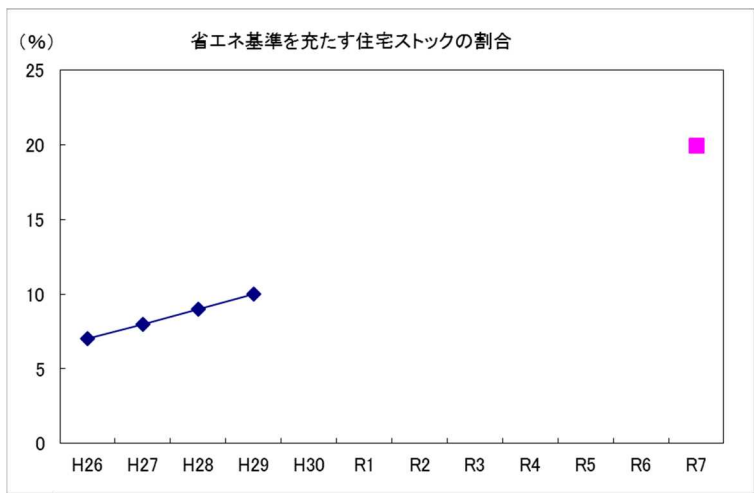
（他の関係主体）
建築主等（事業主体等）

（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】
 ・住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日）
 ・地球温暖化対策計画（平成28年5月13日）
【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
7%	8%	9%	10%	—	



主な事務事業等の概要

【法律】

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
 大規模建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置、性能向上計画認定や認定表示制度等の誘導措置。
 改正建築物省エネ法（令和元年法律第4号）によるマンション等に係る届出義務制度の監督体制の強化、注文戸建住宅及び賃貸アパートの住宅トップランナー制度の対象への追加、戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設等

○都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）

省エネ性能の高い低炭素建築物の認定制度の普及促進。

【補助】

○サステナブル建築物等先導事業

住宅・建築物における省エネ・省CO₂化を推進するため、省エネ・省CO₂に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対して支援を行う制度。

予算額：環境・ストック活用推進事業 103.57億円の内数（平成29年度）

102.21億円の内数（平成30年度）

○地域型住宅グリーン化事業

中小工務店による省エネルギー性能の高い住宅の整備に対して支援を行う制度。

予算額：114億円の内数（平成29年度）

115億円の内数（平成30年度）

○長期優良住宅化リフォーム推進事業

既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行う制度。

予算額：長期優良住宅化リフォーム推進事業 41億円（平成29年度）

42億円（平成30年度）

【税制】

○認定を受けた低炭素建築物に対する税制上の特例措置

○住宅リフォームに関する税制上の特例措置

一定の省エネ改修が行われた住宅等に対する所得税及び固定資産税の減税措置を適用。

【融資】

○住宅金融支援機構のフラット35Sによる省エネルギー性に優れた住宅の取得支援

省エネ措置等を講じた住宅の取得を支援するため、住宅金融支援機構の証券化ローンの枠組みを活用して金利引き下げを実施。

【その他】

○省エネ住宅の整備に向けた体制整備

中小工務店の大工就業者を対象とする省エネ施工技術の習得に対する支援を実施。

予算額：住宅建築技術高度化・展開推進事業 14.6億円の内数（平成29年度）

14.7億円の内数（平成30年度）

省エネ基準に関する講習会、周知活動、審査体制整備を実施。

予算額：省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備 5億円（平成29年度）

○住宅建築技術高度化・展開推進事業

民間事業者等による先導的な技術開発の支援を実施。

予算額：14.6億円の内数（平成29年度）

14.7億円の内数（平成30年度）

○住宅性能表示制度の普及促進

○総合的な環境性能評価手法（CASBEE）の開発・普及

○建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の普及促進

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

省エネ基準を充たす住宅ストックの割合は平成29年度の実績値は10%となっており、おおむね目標に近い実績を示しており、目標達成に向けおおむね順調に推移している。今後は、これまでの取組に加え、改正建築物省エネ法に基づく措置を総合的に実施し、更なる住宅の省エネ性能の向上を図っていくことにより、目標達成が見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

【法律】

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）

- ・平成27年7月に建築物省エネ法を公布、平成28年4月より性能向上計画認定等の誘導措置を施行、平成29年4月より大規模建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置を施行。
- ・令和元年5月に改正建築物省エネ法を公布。

【補助】

○サステナブル建築物等先導事業

- 省エネ・省CO2型（住宅部門）の実績 応募18件、採択5件（平成29年度）
応募75件、採択70件（平成30年度）

○地域型住宅グリーン化事業（高度省エネ型）

- 高度省エネ型の実績 要望22,770件、配分2,796件（平成29年度）
要望17,786件、配分3,397件（平成30年度）

○長期優良住宅化リフォーム推進事業

- 交付実績 3,778戸（平成29年度）
交付申請 3,209戸（平成30年度）

【融資】

○住宅金融支援機構のフラット35Sによる省エネルギー性に優れた住宅の取得支援

- フラット35Sの実績 73,292戸の内数（平成29年度）
73,984戸の内数（平成30年度）

【その他】

○住宅性能表示制度の普及促進

- 設計住宅性能評価書の交付実績 232,452件（平成29年度）

○建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の普及促進

- 住宅の評価書交付実績 32,178件（平成29年度）

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成29年度の実績値は10%となっており、おおむね目標に近い実績を示しており、目標達成に向けおおむね順調に推移している。今後、更なる住宅の省エネ性能の向上を図る取組みを総合的に実施することにより、目標達成が見込まれることから、A評価とした。

具体的には、改正建築物省エネ法（令和元年法律第4号）に盛り込まれた、マンション等に係る届出義務制度の監督体制の強化、注文戸建住宅及び賃貸アパートの住宅トップランナー制度の対象への追加等の措置を総合的に講じることにより、住宅等の省エネ性能の向上を進めるとともに、引き続き、上記施策の運用・支援を行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅生産課（課長 長谷川 貴彦）

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 中尾 晃史）

業績指標 3 3

モーダルシフトに関する指標

(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ* ②内航海運による雑貨の輸送トンキロ*)

評 価

① B ② B	① 目標値：221億トンキロ（令和2年度） 実績値：200億トンキロ（平成29年度） 177億トンキロ（平成30年度） 初期値：187億トンキロ（平成24年度） ② 目標値：367億トンキロ（令和2年度） 実績値：351億トンキロ（平成29年度） 集計中 （平成30年度） 初期値：333億トンキロ（平成24年度）
------------	---

(指標の定義)

① 鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ

② 内航海運による雑貨の輸送トンキロ

(目標設定の考え方・根拠)

交通基本法に基づく、交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）において位置づけられたモーダルシフトに関する指標。トラック輸送からの転換というモーダルシフトの趣旨に鑑み、鉄道の指標はコンテナ貨物の輸送トンキロとしている。

(外部要因)

自然災害等による変動

(他の関係主体)

物流事業者（鉄道事業者、海運事業者を含む）等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定）

交通政策基本計画（平成27年2月13日決定）

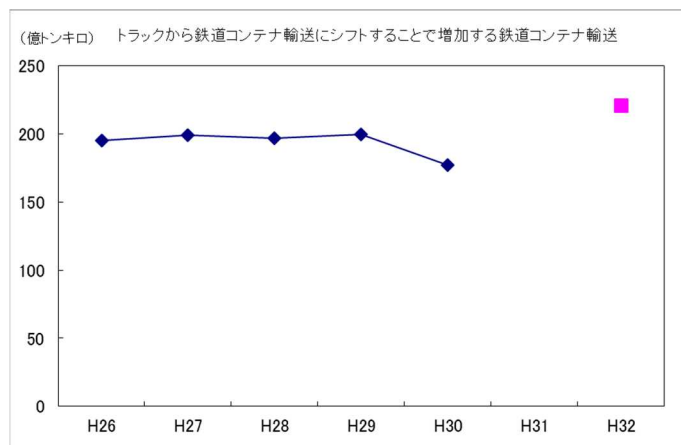
地球温暖化対策計画（平成28年5月13日決定）

【閣決（重点）】

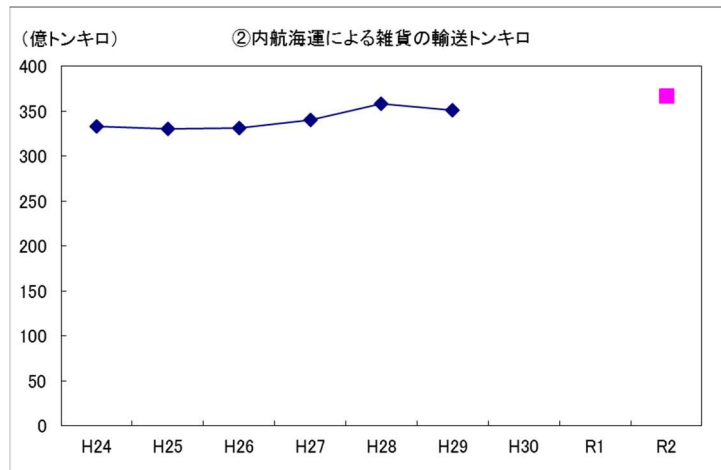
【その他】

「当面の地球温暖化対策に関する方針」（平成25年3月15日）地球温暖化対策推進本部決定 **【施政方針】**

過去の実績値					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	H30
195億トンキロ	199億トンキロ	197億トンキロ	200億トンキロ	177億トンキロ	177億トンキロ



過去の実績値				(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
3 3 1 億トンキロ	3 4 0 億トンキロ	3 5 8 億トンキロ	3 5 1 億トンキロ	集計中



主な事務事業等の概要

- ① 鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進
- ・高品質低炭素型低温輸送システムの構築促進事業
従前から存在する冷凍・冷蔵機能だけでなく、コンテナ内に積載する貨物の腐敗または変質を抑制する鮮度保持機能を有する保冷コンテナが普及することで、高品質で高効率なコールドチェーンが構築され、また輸送にかけられる時間が延長されることから、生鮮品等のモーダルシフトの促進が期待できるため、鮮度保持機能を有するコンテナの導入を支援する。
 - ・エコレールマークの普及
鉄道貨物の利用促進が図られるためには、荷主等の企業や消費者においても、鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組に対する意識の向上が重要であることから、鉄道貨物輸送を積極的に行っている企業や商品に対してエコレールマークの認定を行い、鉄道貨物へのモーダルシフトの推進が図られるよう、エコレールマーク普及についての取組を推進する。
(税制特例)
・JR貨物が取得する高性能機関車に係る特例措置
固定資産税 5年間 (2年間) 3/5
- ② 海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進
- ・(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度の活用によるモーダルシフトの促進
船舶共有建造制度を活用して船舶を建造することにより、モーダルシフトの促進を支援する。
財政投融資計画額：201 億円 (平成 30 年度)
 - ・海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進
海上輸送を一定程度利用するモーダルシフト貢献事業者を選定し、当該企業にエコシップマークの使用を認める等の活用により船を使用したモーダルシフトのアピールを行う「エコシップ・モーダルシフト事業」を実施している。
(税制特例措置)
・船舶に係る特別償却制度
環境低負荷船について、特別償却
<償却率> 高度環境低負荷船・・・18/100
環境低負荷船・・・16/100
・海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置
船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合における譲渡資産譲渡益について、80%の課税繰り延べ
・海運に係る地球温暖化対策税の還付措置
環境負荷の少ない大量輸送機関としての活用 (モーダルシフト) を推進する観点から、内航海運、国内旅客船に係る軽油及び重油について「地球温暖化対策のための税」を還付
- ③ 荷主・物流事業者の連携による取組の推進
- ・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の認定
流通業務 (輸送、保管、荷さばき及び流通加工) を一体的に実施するとともに、「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の輸送の合理化により、流通業務の効率化を図る事業に対する計画の認定を行うことにより、モーダルシフトをはじめ、物流の効率化を図る。
 - ・モーダルシフト等推進事業
荷主企業及び物流事業者等、物流に係る関係者によって構成される協議会が行う流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の策定のための調査事業や、認定を受けた総合効率化計画に基づ

き実施する事業に要する経費の一部を補助する。

予算額：38百万円（平成30年度）

・グリーン物流パートナーシップ会議

物流分野における地球温暖化対策に顕著な功績があった荷主、物流事業者等が共同した取組に対し、その功績を国土交通大臣等から表彰することにより、モーダルシフトをはじめ、グリーン物流の普及拡大を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ① 平成30年度は、相次いで発生した大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、台風20・21・24号の接近、北海道胆振東部地震等の影響を大きく受けた。特に、平成30年7月豪雨においては、山陽線の被災により、当該被災区間において貨物列車が100日にわたり運休となった。この影響により対前年度値を下回る結果となった。
- ② 平成24年度から平成26年度は、輸送量は横ばい傾向であったが、平成27年度以降はトラックドライバー不足の影響や船舶の大型化等により概ね増加基調となった。

（事務事業等の実施状況）

- ① エコレールマークの普及
平成30年度の認定商品は合計で208品目、認定企業は87件となった。
今後も引き続きエコレールマーク普及についての取組を推進する。
- ② 海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進
 - ・平成30年度においては、船舶共有建造制度により、貨物船18隻、旅客船11隻の建造決定をした。
 - ・平成29年度は「エコシップ・モーダルシフト事業」の認定事業者として荷主19者、物流事業者21者を決定した。（認定事業者：荷主146者、物流事業者164者）。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 貨物鉄道輸送量は、平成24年度以降、トラックドライバー不足の影響等もあり、長期的には増加傾向にある。平成30年度は、JR貨物が取得する高性能機関車に対する税制上の支援等を行ってきた。しかしながら、平成30年度は災害が相次ぎ、貨物列車の運行にも影響したことから、対前年度を下回る結果となったため、Bと評価した。
今後、大規模災害を受けた鉄道事業者が行う災害復旧事業への支援、大規模災害を受けた路線の早期再開等を目的とする連絡調整会議（メンバー：鉄道事業者、国土交通省関係部局）において必要な支援や協力の実施等を進め、災害発生時において、貨物列車の早期再開を目指し、対応を行っていく。
以上の理由により、Bと評価した。
- ② 業績指標は、平成24年度から平成26年度は輸送量は横ばい傾向であったが、平成27年度以降はトラックドライバー不足の影響や船舶の大型化等により概ね増加基調となった。平成29年度単年度では前年度より減少していることからBと評価した。
令和元年度以降も、税制特例措置や（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により船舶建造を支援するとともに、新たにモーダルシフトに資する船舶の利用情報の一括検索システムを構築し輸送需要の発掘につなげる等、海上輸送への更なるモーダルシフトの推進を図ることで、目標達成に向け努めていきたい。
- ③ 荷主・物流事業者の連携による取組の促進
 - ・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の認定
モーダルシフトに関して、平成30年度は、鉄道輸送へのモーダルシフト事業11件、海上輸送へのモーダルシフト事業15件を認定した。
 - ・モーダルシフト等推進事業
平成30年度は、鉄道輸送への転換を図る取組に対して、計画策定事業2件、認定総合効率化計画に基づき実施する事業6件について支援を実施した。海上輸送への転換を図る取組に対して、計画策定事業1件、認定総合効率化計画に基づき実施する事業9件について支援を実施した。
 - ・グリーン物流パートナーシップ会議
モーダルシフトに関して、平成30年は2件の取組に対し国土交通大臣等から表彰を行った。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局物流政策課（課長 山田 輝希）
総合政策局物流政策課企画室（室長 野口 透良）
関係課： 鉄道局貨物鉄道政策室（室長 澤田 孝秋）
海事局内航課（課長 飯塚 秋成）
海事局総務課企画室（室長 北間 美穂）

業績指標 3 4
環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進による CO2 排出削減量 (平成 25 年度比)

評価

A	目標値： 157 万 t-CO2 (令和 12 年度) 実績値： 38.7 万 t-CO2 (平成 29 年度) 集計中 (平成 30 年度) 初期値： —
---	---

(指標の定義)
内航船舶の平成 25 年度比 CO2 排出削減量 (単位：万 t-CO2/年)

(目標設定の考え方・根拠)
効率的で安定した国内海上輸送の確保と同時に、地球温暖化対策計画 (平成 28 年 5 月 13 日閣議決定) に基づき求められている内航船舶からの CO2 排出量の削減目標を踏まえると、革新的省エネ技術の導入支援等による各種支援施策を講じることで、環境負荷低減に資する内航船舶への代替建造等を促進していく必要がある。
業績目標としては、地球温暖化対策計画での見込み排出削減量である令和 12 年度 157 万 t-CO2/年 (平成 25 年度比) が最適であるため、この数値の達成を目標とする。

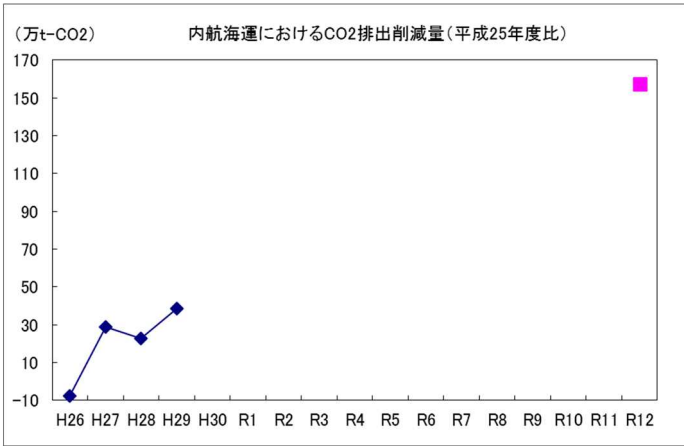
(外部要因)
景気の動向

(他の関係主体)
民間事業者 (事業主体)

(重要政策)
【施政方針】
なし
【閣議決定】
 ・地球温暖化対策計画 (平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)
 船舶部門においては、革新的な省エネルギー技術の実証を行うなど、省エネルギーに資する船舶等の普及促進を図ってきたところであり、引き続きこうした船舶の普及促進を図る。
 ・総合物流施策大綱 (2017 年度～2020 年度) (平成 29 年 7 月 28 日閣議決定)
 我が国の温室効果ガス削減目標の達成等に向け、物流分野においてもサプライチェーン全体での環境負荷の低減の観点から、再配達など非効率となっている部分の削減、物流の効率化・モーダルシフトの推進や、自動車の単体対策、鉄道・船舶・航空・物流施設における低炭素化の促進等を通じて貢献する。
 ・海洋基本計画 (平成 30 年 5 月 15 日閣議決定)
 温室効果ガスや大気汚染物質の排出抑制による環境負荷の低減への取組として、我が国が主導する船舶からの温室効果ガス排出抑制に係る国際ルール策定、船舶の省エネ技術の実証や IoT の活用による運航の効率化、港湾における省エネ化の推進、二酸化炭素吸収源拡大対策等を通じた「カーボンフリーポート 69」の実現、LNG 燃料船の普及や LNG バンカリング拠点の形成等に取り組んでいく。
【閣決 (重点)】
なし
【その他】
なし

過去の実績値					(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
- 7 . 6	2 8 . 9	2 2 . 7	3 8 . 7	集計中	

(単位：万 t-CO2)



主な事務事業等の概要

【税制】

- 船舶に係る特別償却制度
環境低負荷船について、特別償却を認める。
<償却率> 高度環境低負荷船・・・18/100
環境低負荷船・・・16/100
- 海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の^レ課税の特例措置を認める。
船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合における譲渡資産譲渡益について、80%の課税繰り延べ

【融資】

- (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度の活用による環境低負荷船への代替建造の促進
船舶共有建造制度を活用して船舶を建造することにより、環境低負荷船への代替建造を促進する。
財政投融资計画額：201 億円（平成 30 年度）、193 億円（平成 29 年度）

【補助】

- 内航船の総合的な運航効率化措置実証事業費補助金
革新的省エネ技術（ハード対策）と運航・配船の効率化（ソフト対策）を組み合わせた省エネ効果の実証に要する経費の一部を補助する。
予算額：60.5 億円の内数（平成 30 年度）、61.5 億円の内数（平成 29 年度）
- 代替燃料活用による船舶からのCO₂排出削減対策モデル事業費補助金※平成 30 年度より開始
LNG 燃料船の実運航時のCO₂排出削減の最大化を図る技術実証に要する経費の一部を補助する。
予算額：2.8 億円（平成 30 年度）
- 船舶における低炭素機器導入支援事業※平成 29 年度より開始
新造船だけでなく既存船への導入も可能な、輸送能力・燃費等単体性能の向上等を促進するために必要な機器等の導入経費について補助する。
予算額：18 億円の内数（平成 30 年度）、37 億円の内数（平成 29 年度）

【その他】

- 内航船省エネルギー格付制度※平成 29 年度より開始
内航船舶のCO₂効果等を船舶の企画・設計段階で「見える化」し、省CO₂性能等を客観的に評価する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

- 船舶共有建造制度や各種税制特例措置の活用等により、環境低負荷船への代替建造が順調に行われた。
 - 船舶共有建造制度（平成 30 年度：29 隻、平成 29 年度：20 隻）
 - 各種税制特例措置の活用（平成 30 年度：調査中、平成 29 年度：31 隻）
- 内航船の総合的な運航効率化措置実証事業により、省エネに資する船舶の技術実証を行った。
 - 内航船の総合的な運航効率化措置実証事業（平成 30 年度：5 件、平成 29 年度：6 件）
- 代替燃料活用による船舶からのCO₂排出削減対策モデル事業により、CO₂排出削減に資する船舶の技術実証を行った。
 - 代替燃料活用による船舶からのCO₂排出削減対策モデル事業（平成 30 年度：3 件）
- 船舶における低炭素機器導入支援事業により、新造船だけでなく既存船においても省CO₂対策を促進した。
 - 船舶における低炭素機器導入補助（平成 30 年度：1 件、平成 29 年度：4 件）
- 内航船舶省エネルギー格付制度の活用により、船舶の省エネルギー性能が「見える化」され、環境対策に関心のある荷主事業者や消費者へ省エネルギー船舶の一層のPRが可能になった。
 - 内航船舶省エネルギー格付制度による格付の付与（平成 30 年度：12 件、平成 29 年度：7 件）

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、平成 29 年度において順調に推移している。平成 29 年度より、船舶における低炭素機器導入補助を開始し、既存船のCO₂排出削減を促進した。また、内航船舶省エネルギー格付制度も開始し、省エネルギー船舶の一層のPRが可能となった。さらに、平成 30 年度より、代替燃料活用による船舶からのCO₂排出削減対策モデル事業を開始した。平成 30 年度の実績値は集計中であるが、このままの伸び率を維持した場合、目標達成が見込まれることから、Aと評価した。

今後も引き続き、税制特例措置の活用による環境低負荷船への代替建造の促進をはじめ各種事業を推進することで、環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局内航課（課長 飯塚 秋成）
関係課： 海事局総務課企画室（室長 北間 美穂）
海事局海洋・環境政策課（課長 石原 彰）

業績指標 35
都市緑化等による温室効果ガス吸収量

評価

A	目標値：約 119 万 t-CO2/年（平成 32 年度） 実績値：121 万 t-CO2/年（平成 29 年度） 初期値：約 111 万 t-CO2/年（平成 25 年度）
---	---

（指標の定義）
 1989年12月31日時点で「森林」でなかった都市域等において、1990年以降2012年までの間に、樹木（高木）の植栽（＝植樹）を含めた面積500㎡以上の規模の緑化を行う事業（都市公園の整備、公共施設の緑化等）によって創出された緑地による温室効果ガス吸収量。気候変動枠組条約等に基づき、「土地利用、土地利用変化及び林業分野」の要素として日本国が国連へ報告しているもの。

（目標設定の考え方・根拠）
 吸収源となる都市公園、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等の緑地などの都市緑地の、平成20年から平成24年までの整備面積のトレンドを踏まえ、目標値を設定【第4次社会資本整備重点計画第2章の重点目標に関連する事業の指標「KPI25 都市緑化等による温室効果ガス吸収量」】（同一定義）

（外部要因）
 —

（他の関係主体）
 地方公共団体（事業主体）

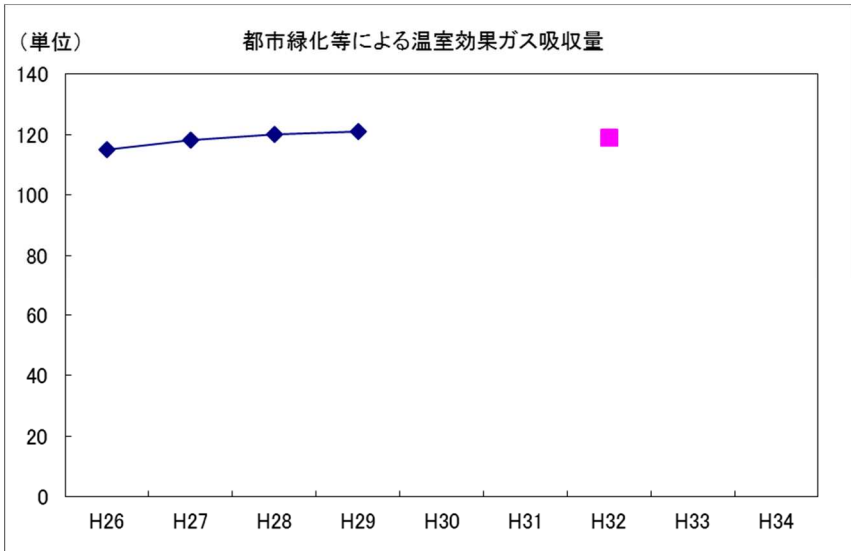
（重要政策）
【施政方針】
 —

【閣議決定】
 ・地球温暖化対策計画（平成28年5月13日）第1章第2節1.（2）温室効果ガス吸収源対策・施策
 「都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を積極的に推進する」
 ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日）
 第3部第2章第9節1 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応への推進
 「都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します」
 ・第四次環境基本計画（平成24年4月27日）第2部第1章第4節3.（3）重点的取組事項
 「森林等の吸収源対策として、間伐等の森林の整備・保全、農地等の適切な管理、都市緑化等を推進する」

【閣決（重点）】
 ・第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）第2章「KPI25 都市緑化等による温室効果ガス吸収量」

【その他】
 ・環境行動計画（平成26年3月）（平成29年3月一部改定）
 第三章 I < 1. 地球温暖化対策・緩和策の推進 > 「温室効果ガス吸収源対策の推進等の施策に取り組む」

過去の実績値				(年度)
H26	H27	H28	H29	H30
115 万 t-CO2/年	118 万 t-CO2/年	120 万 t-CO2/年	121 万 t-CO2/年	集計中



主な事務事業等の概要

- ・都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、官公庁施設等の緑化を推進する。
- ・都市緑化等における吸収量の算定方法の精査・検討、報告するデータの整備を行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

順調である(平成30年度の実績値は令和2年4月頃にならないと集計できないものの、平成29年度の実績値において既に目標値を達成している)

(事務事業等の実施状況)

- ・都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、官公庁施設等の緑化を推進した。
- ・都市緑化等における吸収量の算定方法の精査・検討、報告するデータの整備を行った。
- ・緑の創出に関する普及啓発と、市民、企業、NPO等の幅広い主体による緑化の推進を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・本業績指標は、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれるため、Aと評価した。
- ・引き続き、都市公園の整備等による緑化の推進を図ると共に、都市緑化等における吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行う。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 都市局公園緑地・景観課(課長 古澤 達也)

関係課： 道路局環境安全・防災課(課長 野田 勝)

水管理・国土保全局 河川環境課(課長 光成 政)

水管理・国土保全局下水道部下水道企画課(課長 山田 哲)

港湾局海洋・環境課(課長 中崎 剛)

住宅局住宅総合整備課(課長 石坂 聡)

官庁営繕部 設備・環境課営繕環境対策室(室長 松尾 徹)

業績指標 36

緊急地震速報の迅速化*

評 価

B	目標値：19.4 秒以内(令和 2 年度) 実績値：23.3 秒(平成 30 年度) 初期値：24.4 秒(平成 22～26 年度平均)
---	--

(指標の定義)

日本海溝沿いで発生した地震において、緊急地震速報(予報)を発表し、震度 1 以上を観測した地震について、緊急地震速報(予報)の第 1 報を発表するまでの時間の平均値を指標とする。

(目標設定の考え方・根拠)

緊急地震速報を少しでも迅速に発表することにより、強い揺れが来る前に緊急地震速報が伝達される地域が拡大し、それらの地域において、安全確保や機器の自動制御等による防災・減災の効果や経済的損失の軽減が期待される。緊急地震速報の迅速化にはできるだけ震源に近い場所で地震を観測することが非常に有効であることから、気象庁ではこれまでも、緊急地震速報に活用する観測点を増やす取り組みを進めてきた。東日本大震災以降については、多機能型地震観測網※の増強(50 点整備)や、防災科学技術研究所の大深度 KiK-net※、海洋研究開発機構の DONET1 の活用により、迅速化に取り組んできたところである。

さらに今後、日本海溝沿いでは防災科学技術研究所により海底地震計(S-net※)の整備が進められており、気象庁ではこれらの海底地震観測データの取り込みを進め、各観測点について、地震や地震以外の震動の検知状況及び自動処理の動作状況の確認作業や、海底地震計の特殊な設置環境等を踏まえた震源・マグニチュードの推定方法の改良等を行った上で、緊急地震速報への活用に追加して行く予定である。

※多機能型地震観測網：気象庁が整備した、緊急地震速報のための前処理や震度観測等の機能を持った地震観測網。

※大深度 KiK-net：防災科学技術研究所が整備した基盤強震観測網のうち、南関東の概ね 500m 以上の深さに設置されたもの。

※S-net：防災科学技術研究所が根室沖から房総半島沖に整備を進めている日本海溝海底地震津波観測網。

(外部要因)

S-net の整備状況

(他の関係主体)

国立研究開発法人防災科学技術研究所

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

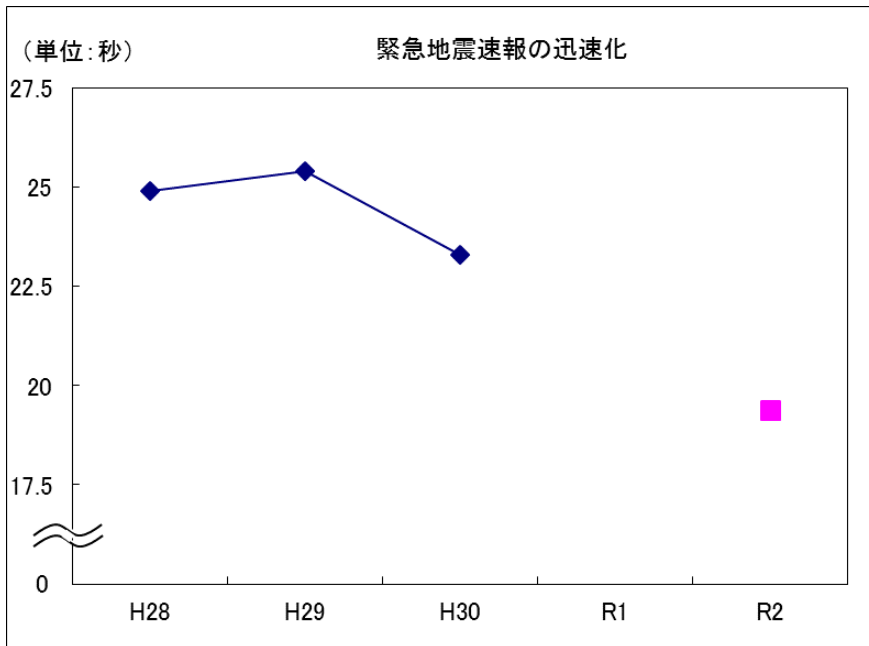
【閣決(重点)】

なし

【その他】

国土強靱化アクションプラン 2018 (平成 30 年 6 月 5 日国土強靱化推進本部) 重要業績指標

過去の実績値				(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
		24.9	25.4	23.3



主な事務事業等の概要

・地震津波観測業務等 予算額：1,533百万円の内数（平成30（2018）年度）

国内外の地震を観測・監視・解析し、適時的確に緊急地震速報、津波警報等を発表することにより、地震や津波による災害の防止・軽減を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

現時点ではS-netの地震計データを緊急地震速報で利用できていないため、実績値の顕著な改善は見られない。地震発生場所や発生数の違いにより、平成30（2018）年度の実績値は初期値と比較して1.1秒早くなった。

(事務事業等の実施状況)

緊急地震速報への活用を進めているS-netの地震計は、海底に設置されていることから、これまでの取組において、地上に設置した地震計では問題にならない海底の堆積層による地震波の増幅や地震時の強震動による地震計の傾動等がマグニチュードの推定に影響を与えることがわかってきた。平成30（2018）年度は、これらの影響を小さくすべく、堆積層の影響を受けにくい上下動成分のみを利用してマグニチュードを推定する手法や傾動等を起こした地震計をマグニチュードの推定から除外する手法等の開発を進めるとともに、これらの手法のシステムへの導入や動作試験を行った。また、S-netの観測データを緊急地震速報で利用するためには、S-netの陸上局においても改修が必要なことから、防災科学技術研究所と協力して対応を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

現時点で、指標としては目標達成に向けての顕著な改善が見られていないことから、評価をBとした。

これまでの取組において、地上に設置した地震計では問題にならない海底の堆積層がマグニチュードの推定に影響を与えることが明らかになり、堆積層の影響を受けにくい上下動成分のみを利用してマグニチュードを推定する手法や傾動等を起こした地震計をマグニチュードの推定から除外する手法等の開発を進めるとともに、これらの手法のシステムへの導入や動作試験を行った。令和元年度も引き続き、S-netの活用開始に向けた動作試験や平成30年度に導入した上記手法の検証を進める。これらの取組みにより、目標年度の令和2（2020）年度までにはS-netの活用開始が計画どおり可能となる見込みであり、19.4秒以内（初期値から5秒以上短縮）という目標値は、S-netを活用した際に想定される短縮可能な時間であることから、目標を達成できると考えられる。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 気象庁地震火山部管理課（青木 元）

関係課： 気象庁地震火山部地震津波監視課（中村 雅基）

業績指標 37

大規模災害に対する電気通信施設の信頼性向上対策が完了した事務所等の割合*

評 価	目標値：82%（令和2年度） 実績値：74%（平成29年度） 78%（平成30年度） 初期値：67%（平成28年度）
A	

（指標の定義）

危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所等（229事務所）のうち、国土交通省内を結ぶ結合通信網の強靱化のために電気通信設備の信頼性向上対策を行っている割合。

（目標設定の考え方・根拠）

危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所等について、予算の制約の中、国土交通省内を結ぶ結合通信網の強靱化の整備を順次進めており、令和2年度末までに整備を完了すべき拠点として、全体の82%を目標として設定した。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

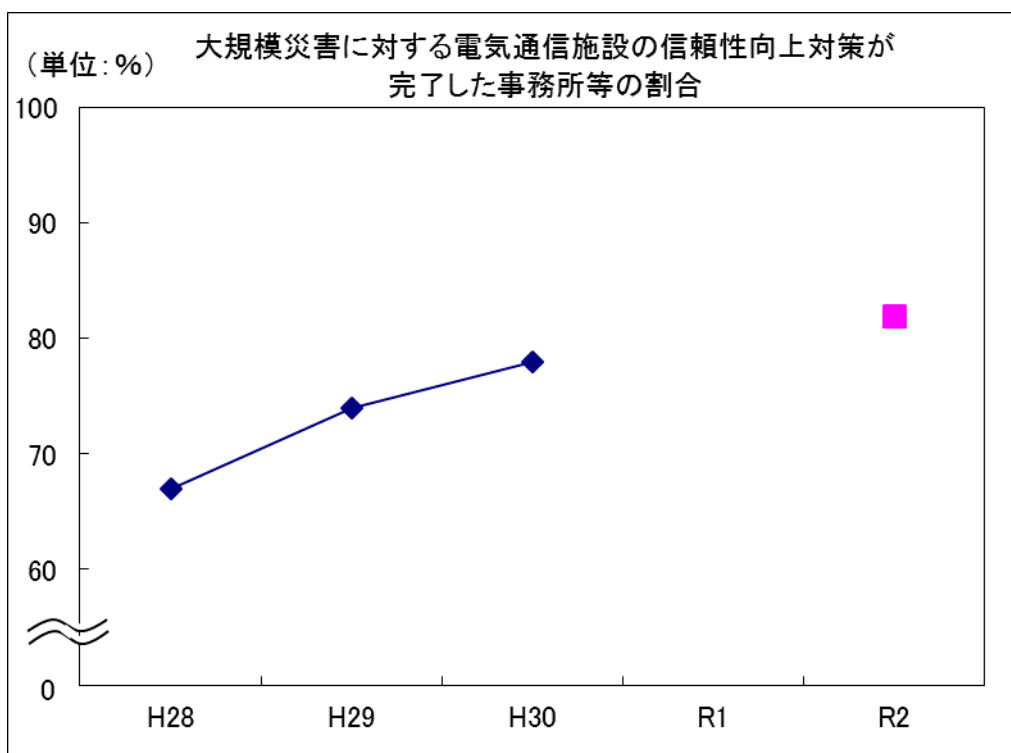
【閣決（重点）】

なし

【その他】

防災基本計画（平成30年6月29日中央防災会議）

過去の実績値					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
-	-	67	74	78	



主な事務事業等の概要

○映像情報利用の利便性向上のための技術的検討経費 予算額0.1億円（平成30年度）
通常時のインフラ管理や災害対応の高度化のための、監視の迅速化・効率化に関する技術的検討

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成30年度の実績値は78%と、前年度から増加しており目標値に向けて進捗している。

（事務事業等の実施状況）

平成30年度情報通信技術の利活用による防災情報システムの高度化等に関する調査検討業務において、国土交通省内を結ぶ結合通信網の強靱化のために電気通信設備の信頼性向上対策について検討を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については78%と、前年度から増加しており目標値に向けて進捗しているため、Aと評価した。国土交通省内を結ぶ結合通信網の強靱化のため、引き続き電気通信設備の信頼性向上対策を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 大臣官房技術調査課電気通信室（室長 平城 正隆）
関係課： なし

業績指標 38
 台風予報の精度（台風中心位置の予報誤差）*

評 価	A	目標値：200km（令和2年） 実績値：219km（平成30年） 初期値：244km（平成27年）
-----	---	---

（指標の定義）
 72時間先の台風中心位置の予報誤差（台風の進路予報円の中心位置と対応する時刻における実際の台風中心位置との間の距離）を、当該年を含む過去5年間で平均した値。

（目標設定の考え方・根拠）
 台風による被害の軽減を図るためには、台風に関する予測の基本である台風中心位置の予想をはじめとした台風予報の充実が必要である。この充実を測定する指標として、台風中心位置の予報誤差を用いる。
 平成27(2015)年までの過去5年間における予報誤差の平均は244kmである。平成28(2016)年の目標値としては、過去5年間の同指標の減少分及び過去5年間の各単年度実績の背景を踏まえ、新たな数値予報技術の開発等により、200kmに改善することが適切と判断。

本目標を達成するためには、予測に用いる数値予報システムの高度化が必要であり、数値予報モデルの改良を進めるとともに、初期値の精度向上に重要な観測データの同化システムの改善を図る。

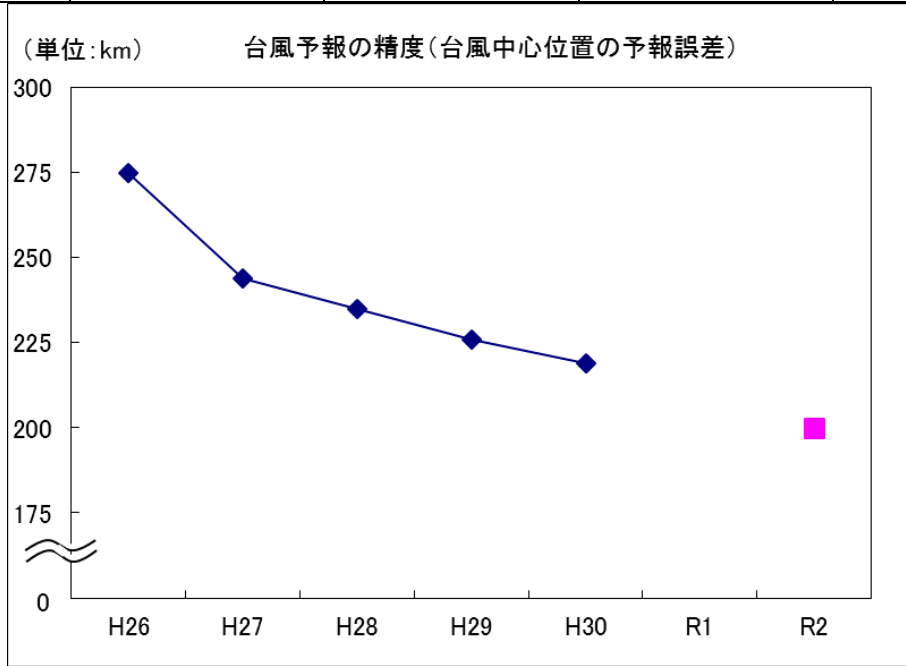
また、数値予報技術の開発と並行して、数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価などを通じた、予報作業における改善に努め、台風予報精度の一層の向上を図る。

（外部要因）
 自然変動（台風の進路予想に影響を与える台風及び環境場の特性の変化）

（他の関係主体）
 なし

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 なし
【閣決（重点）】
 なし
【その他】

過去の実績値（括弧内は単年の予報誤差）					(年)
H26	H27	H28	H29	H30	
275 (249)	244 (176)	235 (243)	226 (248)	219 (179)	



主な事務事業等の概要

スーパーコンピュータを中心とした気象資料総合処理システムの運用

気象資料総合処理システムを用いて予測モデルの開発を推進し、局地予報や台風予報などの精度を向上させる。

予算額：740 百万円（平成 29 年度）

予算額：711 百万円（平成 30 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である。

これまでの実績値のトレンドから、目標年度に目標を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

平成 30(2018)年 6 月には、第 10 世代スーパーコンピュータシステムの運用を開始し、00, 06, 18UTC 初期値の数値予報モデルの予報時間を 84 時間 (3.5 日) から 132 時間 (5.5 日) に延長した。令和元(2019)年度末までには、米国の現業極軌道気象衛星 NOAA-20 (2017 年 11 月打上) 搭載のマイクロ波サウンダ (ATMS) 及びハイパースペクトル赤外サウンダ (CrIS) の新規利用を開始するほか、全球アンサンブル予報システムの初期摂動作成手法として採用している局所アンサンブル変換カルマンフィルタ (LETKF) を改良する予定である。これにより、台風接近確率の予測精度が改善される見込みである。

また、数値予報システムの改善とあわせ、数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価などを通して、予報作業における改善に努め台風予測精度の一層の向上を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

これまでの実績値のトレンドから、目標年度に目標を達成すると見込まれるため、A 評価とした。

本目標を達成するためには、予測に用いる数値予報モデルとその初期値の精度を改善することが重要となる。

このため、令和元(2019)年度は、米国の現業極軌道気象衛星 NOAA-20 (2017 年 11 月打上) 搭載のマイクロ波サウンダ (ATMS) 及びハイパースペクトル赤外サウンダ (CrIS) の新規利用を開始するほか、全球アンサンブル予報システムの初期摂動作成手法として採用している局所アンサンブル変換カルマンフィルタ (LETKF) を改良する予定である。

令和 2 (2020) 年度以降も、数値予報モデルの高解像度化や鉛直層の増加、及びデータ同化システムの更新に向けた開発を引き続き進めるとともに、物理過程の改良を継続する。また、全天赤外輝度温度やハイパースペクトル赤外サウンダなどの観測データの利用手法の高度化を引き続き進めるとともに、新規衛星 (欧州の現業極軌道気象衛星 Metop-C (2018 年 11 月打上)、米国と台湾の掩蔽観測衛星 COSMIC-2 (2019 年春打上予定) ほか) の観測データの利用高度化に向けた開発を行う。

これらの取り組みを的確に実施し、またあわせて観測資料による数値予報資料の評価などを通して、予報作業における数値予報資料利用法の改善に努め、台風予測精度の一層の向上を図る。

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 予報部業務課 (木俣 昌久)

関係課： 予報部予報課 (梶原 靖司)

業績指標 39

防災地理情報（活断層図）の整備率*

評価

A	目標値：79%（令和5年度） 実績値：68%（平成30年度） 初期値：62%（平成28年度）
---	--

（指標の定義）

現状における国土の危険性を把握し、関係機関及び国民に提供するための取り組みとして国土地理院が整備している防災地理情報のうち全国活断層帯情報（活断層図）の整備面数を因子とし指標を設定する。活断層図の整備計画面数を分母とし、整備した活断層図の面数を分子として整備率を算出する。

$$\text{防災地理情報の整備率（\%）} = (\text{活断層図の整備済みの面数} / \text{活断層図の整備計画面数}) \times 100$$

$$\text{初期値 } 62\% = (185 \text{ 面} / 300 \text{ 面}) \times 100$$

$$\text{目標値 } 79\% = ((52 \text{ 面} + 185 \text{ 面}) / 300 \text{ 面}) \times 100$$

（目標設定の考え方・根拠）

地震調査研究推進本部が選定する主要活断層帯（平成29年2月現在、113断層帯）を包括する範囲の面数「300面」を整備計画面数とする。平成28年度末で整備済みの面数は、185面であり、初期値は、62%となる。

都市的地域として設定されている「人口集中地区」にかかる範囲のうち、活断層図が未整備な範囲の図面数「52面」を、基本測量に関する長期計画の最終年度である令和5年度末までに整備することとし、目標値は、79%となる。

（外部要因）

- ・地震調査研究推進本部が行う主要活断層帯の選定内容の変更
- ・活断層が起因する大規模地震の発生
- ・新たな活断層の発見及び新たな活断層に関する知見

（他の関係主体）

地震調査研究推進本部（主要活断層帯の選定を所管）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

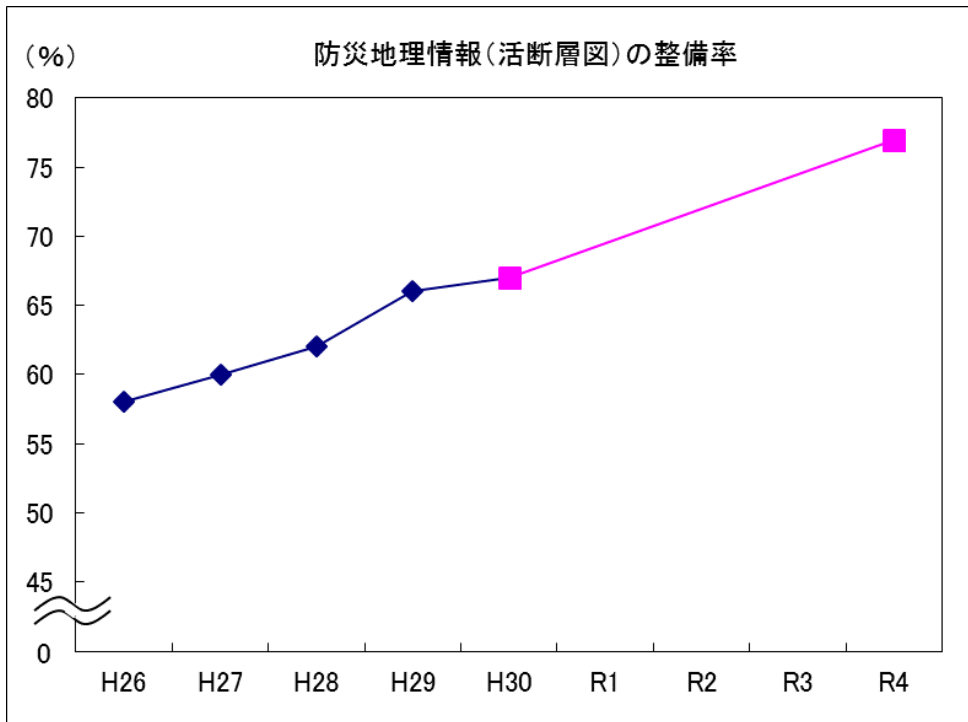
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				（年度）
H26	H27	H28	H29	H30
-	-	62	66	68



主な事務事業等の概要

全国活断層帯情報整備
 全国の活断層のうち、特に地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層帯について、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報を整備し提供する。平成 29 年度は布田川断層帯他を、平成 30 年度は牛首断層帯他について情報を整備した。
 予算額：46,640 千円（平成 29 年度）、26,796 千円（平成 30 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析
 (指標の動向)
 指標は、過去 5 年の間、継続的かつ定量的に増加している。
 (事務事業等の実施状況)
 平成 29 年 8 月に別府－万年山断層帯他の成果及び平成 30 年 7 月に布田川断層帯他の成果を公表し、ウェブページでの閲覧を開始した。

課題の特定と今後の取組みの方向性
 指標の値は順調に増加しているため、業績指標の判定を「A」とした。
 ・平成 28 年度まで、定義の因子は「活断層帯数」であったが、1つの活断層帯の長さが 20～360km 程度と大小様々であることから、平成 29 年度から地図情報の区画数（図面数）を因子とした業績指標に改め、進捗評価の精度を上げることが出来た。
 ・地図情報の区画数（図面数）を基に設定した目標達成に向けて取り組んでいる。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土地理院 総務部 政策調整室 （室長 桑久保 優）
 関係課：国土地理院 企画部 企画調整課 （課長 長谷川 裕之）
 国土地理院 応用地理部 企画課 （課長 勝田 啓介）

業績指標 40

防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積

評価

A

目標値：21,000ha（令和3年度）
 実績値：17,379ha（平成30年度）
 初期値：13,935ha（平成28年度）

（指標の定義）

都市防災総合推進事業および防災公園街区整備事業等の完了地区の面積。

（目標設定の考え方・根拠）

今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、防災上必要な市街地を改善するため、都市防災総合推進事業や防災公園街区整備事業を実施していく必要があることから、過去の実勢および予算の伸び率、現在の事業計画等を考慮して設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）**【施政方針】**

- ・ 第183回国会 施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- ・ 第186回国会 施政方針演説（平成26年1月24日）「ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」
- ・ 第189回国会 施政方針演説（平成27年2月12日）「事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第190回国会 施政方針演説（平成28年1月22日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- ・ 第193回国会 施政方針演説（平成29年1月20日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」
- ・ 第196回国会 施政方針演説（平成30年1月22日）「防災、減災に取り組み、国土強靱（じん）化を進める。」
- ・ 第198回国会 施政方針演説（平成31年1月28日）「ハードからソフトまであらゆる手を尽くし、三年間集中で、災害に強い国創り、国土強靱化を進めてまいります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）（第4章5.）
大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。
- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成23年3月15日）（第2章）
大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。
- ・ 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）（第3章国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）
密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等によるリフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設等を促進する。
- ・ 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成28年3月18日）（第2 目標8）
密集市街地の改善整備や無電柱化の推進、ハザードマップの積極的な情報提供、タイムラインの整備と訓練等により居住者の災害時の安全性の向上を図る。
- ・ 経済財政運営と改革の基本方針2016（第2章 2.（5）③防災・減災）
安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、無電柱化など景観や防災に配慮したまちづくりや開かずの踏切の解消等に向けた取組を進める。
- ・ 国土強靱化基本計画の変更（平成30年12月14日）（第3章国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）
密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。

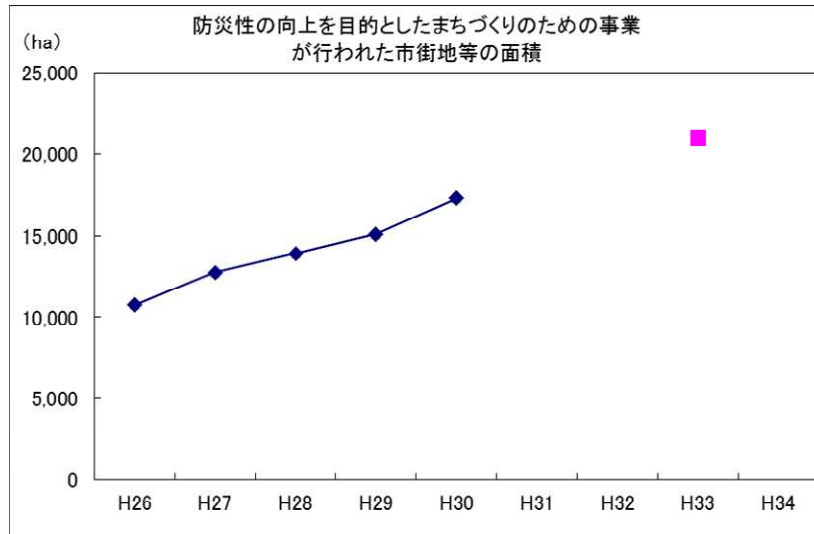
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 0, 7 5 2 ha	1 2, 7 2 9 ha	1 3, 9 3 5 ha	1 5, 1 1 9 ha	1 7, 3 7 9 ha



主な事務事業等の概要

- 都市防災総合推進事業の推進
 密集市街地に代表される防災上危険な市街地の改善を図る。
 予算額：防災・安全交付金 1兆 947億円の内数（平成27年度）
 防災・安全交付金 1兆1,002億円の内数（平成28年度）
 防災・安全交付金 1兆1,057億円の内数（平成29年度）
 防災・安全交付金 1兆1,117億円の内数（平成30年度）
 防災・安全交付金 1兆3,173億円の内数（平成31年度）
- 防災公園街区整備事業の推進
 都市再生機構が防災公園と周辺市街地の整備改善を一体的に行うことで防災性の向上を図る。
- 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）
 防災街区整備推進機構に土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

防災性の低い市街地について、平成30年度末までに17,379haの防災性能の向上が図られ、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれるため、順調である。

（事務事業等の実施状況）

平成22年度より、従来の補助金に代わって「社会資本整備総合交付金」が創設されるとともに、平成24年度補正予算より「防災・安全交付金」が創設された。これにより、目標実現のための基幹事業である都市防災総合推進事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業をより一層統合的・一体的に支援し、また手続きを簡素化することで、地方公共団体による防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積は、相当程度の進展があったためAと評価した。
- 今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、引き続き目標値を設定し、都市防災総合推進事業や防災公園街区整備事業を実施し、防災上危険な市街地の改善を推進していくこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市安全課（課長 須藤 哲夫）
 都市局公園緑地・景観課（課長 古澤 達也）
 関係課：

業績指標 4 1

一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合

評 価

A	目標値：約 8 9 % （令和 2 年度） 実績値：約 9 1 % （平成 2 9 年度） 集計中 （平成 3 0 年度） 初期値：約 7 6 % （平成 2 4 年度）
---	--

（指標の定義）

人口 2 0 万人以上の大都市（東京特別区、政令指定都市、中核市、特例市）（分母）における、災害応急対策施設のうち、「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」のいずれかが整備され、地域の避難・防災の拠点となるオープンスペース（注）が確保された都市（分子）の割合（なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を 1 都市と扱う。）

（注）誰もが簡単にアクセスできて、永続性が担保される公的空間。

（目標設定の考え方・根拠）

都市の防災機能の向上を図るため、長期的には 1 0 0 % を目指している。これまでの実績を踏まえ、令和 2 年度の目標値約 8 9 % を設定。

（外部要因）

該当なし

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

- ・第 1 6 9 回国会 施政方針演説（平成 2 0 年 1 月 1 8 日）「都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。
- ・第 1 8 3 回国会 施政方針演説（平成 2 5 年 2 月 2 8 日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。

【閣議決定】

- ・国土強靱化基本計画（平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日）（第 3 章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都）

密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。

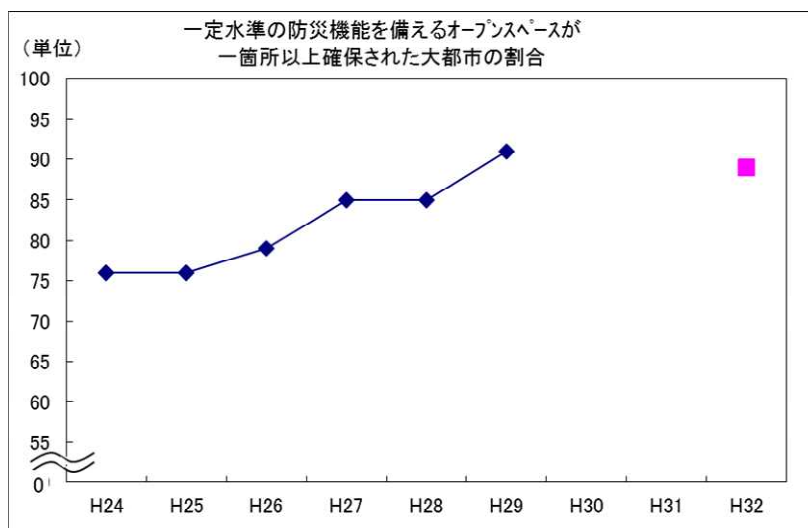
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 2 7 年 9 月 1 8 日）「第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値						(年度)
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
約 7 6 %	約 7 6 %	約 7 9 %	約 8 5 %	約 8 5 %	約 9 1 %	集計中



主な事務事業等の概要

○防災公園の整備 (◎)

災害時の避難地や防災拠点となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

予算額：社会資本整備総合交付金 8,885 億円、防災・安全交付金 11,117 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 670 億円の内数（平成 30 年度国費）

社会資本整備総合交付金 8,939 億円、防災・安全交付金 11,057 億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 579 億円の内数（平成 29 年度国費）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 30 年度の実績値は集計中である。本業績指標は、平成 28 年度実績値からは順調であり、平成 29 年度に目標を達成した。

(事務事業等の実施状況)

都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、帰宅困難者対策のための既存公園の防災機能強化や、震災時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成 30 年度の実績値は集計中である。前述のとおり、本業績指標は、平成 28 年度実績値からは順調であり、平成 29 年度に目標を達成した。
- ・近年の大規模災害の影響を受け、各都市における防災に対する危機意識が高まっていることを踏まえ、都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、引き続き災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進していく必要がある。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（課長 古澤 達也）

業績指標 4 2

下水道による都市浸水対策達成率*

評 価

A	目標値：約 6 2 % (令和 2 年度) 実績値：約 5 9 % (平成 3 0 年度) 初期値：約 5 6 % (平成 2 6 年度)
---	---

(指標の定義)

都市浸水対策を実施すべき区域のうち、5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積の割合。

分子：5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積

分母：市街地で過去に浸水被害が発生した地区など、都市浸水対策を実施すべき区域の面積

(目標設定の考え方・根拠)

地方公共団体における浸水対策の実施予定より、目標値を設定

(外部要因)

地元との調整状況

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・基本方針（平成 3 0 年 1 0 月 2 日）

近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。

・防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日）

大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

・国土強靱化基本計画（平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日）

「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

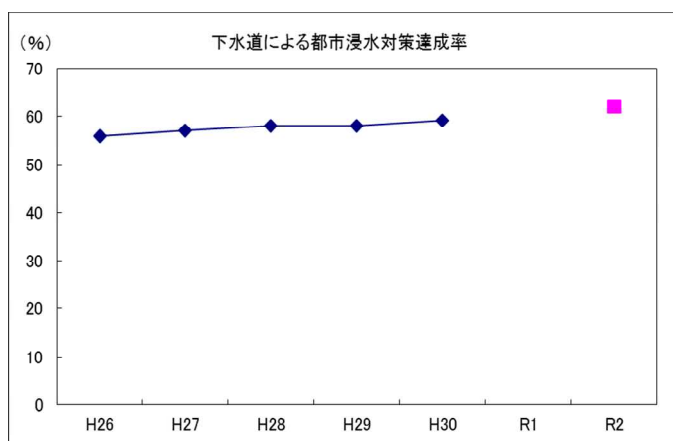
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成 2 7 年 9 月 1 8 日）「第 1 章、第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)	
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
約 5 6 %	約 5 7 %	約 5 8 %	約 5 8 %	約 5 9 %	



主な事務事業等の概要

○ 下水道による雨水対策施設の整備の推進 (◎)

下水道による雨水対策施設の整備により、都市の水害安全度の向上を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 8, 886億円の内数 (平成30年度国費)

防災・安全交付金予算額 11, 117億円の内数 (平成30年度国費)

下水道事業関連予算額 54億円の内数 (平成30年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

○ 中小規模の都市における下水道浸水対策事業の推進

近年の集中豪雨等により、全国各地で大規模な内水被害が発生しており、特に中小規模の都市で整備の遅れによる浸水被害が顕在化していることから、都市機能が集積した地区等の浸水対策を推進する「下水道浸水被害軽減総合事業」について、中小規模の都市の対策等を支援するため地区要件を緩和するとともに、移動式排水施設 (排水ポンプ車) の整備を支援メニューに追加し、総合的な浸水対策を強化する。

○ 下水道床上浸水対策緊急事業および事業間連携下水道事業の創設

平成30年7月豪雨をはじめとして、近年、全国の都市において内水被害が頻発し、浸水によって市民生活や地域経済へ甚大な影響が発生していることから、浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区において早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を計画的に実施する「下水道床上浸水対策緊急事業」を創設し、また、内水浸水による深刻な影響を回避するため下水道事業を河川事業と一体的かつ計画的・集中的に実施する「事業間連携下水道事業」を創設し、総合的な浸水対策を強化する。

○ 雨水管理総合計画策定の促進

各下水道管理者において、浸水リスクを評価し、浸水対策の効果を最大限発揮するための計画策定を促進し、特に浸水リスクの高い地区において重点的に対策を推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・順調である。
- ・下水道による都市浸水対策達成率の平成30年度の実績値は約59%であり、平成29年度から約1%上昇しており、過去の実績値によるトレンドを延長すると、令和2年度には目標値を概ね達成する見込みであるが、平成31年度に「下水道浸水被害軽減総合事業」を拡充するとともに、「下水道床上浸水対策緊急事業」および「事業間連携下水道事業」を創設し、一定期間内に集中的に対策を講じることとしており、これら追加・拡充の取組により令和元年以降実績値向上の効果が着実に発現することが見込まれ、さらに、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策により、これまでより効率的かつ迅速に対策が進むことが期待されることから、令和2年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成31年度には、「下水道浸水被害軽減総合事業」を拡充し、中小規模の都市の対策等を支援するため地区要件を緩和するとともに、移動式排水施設 (排水ポンプ車) の整備を支援メニューに追加し、総合的な浸水対策を推進した。
- また、浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区において早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を計画的に実施する「下水道床上浸水対策緊急事業」を創設するとともに、内水浸水による深刻な影響を回避するため下水道事業を河川事業と一体的かつ計画的・集中的に実施する「事業間連携下水道事業」を創設し、総合的な浸水対策を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・下水道による都市浸水対策達成率は増加傾向にあり、目標値に向けて着実に進展していることから、Aと評価した。
- ・今後、目標年度における目標達成に向け、平成31年度に拡充した下水道浸水被害軽減総合事業により、中小規模の都市における下水道浸水対策を支援し取組を着実に推進するとともに、同年度に創設した下水道床上浸水対策緊急事業及び事業間連携下水道事業により、特に浸水リスクの高い地区において重点的に対策を推進する。また、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策により、これまでより効率的かつ迅速な対策を推進する。

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官 (流域管理官 白崎 亮)

関係課：

業績指標 4 3

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積*

評 価

B

目標値：目標値：おおむね解消（令和 2 年度）
 実績値：3,149ha（平成 30 年度）
 初期値：約 4,450ha（100%）（平成 27 年度速報）

(指標の定義)

地震時等に著しく危険な密集市街地（※）の面積

（※）地震時等に著しく危険な密集市街地とは、従来の重点密集市街地の基準である不燃領域率（市街地面積に占める耐火建築物等の敷地及び幅員 6 m以上の道路等の公共施設面積の割合）や住宅戸数密度等の延焼危険性の指標に加え、避難の困難さの指標である区内閉塞度及び周辺地区の状況や地形条件等の地域特性も基準となり位置づけられる密集市街地のことをいい、各地方公共団体が位置づけを行う。

(目標設定の考え方・根拠)

平成 23 年 3 月 15 日に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）において、従来の延焼危険性の指標に加え、新たに避難の困難さの指標である、区内閉塞度や地域特性等を考慮した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を令和 2 年度末までにおおむね解消（最低限の安全性を確保）することが位置づけられ、密集市街地の改善整備に向けた取り組みの方向性においても、従来までの住宅等の不燃化推進や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ、きめ細やかな事業の実施を図ることになった。この「令和 2 年度末」の期限は、できる限り早期に最低限の安全性の確保を目指すこととして設定したものである。

なお、平成 28 年 3 月 18 日に全部変更された住生活基本計画（全国計画）においても、同様の目標が継続して定められている。

(外部要因)

目的達成には、地方公共団体による市街地整備および老朽住宅の建替え等を進める必要があるが、それらは高齢化の進展や経済状況等に影響される。

(他の関係主体)

地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

(重要政策)**【施政方針】**

- 第 169 回国会 施政方針演説（平成 20 年 1 月 18 日）「都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- 第 183 回国会 施政方針演説（平成 25 年 2 月 28 日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- 第 186 回国会 施政方針演説（平成 26 年 1 月 24 日）「ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めます。」
- 第 189 回国会 施政方針演説（平成 27 年 2 月 12 日）「事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- 第 190 回国会 施政方針演説（平成 28 年 1 月 22 日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めてまいります。」
- 第 193 回国会 施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」
- 第 196 回国会 施政方針演説（平成 30 年 1 月 22 日）「防災・減災に取り組み、国土強靱化を進める。」
- 第 198 回国会 施政方針演説（平成 31 年 1 月 28 日）「安全対策を行い、命を守る防災・減災に取り組みます。」

【閣議決定】

- 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成 23 年 3 月 15 日）（第 2 目標 1）
大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。
- 日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日）（第 II. 3 つのアクションプラン≫一. 日本産業再興プラン≫ 5. 立地競争力の更なる強化≫④都市の競争力の向上）
外国企業が我が国にアジアの拠点を置くインセンティブとなるよう、都市の多様性を確保し、老朽化した建築物等を更新すること等により都市環境や生活環境の向上、良好な治安の確保、防災力の向上等を通じて、都市の国際競争力を高めることが重要である。
- 国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日）（第 3 章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）
密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、中古住宅の建物評価改善等によるリフォームや耐震性に優れた木造建築物の建設等を促進する。
- 住生活基本計画（全国計画）の全部変更（平成 28 年 3 月 18 日）（第 2 目標 8）
密集市街地の改善整備や無電柱化の推進、ハザードマップの積極的な情報提供、タイムラインの整備と訓練等により居住者の災害時の安全性の向上を図る
- 経済財政運営と改革の基本方針 2016（第 2 章 2.（5）②防災・減災）

安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、無電柱化など景観や防災に配慮したまちづくりや開かずの踏切の解消等に向けた取組を進める。

- ・ 国土強靱化基本計画の変更（平成 30 年 12 月 14 日）（第 3 章国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（2）住宅・都市）

密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年 12 月 14 日）（第 3 章各項目の主な具体的措置）
地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策

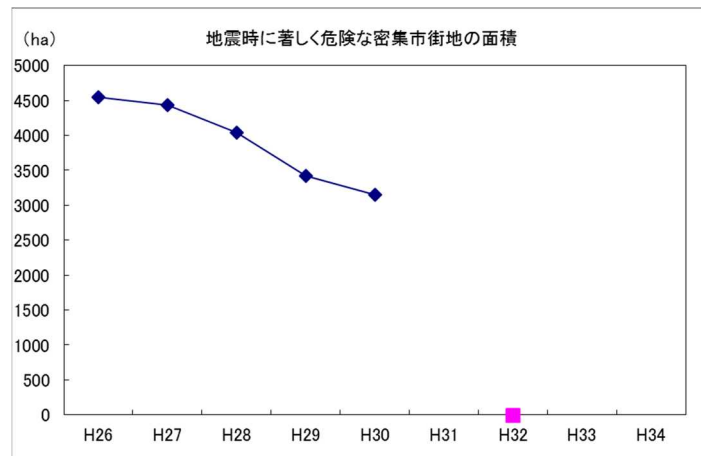
【閣決（重点）】

- ・ 社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日）「第 3 章に記載あり」
- ・ 社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」

【その他】

- ・ なし

過去の実績値					(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
4, 547ha	4, 435ha	4, 039ha	3, 422ha	3, 149ha	



主な事務事業等の概要

- ・ 密集市街地の改善整備の促進のため、各種制度を実施している。(◎)
 予算額：防災・安全交付金 1 兆 1, 0 5 7 億円の内数（平成 2 9 年度）
 防災・安全交付金 1 兆 1, 1 1 7 億円の内数（平成 3 0 年度）
 防災・安全交付金 1 兆 3, 1 7 3 億円の内数（令和元年度）
- ・ 住宅市街地総合整備事業等により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備を促進している。
- ・ 住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備を促進している。
- ・ 密集市街地総合防災事業により密集市街地における総合的な環境整備を推進している。
 予算額：密集市街地総合防災事業 2 7 億円（平成 2 9 年度）
 3 2 億円（平成 3 0 年度）
 5 1 億円（令和元年度）
- ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税）
 防災街区整備事業等の用に供するために土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。
- ・ 防災街区整備事業の施行に伴い新築された防災施設建築物に係る特例措置（固定資産税）
 防災街区整備事業の施行に伴い新築された、防災施設建築物に該当する家屋のうち、一定の要件を満たすものについては固定資産税を減額。
- ・ 防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等（所得税・法人税）
 防災再開発促進地区内の危険密集市街地の資産を譲渡して防災施設建築物及びその敷地を取得した一定の場合については、事業用資産の買換特例を措置。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、平成 30 年度末時点で 3,149ha と減少しており、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標達成への進捗状況は順調でない。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成 24 年度補正予算において新たに防災・安全交付金を創設するとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業における密集市街地内の避難路沿道建築物の耐震改修等に係る補助率の拡充を実施。
- ・平成 25 年度補正予算において、密集市街地における延焼防止を目的として、道路沿いの建築物を不燃化する事業に対する補助制度の合理化を実施。
- ・平成 26 年度において、道路整備等と一体に沿道の建築物を耐火建築物等に建て替えることにより延焼遮断帯の形成を促進する延焼遮断帯形成事業の適用要件の見直し。
- ・平成 27 年度において、密集市街地における総合的な環境整備を推進する「密集市街地総合防災事業」を創設。
- ・平成 28 年度において、火災等に対する防災面での悪影響が懸念される空家や不良住宅の除却を助成対象に追加。
- ・平成 30 年度において、「個別建替え」の類型に「隣地取得型戸建住宅」を追加し、制度を拡充。
- ・平成 30 年度 2 次補正予算において、特に整備改善が必要な密集市街地の空き家等の除却等について補助率を引上げ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、平成 30 年度末時点で 3,149ha とおおむね解消に向け毎年度着実に減少しているが、目標達成に向けた成果を示していないことから B と評価した。
- 今後、密集市街地の整備改善を促進するためには、従来の取組に加えて、民間の力による個別の建築物の建替えを促進することにより、市街地の延焼防止性能を向上させることが重要である。そのため、延焼防止性能の高い建築物に対する建蔽率緩和の措置や平成 30 年度 2 次補正予算において拡充した制度等を活用することで、耐火性能の低い建築物の除却を促進し、不燃化することにより、密集市街地の安全性の向上を推進していくこととする。
- また、これまでの制度拡充による充実した支援メニュー等を通じて、東京都等において密集市街地解消のための市街地整備の進捗が確実に見られることから、引き続きこれらの支援を推進していくこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市安全課（課長 須藤 哲夫）
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 山下 英和）
関係課：都市局都市計画課（課長 楠田 幹人）
都市局市街地整備課（課長 渡邊 浩司）
都市局街路交通施設課（課長 本田 武志）
都市局公園緑地・景観課（課長 古澤 達也）
都市局まちづくり推進課（課長 佐藤 守孝）
住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長 上森 康幹）
住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 中尾 晃史）
住宅局市街地建築課（課長 田中 敬三）

業績指標 4 4

大規模盛土造成地マップ等公表率

評 価	A	目標値：100 %（令和元年度） 実績値：72.8%（平成 30 年度） 初期値：13.7%（平成 26 年度）
-----	---	--

（指標の定義）

大規模盛土造成地について、その有無等を公表した市区町村の割合。《分母：1741(全体)》《分子：公表市区町村》

（目標設定の考え方・根拠）

国土強靱化基本計画の変更（平成 30 年 12 月 14 日改訂）により目標年度と目標値を再設定。

（外部要因）

マップ公表に向けた、市区町村と住民等関係者との調整

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

- ・第 193 回国会 施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）「事前防災・減災対策に徹底して取り組み、国土強靱化を進めます。」
- ・第 196 回国会 施政方針演説（平成 30 年 1 月 22 日）「防災・減災に取り組み、国土強靱化を進める。」
- ・第 198 回国会 施政方針演説（平成 31 年 1 月 28 日）「安全対策を行い、命を守る防災・減災に取り組みます。」

【閣議決定】

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2016（第 2 章 2. (5)③防災・減災）
安全なまちづくりに向けて、木造密集市街地の改善、住宅・建築物の耐震化、（中略）等に向けた取組を進める。
- ・国土強靱化基本計画の変更（平成 30 年 12 月 14 日改訂）
大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や（中略）マップの公表・高度化を図るとともに、耐震化を推進するなど、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。
宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）

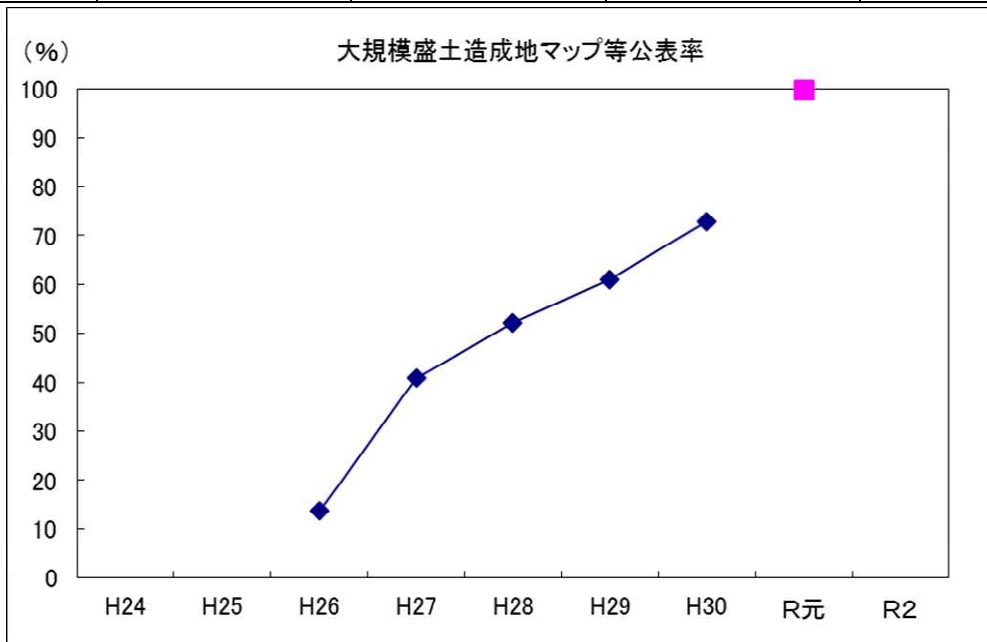
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日）「第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
13.7%	41.0%	52.3%	60.9%	72.8%	



主な事務事業等の概要

- ・宅地耐震化推進事業の推進（◎）

大地震等による宅地被害を防止・軽減するため、甚大な被害の生じるおそれのある大規模盛土造成地の調査を進め、住民に対する情報提供を促進する。令和元年度においては、大規模盛土造成地マップ等が未作成の市区町村のマップ作成・公表を国直轄で行うことで目標の達成に向けさらなる促進をはかる。

（◎）を付記した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成30年度末までに、72.8%の市区町村で大規模盛土造成地マップ等の公表がなされた。マップ等の公表率の達成率は、市区町村と住民等関係者との公表に向けた調整が発生する場合があります、その状況による変動等で若干の鈍化は見られるものの、前年度から引き続き着実に増加しており、これまでの実績値のトレンドから順調に進捗していると考えられる。

(事務事業等の実施状況)

「重要インフラの緊急点検」を踏まえ決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に大規模盛土造成地マップ等の作成も盛り込まれ、平成30年度第二次補正予算が措置されたことで、マップ未作成市区町村のマップ作成を国直轄で実施することとなり、最終年度である令和元年度の目標達成に向けさらなる対策を講じた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については順調に推移している上、平成30年度第二次補正予算において、マップ未作成市区町村のマップ作成を新たに国直轄事業行うこととしたことからAと評価した。

今後は、地方公共団体と密に連携し、公表方法等について理解を得ることで公表率100%を目指す。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市安全課（課長 須藤哲夫）
関係課：なし

業績指標 4 5

災害時における機能確保率 (①主要な管渠*、②下水処理場*)

評 価	
① B	目標値 ：①約 60% (平成 32 年度)、②約 40% (平成 32 年度) 実績値 ：① 集計中 (平成 30 年度)、② 集計中 (平成 30 年度) ①約 50% (平成 29 年度)、②約 36% (平成 29 年度) 初期値 ：①約 46% (平成 26 年度)、②約 32% (平成 26 年度)
② A	

(指標の定義)

《主要な管渠》地震対策上重要な管渠のうち、耐震化が行われている割合。

※主要な管渠・・・ポンプ場・処理場に直結する管渠、河川・軌道等を横断する管渠、緊急輸送路下に埋設された管渠など

《下水処理場》下水処理場のうち「揚水」、「沈殿」及び「消毒」に係る施設の耐震化が行われている割合。

(目標設定の考え方・根拠)

《主要な管渠》地方公共団体が定めている「重要な幹線等」の延長のうち、耐震化事業の実施予定、過去の整備状況を勘案し目標値を設定。

《下水処理場》地方公共団体の耐震化事業の実施予定から目標値を設定。

(外部要因)

地元との調整状況

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・防災、減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策 (平成 30 年 12 月 14 日)

第 3 章. I. (1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

第 4 章. II. (3) 陸海空の交通ネットワーク

・国土強靱化基本計画 (平成 30 年 12 月 14 日)

「ライフライン (電気、ガス、上下水道、通信) の管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策、電気火災防止のために自動的に電力供給を停止する取組等による耐災害性の強化を図るとともに、(以下、略)」

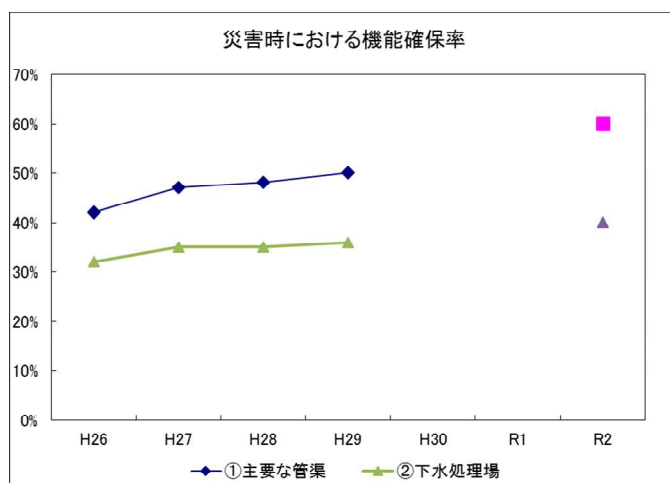
【閣決 (重点)】

社会資本整備重点計画 (平成 27 年 9 月 18 日) 「第 2 章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
① 46%	① 47%	① 48%	① 50%	集計中	
② 32%	② 35%	② 35%	③ 36%	(8 月頃)	



主な事務事業等の概要

○ 下水道施設の地震対策の推進 (◎)

災害時における下水道施設の機能確保に向けて、主要な管渠や下水処理場の耐震化をはじめとする下水道施設の地震対策を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 8, 886億円の内数(平成30年度国費)

防災・安全交付金予算額 11, 117億円の内数(平成30年度国費)

下水道事業関連予算額 54億円の内数(平成30年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

① 順調でない。

- ・主要な管渠の耐震化率については、平成29年度の実績値は約50%であり、過去の実績値によるトレンドを延長しても目標年度に目標値を達成することは困難であるが、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策により、国としても集中的に取り組んでいるところであり、引き続き一層の支援を行っていく。

② 順調である。

- ・下水処理場の耐震化率については、平成29年度の実績値は約36%であり、過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成21年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として創設した「下水道総合地震対策事業」について、平成29年度までの制度を、平成30年から令和4年まで5年間延伸した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・主要な管渠の耐震化率については、平成29年度の実績値は約50%であり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値を達成することは困難であることから、Bと評価した。ただし、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策により、3か年で集中的に取り組んでいるところであり、緊急点検で対策が必要と判明した施設については、計画的・集中的に対策を進め、引き続き一層の支援を行っていく。
- ・下水処理場の耐震化率については、平成29年度の実績値は約36%であり、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、Aと評価した。
- ・さらに、下水道総合地震対策事業の拡充等による「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を引き続き推進するとともに、被害を最小化する「減災」対策の一層の強化を図るため、近年の自然災害における課題等を踏まえた下水道事業における事業継続計画(BCP)の見直しを推進していく。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 (課長 植松 龍二)

関係課：

業績指標 4 6

最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合

評 価	
B	目標値：約100%（令和2年度） 実績値：約5%（平成30年度） 初期値：－（平成26年度）

（指標の定義）

水位周知下水道の早期指定が想定される下水道が存する市区数のうち、最大クラスの内水ハザードマップを作成・公表し、かつ住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区数の割合

（目標設定の考え方・根拠）

水位周知下水道の早期指定が想定される下水道が存する市区について、最大クラスの内水ハザードマップの作成・公表を推進するとともに、それを住民の防災意識向上に繋がる訓練に活用することが重要であるため、100%を目標として設定。

（外部要因）

地元との調整状況等

（他の関係主体）

地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・基本方針（平成30年10月2日）

近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改修、治水、砂防対策、ため池改良、熱中症予防など、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。

- ・防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日）

避難行動に必要な情報等の確保

- ・国土強靱化基本計画（平成30年12月14日）

「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

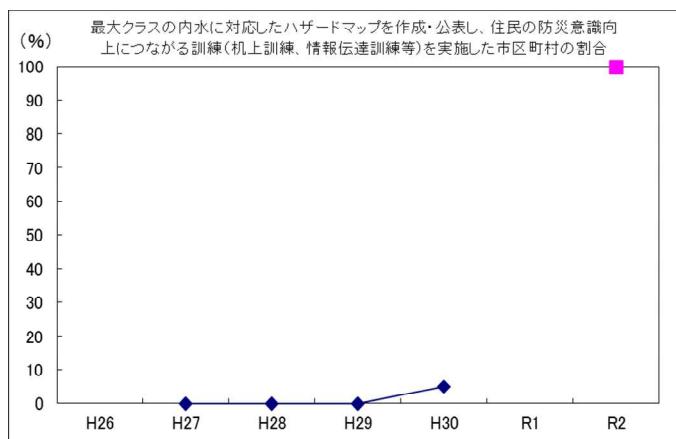
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第1章、第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
—	0%	0%	0%	5%	



主な事務事業等の概要

○ 下水道による浸水被害の軽減対策 (◎)

下水道による浸水被害の軽減対策を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 8, 886億円の内数 (平成30年度国費)

防災・安全交付金予算額 11, 117億円の内数 (平成30年度国費)

下水道事業関連予算額 54億円の内数 (平成30年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・順調でない。
- ・平成30年度の実績値は5%であり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に達成することは困難である。しかしながら、平成27年7月の水防法改正を受けて、平成28年度に公表した水害ハザードマップ作成の手引きや活用に関する事例集等をもとに地方公共団体において最大クラスの内水ハザードマップの作成・公表に向けた検討が進められているところであり、さらに、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策により、これまでより効率的かつ迅速に対策が進むことが期待される。

(事務事業等の実施状況)

- ・平成28年度には、市町村がより避難行動に直結した利用者目線に立ったハザードマップを作成するため、「早期の立退き避難が必要な区域」を検討し明記すること等を盛り込んだ「水害ハザードマップ作成の手引き」を改訂した。
- ・また、同平成28年度には、従来の既往最大降雨等に対する浸水想定区域図の作成に加えて、想定し得る最大規模の外力に対する浸水想定区域図を作成するための浸水想定手法等を盛り込んだ「内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)」を公表した。
- ・想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップ策定が求められる都市から構成される担当者会議を通じた技術的助言・情報共有を行う。
- ・全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策として想定最大規模の内水ハザードマップ等の作成(約20地方公共団体)に関する予算支援を実施する。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成30年度の実績値は5%であり、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に達成することは困難であることから、Bと評価した。

最大クラスの内水ハザードマップの策定について、地方公共団体のノウハウ不足や財政面の課題があったが、平成28年度に公表した水害ハザードマップ作成の手引き等をもとに地方公共団体において最大クラスの内水ハザードマップの作成・公表に向けた検討が進められているところであり、令和2年度の目標値の達成のために、継続して支援を行うことに加え、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策により、これまでより効率的かつ迅速な対策を推進する。

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官(流域管理官 白崎 亮)

関係課：

業績指標 4.7

①住宅*・②建築物*の耐震化率

評価	
① N	目標値：約95%（令和2年） ※平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 実績値：約82%（平成25年） 初期値：約82%（平成25年）
② N	目標値：約95%（令和2年） 実績値：約85%（平成25年） 初期値：約85%（平成25年）

（指標の定義）

- ① 住宅の耐震化率
住宅の総戸数のうち、耐震性を有するもの（※）の戸数（いずれも居住世帯のある住宅の戸数）の割合
- ② 建築物の耐震化率
多数の者が利用する建築物の総棟数のうち、耐震性を有するもの（※）の棟数の割合
※新耐震基準（昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準）で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの。

（目標設定の考え方・根拠）

- ① 住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、目標を設定した。
- ② 統計データ等から推計される多数の者が利用する建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、目標を設定した。

（外部要因）

- ・目的達成には、住宅・建築物の耐震改修・古い住宅・建築物の建替えのペースが維持される必要があるが、それらは経済状況等に影響される。

（他の関係主体）

地方公共団体等

（重要政策）

【施政方針】

- ・第183回国会 施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」
- ・第186回国会 施政方針演説（平成26年1月24日）「災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、危機管理を徹底するとともに、大規模建築物の耐震改修や治水対策、避難計画の作成や防災教育など、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱（きょうじん）化を進めます。」

【閣議決定】

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、平成25年11月改正施行。以下「耐震改修促進法」という。）
- ・マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号、平成26年12月改正施行。以下「マンション建替法」という。）
- ・平成27年3月31日に閣議決定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において、平成32年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。
- ・平成28年3月18日に閣議決定された「住生活基本計画（全国計画）」において、令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することとされている。

【閣決（重点）】

- ・平成27年9月18日に閣議決定された「社会資本整備重点計画」において、令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。

【その他】

- ・「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号、平成31年1月改正施行。）において、令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とし、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を中途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消とする目標が掲げられている。
- ・平成26年3月28日に中央防災会議で策定された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、令和2年までに住宅の耐震化率を95%とする目標が掲げられている。
- ・平成30年6月5日に国土強靱化推進本部で策定された「国土強靱化アクションプラン2018」において、平成32年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%とし、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を中途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消とする目標が掲げられている。

- ・不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務付け、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等、耐震改修促進法の円滑な運用を図っている。
- ・平成25年度予算において、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する耐震対策緊急促進事業を創設している。
- ・平成24年度に実施した政策アセスメント（平成25年度予算概算要求（入れ替え））である「建築物の耐震化の緊急促進事業の創設」の事後検証については、本業績指標をもってその効果を検証しているところ、実績値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、実績値が把握できる年度において検証することとする。

①住宅の耐震化

- ・従来からの防災・安全交付金等を活用した支援（住宅・建築物安全ストック形成事業）に加え、平成30年度予算において、耐震化に向けた積極的な取り組みを行っている地方公共団体を対象とした、原則戸当たり100万円の定額補助制度を創設し、耐震化の促進を図っている。
- ・平成25年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する所得税減額の特例措置の延長・拡充を行うとともに、固定資産税については、地方公共団体が指定する特に重要な避難路沿道にある住宅は一般住宅より減額期間を延長する措置を講じている。また、平成30年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する固定資産税の減額措置を令和元年度末まで延長している。
- ・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを行っている。
- ・平成26年12月に改正したマンション建替法において、耐震性の不足する要除却認定マンションを対象としたマンション敷地売却事業制度等を創設し、平成26年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の軽減、控除又は非課税措置）を創設するとともに、平成26年度から専門家による相談体制の整備のための予算上の措置を講じている。

③ 建築物の耐震化

- ・耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の法人税・所得税の特例措置（取得価額の25%の特別償却）及び固定資産税の減額措置（2年間1/2減額）を講じている。（平成29年度税制改正において、固定資産税の減額措置を令和2年3月まで延長。）

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・実績値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、Nと評価した。
- ・住宅の耐震化については、着実に進捗しているものの平成25年に改正した耐震改修促進法や平成26年に改正したマンション建替法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実や積極的な普及啓発等）により令和2年及び令和7年の目標の達成に向け、引き続き住宅の耐震化に向けた取組を実施する。
- ・建築物の耐震化については、着実に進捗しているものの平成25年に改正した耐震改修促進法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実等）により、平成32年の目標の達成に向け、引き続き建築物の耐震化に向けた取組を実施する。

具体的には、

- ・地方ブロックごとの地方公共団体との会議を通じ、耐震改修促進法の円滑な運用を図る。
- ・耐震診断・耐震改修の促進を図るためには、地方公共団体の補助制度による支援が重要である。特に、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた建築物の耐震化に際し、所有者の負担を軽減するためには、地方公共団体における補助制度の整備・充実が必要であり、地方公共団体に対し引き続き補助制度の整備・充実を要請していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局建築指導課（課長 淡野 博久）
 関係課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 山下 英和）
 住宅局住宅生産課（課長 長谷川 貴彦）
 住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 中尾 晃史）
 住宅局市街地建築課マンション政策室（室長 野本 英伸）

業績指標 48
 防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合

評 価	
B	目標値：100%（平成30年度） 実績値：73.0%（平成30年度） 初期値：3.0%（平成26年度）

（指標の定義）
 安全点検や周辺の鉄道駅等との連携による地下街の防災対策のための計画の策定が行われ、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等に着手された地下街の割合。
 <分母>全国の地下街の数
 <分子>防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の数

数値の根拠
 ○初期値 2/78
 ○直近値 58/79

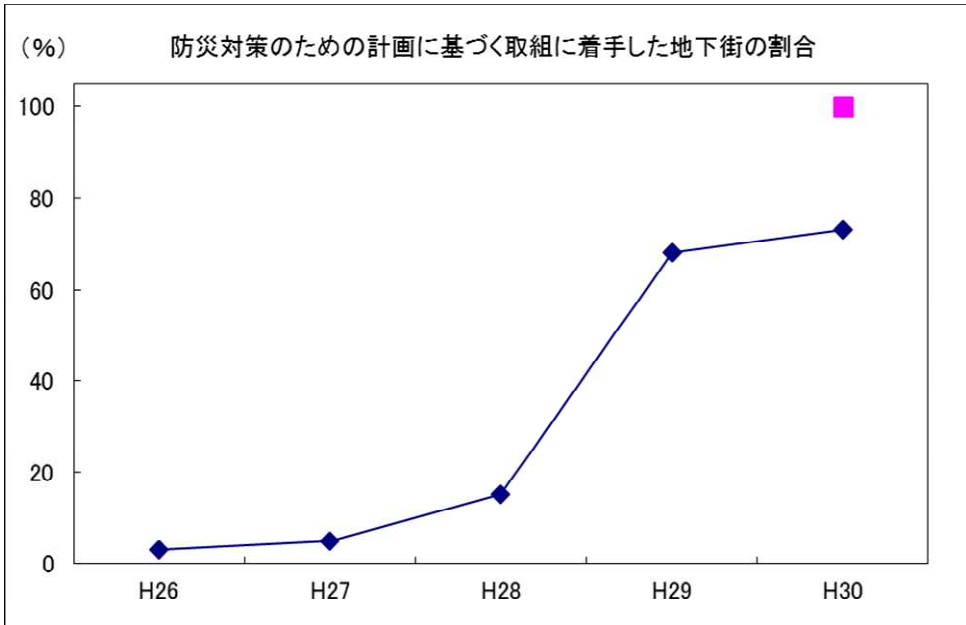
（目標設定の考え方・根拠）
 地下街は全国の拠点駅等に存在し利用者も多数に上っており、大規模地震の際には、利用者等が混乱状態となることが懸念される。また、天井等の老朽化が進んでいるほか、駅等からの避難者の流入も想定され、ハード・ソフトからなる利用者等の安心避難のための安全対策を講じていくことが必要であることから、平成30年度までに防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の割合を100%にすることを旨とする。

（外部要因）
 なし

（他の関係主体）
 地方公共団体、民間事業者

（重要政策）
【施政方針】
 なし
【閣議決定】
 国土強靱化基本計画（平成30年12月14日）「第3章に記載あり」
【閣決（重点）】
 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」
【その他】
 なし

過去の実績値				（年度）	
H26	H27	H28	H29	H30	
3.0%	5.0%	15.0%	68.0%	73.0%	



主な事務事業等の概要

○地下街防災推進事業

利用者が多く公共性の高い地下街において、大規模地震発生時や浸水時における安全性向上を図るため、地下街管理会社等が実施する天井板等の地下街設備の安全点検、地下街防災推進計画の策定、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等の整備を推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

達成しなかった。

■具体的な実績

- ・防災対策のための計画に基づく取組に着手した地下街の数

H26:2箇所 ⇒ H27:2箇所 ⇒ H28:8箇所 ⇒ H29:42箇所 ⇒ H30:4箇所

H30に100%とすることを目標値として設定していたが、地下街管理会社又は自治体において、防災対策に必要な予算の確保が困難であったことや、地下街のテナントとの調整に時間を要した等、事業主体である地下街管理会社等(民間)や、協調補助を行う自治体の事業計画上の課題があることから目標を達成しなかった。

(事務事業等の実施状況)

大規模地震発生時や浸水時における安全性向上を図るため、地下街管理会社等が実施する天井板等の地下街設備の安全点検、地下街防災推進計画の策定、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等の整備を支援している。H26には3%だった実績値がH30には73%までの進展を見ることができ、一定の成果を得た。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標達成に向けた成果を示していないためBと評価した。

一部の自治体や地下街管理会社等に対して、地下街防災推進事業の制度や枠組等の周知を一層強化すると共に、計画策定に際して現状における課題を把握し解決策を検討していく必要があると考えられる。そのため、事業に関する意見聴取とフィードバック等を通じて、地下街における安全性確保について検討し、防災対策のための計画策定に着手できるように技術的な助言を行う等、支援をしていく。

目標年度が到来したが、引き続き、防災対策のための計画に基づく取組を推進していく必要がある。実績値に関しては、順調に増加を示していることから、これを踏まえて目標年度の見直しを行い、令和5年度の目標値を100%と設定する。

担当課等(担当課長名等)

担当課： 都市局街路交通施設課

関係課： ー